



* 0027830000 *

0027830-000

337. 2225-K i 251m

満洲国幣制と金融

財団法人金融研究会

1932

ADH

圖書第六編

滿洲國幣制と金融

財團
法人
金融
研究
會



337.2225

Ki251m

法財團 金融研究會

本會ハ、株式會社三井銀行ガ大正拾五年九月、ソノ創立五拾年ニ達シタルヲ記念スルガ爲メ寄附シタル金壹百萬圓ヲ以テ、昭和貳年九月設立セラレタルモノナリ。

本會ノ目的竝ニ事業及役員左ノ如シ。

(イ) 目的竝ニ事業 (本會寄附行爲拔萃)

本會ハ金融業務ノ改善進歩ヲ圖ルヲ目的トス。(第三條)

本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ。(第四條)

(一) 金融業務ノ改善進歩ヲ目的トスル事業ニ出捐ヲ爲スコト。

(二) 其他金融業務ノ改善進歩ニ必要又ハ有益ト認ムル事項。

39461

(口) 役員

評議員 (イ口八順)

池田成彬氏	原富太郎氏	大橋新太郎氏	米山梅吉氏	成瀬義春氏	武藤山治氏	申田萬藏氏	藤山雷太氏	兒玉謙次氏	郷誠之助氏	男爵 佐々木勇之助氏
-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------------

男爵

三井源右衛門氏	三井高精氏	鹽澤昌貞氏	土方久徵氏	土野幾之進氏	門野覺次郎氏	山崎覺次郎氏	森賢吾氏	池田成彬氏	理事 菊本直次郎氏	理事 龜島廣吉氏	理事 今井利喜三郎氏	監事 內藤久寛氏	監事 有賀長文氏	監事 福井菊三郎氏
---------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	------	-------	-----------	----------	------------	----------	----------	-----------

昭和七年九月

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹

財團法人 金融研究會

四

當會は豫てより中華民國及び滿洲の幣制並に金融問題に就き斯界の權威五十嵐直三氏、井内勇氏、乙竹茂郎氏、高垣寅次郎氏、土屋計左右氏の五氏に委囑して調査研究中なりしが、今回滿洲國に關する調査先づ完了したるを以て茲に當會調書第六編「滿洲國幣制と金融」として上梓することゝせり。

昭和七年九月

財團法人 金融研究會

序

曩に銀塊相場の崩落に伴ひ、中華民國幣制改革問題の漸く重要さを加へ來らんとする機運を醸成するや、財團法人金融研究會は茲に見る所あり、特に委員を選びて之が研究調査を委嘱するに至つた。仍て委員は各自分擔を定め、或は親しく實地に就て調査を行ひ、銳意其業を進めてゐたが、稿未だ成らざる中に善隣の國滿洲國新たに興りて、彼我兩國の經濟間には特に緊密不可離の關係を生じ、同國に關する正確の智識を有することは、我國民にとり缺くべからざる必要となつて來た。今や滿洲國は建設勿忽、諸制漸く更新の機運に乗じ、幣制改革の業其緒に就きたれば、即がて金融制度の改善も亦漸次にその歩を進むるに至るべく、斯くて同國幣制と金融の實情に通曉することは、日滿經濟流通の上に一層の緊要さを加へてゐる。茲に於て委員は、先づ滿洲國幣制と金融の稿を纏めて世に問ふことの、時

勢の要求に應ずる所以にして最も適切なるを感じ、金融研究會調書第六編として本書を出すこととした。正確なる資料に基き、實際の事實に立脚せんことは、委員の最も意を用ひたところであつて、進んで大方に裨益すること乏しくとも、誤謬を人に傳へざらんことは委員の切に希ふ所である。若夫れ幸に我國現在の要望に適ひて参考となり、金融研究會の委嘱の一端に副ふこととならば、委員の本懐之に過ぐるはない。

昭和七年九月上旬

調査委員識

滿洲國幣制と金融

目次

第一章	總論	一頁
第一節	滿洲國概觀	一
第二節	滿洲國の通貨	六
第一項	概説	六
第二項	現在通貨の種類	一〇
第一	滿洲固有の通貨	一三
(一)	紙幣	一三
(イ)	奉天票	一三
(ロ)	現大洋票	一四
(ハ)	哈爾濱大洋票	二〇
(ニ)	吉林官帖及永衡大洋票	三〇
(ホ)	黑龍江官帖及廣信大洋票	三一

(二) 硬貨……………三二

(イ) 鎮平銀……………三二

(ロ) 過爐銀……………三三

(ハ) 大洋錢及小洋錢……………三八

(ニ) 銅元……………三九

第二 外國貨幣……………四〇

(一) 橫濱正金銀行券……………四〇

(二) 朝鮮銀行券……………四三

(三) 日本銀行券及日本補助貨……………四五

(四) 其他の外國貨幣……………四六

第三項 錢鈔取引……………四六

第一 概説……………四六

第二 各地貨幣取引所……………五二

(一) 大連錢鈔取引所……………五二

(二) 安東取引所及銀市……………五六

第三節 金融機關の現状……………六〇

(三) 濱江貨幣交易所……………五八

第一項 支那側金融機關……………六〇

第一 錢莊錢鋪其他……………六〇

第二 新式支那銀行……………六一

第三 儲蓄會……………七四

第二項 外國側金融機關……………七五

第一 日本側金融機關……………七五

第二 外國銀行……………七七

第四節 滿洲國新幣制と滿洲中央銀行……………八一

第一項 滿洲國の幣制……………八一

第一 新貨幣の發行……………八二

第二 舊貨幣の整理……………八五

附 貨幣法……………八九

舊貨幣整理辦法	九一
財政部令第三五號(新貨幣交換率)	九三
第二項 滿洲中央銀行	九四
第一組	九五
第二組	九八
附 滿洲中央銀行法	一〇〇
滿洲中央銀行組織辦法	一〇七
滿洲中央銀行定款	一〇九
第五節 金融爲替事情	一二五
第一項 一般金融	一二五
第二項 內國爲替	一二八
第三項 外國爲替	一二九
第二章 滿洲國各地の流通貨幣と金融	一三四
第一節 大連	一三四

第一項 概説	一三四
第二項 大連の通貨	一三六
第一 朝鮮銀行券	一三七
第二 橫濱正金銀行券	一三八
第三 日本銀行券及日本補助貨	一三九
第四 小洋錢及銅錢	一三九
第五 銅元	一四〇
第三項 金融機關の現状	一四〇
第一 日本側銀行	一四〇
第二 外國銀行	一四三
第三 新式支那銀行	一四四
第四 錢莊	一四五
第四項 金融爲替事情	一四六
第一 一般金融	一四六
(一) 概説	一四六

(二) 輸出入取引金融……………一五三

(イ) 日本向特産輸出金融……………一五三

(ロ) 歐米向特産輸出金融……………一五五

(ハ) 輸入取引金融……………一五七

第二 外國爲替……………一五八

(一) 概 説……………一五八

(二) 滙申取引……………一五九

(イ) 滙申相場……………一六〇

(ロ) 仕手關係……………一六一

第三 大連上海日本三地間爲替關係……………一六五

第二節 哈爾濱……………一六九

第一項 概 説……………一六九

第二項 哈爾濱の通貨……………一七一

第一 哈爾濱通貨の沿革……………一七一

第二 現在通貨の種類及流通状態……………一七三

第三項 金融機關の現状……………一七五

第一 日本側金融機關……………一七五

第二 外國銀行……………一七六

第三 新式支那銀行……………一七八

第四 錢 莊……………一八三

第四項 金融爲替事情……………一八三

第一 一般金融……………一八三

第二 内外爲替……………一八五

第三節 營 口……………一八九

第一項 概 説……………一八九

第二項 營口の通貨……………一九二

第一 大洋錢及銅錢……………一九三

第二 現大洋票……………一九三

第四節 安東

目次	八
第三 奉天票	一九四
第四 過爐銀支票	一九四
第五 金票及鈔票	一九五
第六 貨幣相場	一九五
第三項 金融機關の現状	一九六
第一 日本側銀行	一九六
第二 新式支那銀行	一九八
第三 錢莊	一九九
第四 銀爐	一九九
第四項 金融爲替事情	二〇一
第一 一般金融	二〇一
第二 外國爲替	二〇二
(一) 概説	二〇三
(二) 上海會水	二〇三
安東	二〇五

目次	九
第一項 概説	二〇五
第二項 安東の通貨	二〇八
第一 鎮平銀	二〇八
第二 大洋錢	二一〇
第三 小洋錢	二一〇
第四 銅元	二一〇
第五 現大洋票	二一〇
第六 奉天票	二一一
第七 金票	二一一
第三項 金融機關の現状	二一二
第一 日本側銀行	二一二
第二 新式支那銀行及錢莊	二一三
第四項 金融爲替事情	二一五
第一 一般金融	二一五
第二 外國爲替	二一八

附表

滿洲國產業貿易及外國投資額表

滿洲國幣制と金融

財團法人 金融研究會

第一章 總論

第一節 滿洲國概觀

滿洲國三千萬の民衆は久しく東北軍閥の惡政に苦められしが、奮起自決して新國家を建設し、王道を以て民衆の福利を増進し、民族博愛の精神に則り世界平和に貢獻せんことを期し、昭和七年二月二十五日東北行政委員會の名に於て新滿洲國の基本大綱を左の如く發表した。

國號 滿洲國

政體 民本政治

元首の呼稱 執政

滿洲國概觀

國旗 新五色旗

年號 大同

首都 長春

續て三月一日首都長春に於て建國の宣言は發せられ、三月九日の建國式に當り、元の清朝の宣統帝溥儀氏迎へられて執政の任に就き、政府組織法六章三十九箇條、人權保障法十二箇條、各院官制等相次で發表せられた。更に同月十七日外交部長謝介石の名を以て日、華、英、米等十七箇國に對し「奉天、吉林、黑龍江、熱河各省、南北特別區蒙古聯盟は、茲に合同して獨立政府を建設し、支那共和國との關係を絶ち、三月一日を以て滿洲獨立國を建設したること、及び外國との條約に基く支那共和國の義務は新國家に於て之を繼承すべき旨」通告を發し、爾來財政、金融、交通其他各般の事項に涉り著々として改革に努力し、最近に至りては海關並に郵政の接收を斷行するに至れることは世間周知の如くである。

古來滿洲の地たる支那本土より獨立せる諸民族占據して獨立國家を成したるものにして、周秦の世肅慎と稱し多數民族割據の状態をなし、後扶餘族西南方に雄飛し肅慎東北方に覇を唱へ、漢、三國時代、晋を通して高句麗の領する所となり、後北滿族たる靺鞨は渤海國を興し歴史上海東の盛國と稱せられ、唐と交通し、日本と親交を結び、その後契丹滿洲を略し、趙宋の朝には女眞族契丹を併せ、元

(蒙古)興り又元亡びて明朝の支配に歸するや、一五七〇年末愛親覺羅氏出で、瀋陽(奉天)に奠都し、國號を大清と改め、明を征服して支那を統一するに至つた。而して清朝時代にありては滿洲は盛京、吉林、黑龍江の三省に分れ、清朝發祥の地たる關係より他の諸省と異なる行政組織の下に統治せられ來りしが、民國十七年(一九二八年)十二月二十九日の易幟以來、南京政府治下の諸省と同様に各省に政府を置き、中央政府の任命せる省政府委員を配せられ、從來の東三省に熱河省を加へて東北四省を含むに至つたものである。地勢は東は長白山脈、西は興安嶺並に其支脈蜿蜒として滿洲を二分し、自ら北滿洲及南滿洲を形成し、西南一帶は廣漠たる平野にして其間遼河、松花江其他の大小河川貫流して廣大なる農牧地を形成してゐる。總面積七五、三九二方里、總人口三四、〇七四、九八〇人にして在住邦人二十一萬、朝鮮人約百萬と稱せらる。之を省別に示せば次の如くである。

	面積	人口(一九三〇年現在)
遼寧省	一一、八六九 ^{方里}	一四、九八八、五六〇 ^人
吉林省	一五、五八〇	九、〇七五、六三〇
黑龍江省	三七、七七五	五、一三三、七三〇
熱河省	一〇、一六八	四、五〇〇、〇〇〇
計	七五、三九二	三四、六九七、九二〇

全日本の面積(臺灣、朝鮮を含む) 四三、六七七

翻て滿洲開發の徑路竝に其の趨勢を按ずるに、由來滿洲は天與の資源に富み、農牧を以て其の最大なるものとし、外に豊富なる林産、礦産あり、此等を合せて滿洲の四大資源と稱せられてゐる。然るに清朝は久しく滿洲を漢人の封禁地となし、而かも四大資源は空しく之を死藏して殆ど顧みる所なかりしが、其後支那本土に於ける人口の増加及不當なる誅求のため貧窮の極に陥れる漢民族にして、山東直隸方面より續々此地に潛入し、開墾又は採礦に従事するもの次第に増加した。清朝は此の狀態に鑑み、遂に一八九七年一般漢人の爲に滿洲を開放するに至り、爾來支那本土の打續く凶作、動亂等のため、山東直隸は勿論支那各地より漢民族の滿洲に移住する者漸く増加し、滿洲廣野の開發を促進して漸次産業の進歩發達を見るに至つた。之と同時に露國は夙に極東に於ける自國勢力の扶植伸暢に腐心し、之が機關として一八九五年露清銀行を設立し、一八九六年清國政府と露清銀行との間に東清鐵道約款を締結し、數億留の巨費を投じて全線の工事を了へ、更に一八九八年には旅順大連の租借權を獲得する等銳意滿洲の經營に邁進した。然るに一九〇五年八月、日露媾和條約の締結せらるゝや、日本は之に依りて關東州の租借權、寬城子旅順間の鐵道及其一切の支線、同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産竝に同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑等の割讓を受け、同年十二月には清國政府と滿洲善後條約及附屬條約を協定し、更に一九〇九年(明治四

十二年)には滿洲五案件及間島に關する協約を結び、一九一五年(大正四年)には土地商租權、合辦權等を協定せる南滿洲及東部內蒙古に關する條約を締結し、斯くて滿洲に於て牢固たる地歩を占むるに至つた。爾來日本は滿洲の開發、産業の發展に拮据經營すること二十有七年、投資額約十五億と稱せられる。其間漢民族の移住益々増加し、朝鮮人の渡滿する者亦著しきを加へ、過去二十有餘年間に於て人口は二倍に増加し、鐵道其他交通機關の整備、農牧生産の激増、新式工業の勃興は滿洲より生産する原料品をして世界に樞要の地位を占めしむるに至つた。就中其特産品たる大豆、豆粕、豆油、石炭等は生産數量の大なる點に於て、又販路の世界的なる點に於て、自ら滿洲國産業中の主位を占め、その豊凶は滿洲國經濟界の向背を決する。一方に於て人口の増加、文化の發達、生活程度の向上に伴ひ、輸入亦益々多きを加へ、對外貿易は一九三〇年度に於て七〇三、〇六八、六七六海關兩に達し、支那外國貿易全額の三分の一を占むるに至つた。(附表 滿洲國産業貿易及外國投資額表參照)

第二節 滿洲國の通貨

第一項 概 説

滿洲二十餘年の歴史は世界史上稀に見る飛躍の記録にして、産業の開発、貿易の伸展は眞に驚異に値するものあること、前節に述べたるが如くである。翻て此等の産業貿易の基調たるべき金融制度に至つては、支那本土と同様に甚しく不完全にして、金融機關の如きも錢莊、支那新式銀行、外國銀行等雜然として對立して其間何等の統制なく、而かも支那側銀行の多くは資力薄弱にして、各省中央銀行たるべき官銀號の如きも或は紙幣を濫發し、或は銀行業以外の業務に従事し、一般商民の利便を閑却する等その本來の機能を盡さざること甚だ大である。貨幣制度に至りても不統一且複雑なること、之れ亦支那本土に於けると何等選ぶ所はなす。

今滿洲に於ける通貨流通の變遷を顧るに、遠く金代に於ては宋遼時代に鑄造せられたる制錢流通し、後金は宋に倣ひ交鈔と稱する紙幣を發行するに至り、制錢交鈔は元、明を経て前清迄流通を繼續した。清朝に入り漢民族の移住漸く盛となりて商業の發達するに伴ひ、錢號、錢舖の如き金融機關次第に増加し、抹兌錢と稱する帳簿上の振替によりて決済する信用制度も行はるゝに至つたが、當時通

貨の缺乏甚しかりしたため、商民間には民間巨商の發行する私帖を取引に使用する慣習を生じ、漸次盛行はるゝに至つた。其後支那本土との貿易盛となるに伴れ、漸次元寶銀、銀元等の移入増加して流通範圍を擴大する一方、私帖の弊害は漸く顯著となつた。仍て之に代はる爲に光緒十三年（一八八七年）には吉林省に於て制錢の鑄造を開始するに至つた。

然るに光緒二十一年（一八九五年）頃より露貨が哈爾濱を中心として北滿一帯に流通し、次第に其勢力を増大するに至りしため、當局は外貨の驅逐と私帖整理の目的とを以て、光緒二十四年（一八九八年）奉天銀元局をして小銀貨を鑄造せしめ、更に吉林永衡官帖局をして官帖の發行を敢行せしめたが、時日の経過と共に官帖の増發相次ぎ、硬貨は次第に市場より姿を没し、取引上多大の支障を生ずるに至つた。茲に於て吉林、奉天兩省當局は之が對策として銅元の鑄造を開始するに至り、初め稍、市場の歡迎を受けたるも、省政府が鑄造利益を貪るに至つて間もなく勢力を失墜した。

斯くて私帖の跋扈は動もすれば財界攪亂の虞ありしを以て、光緒三十一年（一九〇五年）奉天當局は奉天官銀號（宣統元年東三省官銀號と改稱）を設立し、銅元、銀元、銀錠を基礎とする紙幣を發行せしむると共に私帖の發行を禁止せしが、後其他の銀行も官銀號に倣ひて盛に紙幣を濫發したるため、忽ち銀紙の價値に開きを生じ、其結果硬貨は次第に關外に流出して市場より影を失ふに至つた。而かも其間南滿には日本側通貨即ち正金銀行銀券及朝鮮銀行金券漸く流通し來り、北滿に於ては相當多額

の留紙幣流通し、益々雜然たる状態を呈するに至つた。茲に於て奉天當局は外貨驅逐の目的を以て、民國九年（一九二〇年）東三省銀行を設立し、本店を哈爾濱に置き、大洋錢を準備とする國幣を發行し北滿に限り流通せしむることとした。之れ現に北滿に勢力を有する哈大洋の前身である。然るに民國十三年に至り、東三省銀行は奉天興業銀行と共に東三省官銀號に合併せられ、東三省官銀號は中央銀行として濫發紙幣の整理統一に著手した。此時發行されたるもの所謂奉天票（東三省官銀號滙兌券）であつて、最初は相當の信用を維持せしも、奉直戰後軍費の支辨と官商筋の特産買占等のため非常に濫發せられ聲價全く地に墜ちしが、一方吉、黑兩省に於ても依然として官帖の跋扈するあり、巨額の濫發のため已に奉天票に先じて大暴落を演じた。斯くて奉天票は暴落に暴落を重ね、漸く貨幣としての機能を喪失せんとするに及び、自ら天津票（邊業、中國、交通諸銀行が天津にて發行せる兌換券）の流入を企つる如き氣運を醸成したるため、之が善後處置として現大洋票の發行を見るに至つた。現大洋票は民國十八年（一九二九年）五月十五日遼寧四行號聯合發行準備庫暫行章程に依り東三省官銀號及邊業、中國、交通の四行號聯合準備庫より發行せられしものにして、現在滿洲固有の通貨中、最も信用あるものなるを以て、本年七月一日より新貨幣法の實施さるゝに當り、新本位貨幣と同一の價格を有するものと認めらるゝに至れるものである。

斯くて現在滿洲國には、各種地方通貨に加ふるに支那本土の通貨あり、更に金本位、銀本位の外來

通貨も流通し、其計算方法の如き或は箇數を以てし、或は品位重量によりて秤量し、且各貨幣の流通區域も各々限定せられて、場所に依り通貨の稱呼、本位、相場、用途等を異にせるを以て、煩雜なること想像に餘ある所である。例へば關東州及滿鐵沿線にては、邦人の日常取引、官廳公課金、鐵道運賃及輸入取引には朝鮮銀行券を用ひ、特産物の取引には橫濱正金銀行券使用せられ、支那人の日常通貨としては支那の小洋錢流通し、又遼寧省に於ては主として現大洋票使用せらるゝも、足を一度吉林省に入れば現大洋票は全然姿を沒し、一切の商取引は吉林官帖なる不換紙幣を以て行はれ、特殊の場合を除く外他省の通貨を授受しない。而かも哈爾濱にありては此の官帖も殆ど流通することなく、唯取引所に於て賣買さるゝのみにして、特産其他の商取引には哈爾濱大洋票が使用されて居る。更に黑龍江省に於ては不換紙幣たる黑龍江省官帖を因襲的に使用せるも、最近には哈爾濱大洋票も歡迎せられ、又遼寧省にても安東に於ては大口取引には鎮平銀使用せらるゝも、現大洋票も一般に歡迎せられんとする傾向を生じて居る。

以上は各其地方に於ける代表的のものに過ぎざるも、此外に大洋錢、小洋錢、銅元等の諸貨幣雜然として流通し、而かも各貨幣の相場は常に變動して定まる所はない。況んや北滿奧地に於ては、今尙ほ大商店、會社、工場等に依り私帖が發行されて居る状態である。

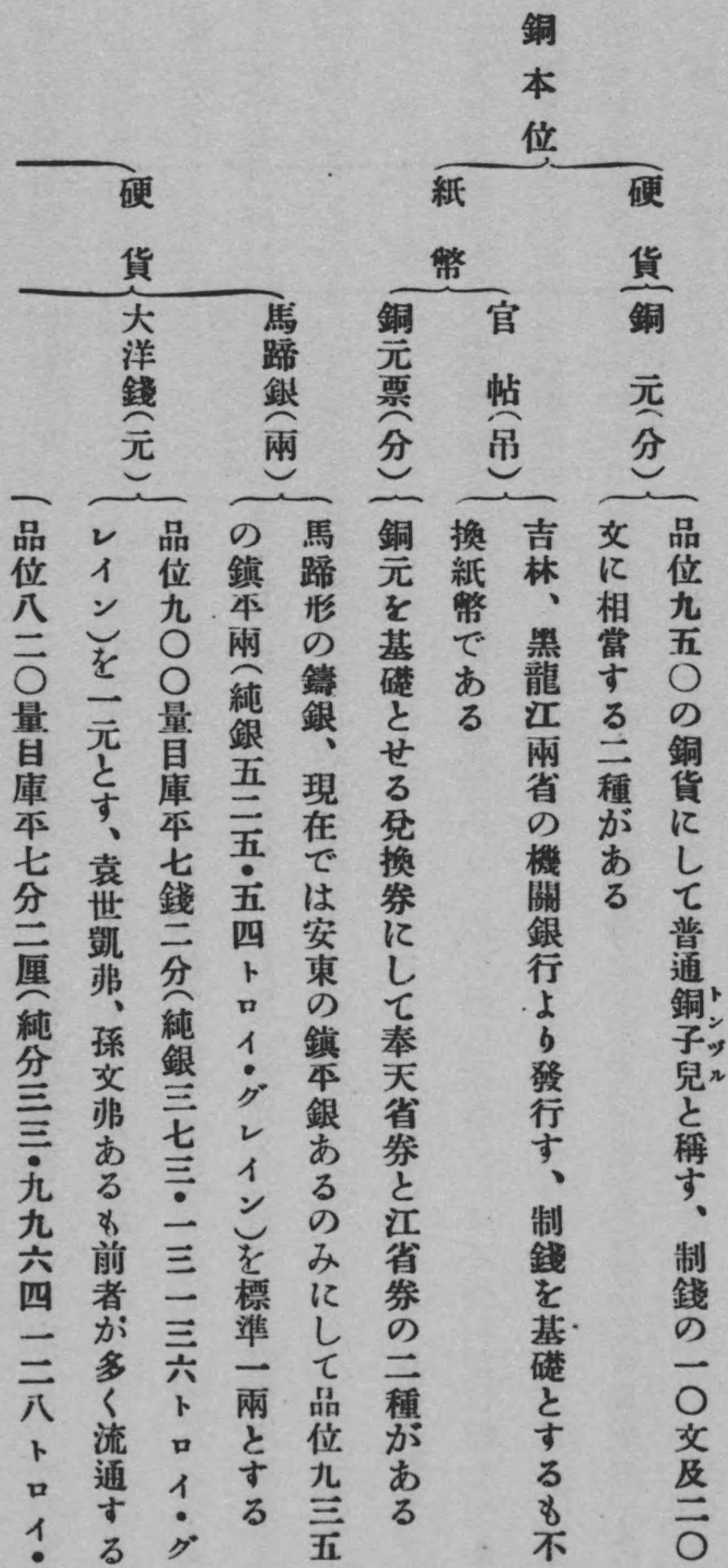
本年三月滿洲國の建設を見るや、新國家は紊亂せる滿洲國幣制の確立を以て最大急務となし、新に

貨幣法及舊貨幣整理辦法を制定し、七月一日より其實施を見るに至つた。之に依れば現在滿洲國に流通せる各種通貨の中、從來滿洲に於ける發券銀行たりし東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及邊業銀行の發行せる現大洋票、奉天票、哈大洋票其他各種の紙幣は、辦法施行後二年間を限り一定の換算率により效力を有し、又奉天省の十進銅元は五年間新一分青銅貨と同一の效力を有し、以後は何れも其效力を失ふ。中國、交通兩銀行の發行せる哈大洋は五年以内に回收せしむることとなり、其他のものは辦法施行後一切流通を禁止せらるることとなつた。従て大洋錢、小洋錢、鎮平銀等の硬貨、及天津票、過爐銀、私帖の類は以後流通を禁ぜられて廢貨となり、從來の複雑なる滿洲各種の通貨は早晚新貨幣によりて整理統一せらるべき運命にあるものである。然れども他國に於ける幣制整理の實例に徴するも、果して斯かる短期間に舊貨幣の回收整理が完成せられ得るや頗る疑問なるのみならず、同辦法に於て通貨の整理を將來に留保せる熱河省に於ては、現在北票、朝陽等に於ては奉天票、中國、交通兩行銀行券、邊業銀行券、現大洋、銅貨及熱河興業銀行券流通し、朝陽、赤峰間に於ては熱河興業銀行券、中國、交通兩行の天津票及現大洋、銅貨等の流通せる状態にある。依て通貨の現状を明かにするがため、以下項を新にして各通貨に就て説明を加へたい。

第二項 現在通貨の種類

現在滿洲に流通しつゝある通貨を大別すれば、銀系に屬するものと金系に屬するものとをなすことを得る。前者は支那側通貨と横濱正金銀行の發行する銀券にして、後者は主に朝鮮銀行券及日本補助貨を意味する。其流通額は金系銀系合せて約二億六千一百萬元と推算され（昭和五年三月現在）、内八割は銀系通貨が之を占めてゐる。試に現在滿洲の通貨を分類すれば次の如くである。

支那側通貨



銀本位

紙幣

小洋錢(角)

グレインを一角とするも、鑄造幣廠に依りて一定せず、現在主として關東州内に廣く用ひらるゝ小銀貨である

過爐銀支票(兩)

營口に於て行はれる營平兩銀(純銀五五二・〇七トロイ・グレイン)を基礎とする振替制度のもので、銀爐の發行する一種の小切手である、最後の決済は主に現大洋を以てする

大洋票(元)

大洋錢を基礎とする銀行券にして、哈爾濱大洋票、廣信大洋票、奉天の現大洋票等あり、奉天票は現在にては不換紙幣に墮しつゝある

小洋票(角)

小洋錢を基礎とする銀行券にして舊奉天小洋票は之に屬する、此の小洋票一二角は奉天大洋票一元に相當する

外國通貨

銀本位(紙幣)

正金銀行券(圓)

鈔票と呼び舊日本壹圓銀貨を基礎とするものなるも、實際に於て之が兌換は上海向爲替手形による

軍票(圓)

日露戰爭當時に發行されたるものにして、目下流通するものは極めて稀である

金本位

硬貨(日本補助貨(錢))

紙幣

朝鮮銀行券(圓)

日本金貨又は日本銀行券を基礎とする兌換券にして、金票又は老頭兒票ポイトカと通稱する

第一 滿洲固有の通貨

(一) 紙幣

各種紙幣流通の分野を地域的に確然と區別するは困難なるも、其主たる流通地域に依り類別すれば、大體に於て遼寧省には現大洋票、奉天票、吉林省には哈爾濱大洋票、吉林官帖及永衡大洋票、黑龍江省には黑龍江省官帖及廣信大洋票が行はれてゐる。

(イ) 奉天票

奉天票は奉天省當局の下に強制通用されて居た不換紙幣にして、關東州を除く遼寧省一般に流通して居るが、發行額は昭和四年末に於て三十億元と推算され、濫發の結果慘落を來たし金百圓に對し一一、三二〇元(昭和五年七月二十三日)を唱へたことがある。現大洋票の出現に依りて流通力は漸次衰へつゝあるが、其種類は次の如くである。

東三省官銀號發行

一元、五元、十元、五十元、百元券

中國、交通兩銀行發行

一元、五元、十元券

公濟平市錢號發行

銅元十枚票、二十枚票、五十枚票、百枚票券

奉天票は光緒三十一年（一九〇五年）に設立されたる奉天官銀號（一九〇九年東三省官銀號と改稱）の始めて發行したるものにして、其後奉天の中國、交通兩行支店よりも發行せられたるが、屢々濫發されたるため、民國六年（一九一七年）に至り此等を整理統一する目的を以て、東三省官銀號は滙兌券なるものを發行した。之が今日の所謂奉天票にして、券面に上海規銀爲替代金として受入るべきことを明記されて居る。中國、交通兩行の紙幣も奉天省にて發行されたるものには、滙兌券なる意味が印刷されてゐる。然るに此滙兌券には圓（元）以下のものなきが故に奉大洋とも稱せられる。之に對し公濟平市錢號より發行せる銅元兌換の銅元票百二十枚を以て、滙兌券一元に交換さるゝことゝなつてゐる。此銅元票は奉小洋の性質を有し滙兌券の補助紙幣たるものである。

（ロ）現大洋票

現大洋票は遼寧省の中央銀行たる東三省官銀號及中國、交通、邊業の三銀行に依て組織せられた聯合發行準備庫より發行せる、一元、五元、十元の兌換券にして、關東州を除き遼寧省一般に流通する。從來遼寧省には不換紙幣たる奉天票が強制通用されて居たが、相場は下落を重ねて其の信用全く地に墜ち、通貨としての價值も漸次失はれて來た。之と同時に南京政府の勢力は漸次滿洲の金融界に

も及ぼんとする形勢を見るに至りたれば、此等の對策として其の發行を慎重にし、兌換券の信用保持を目的として民國十八年五月より現大洋票を發行するに至つたものである。

然るに現大洋票は一般の歡迎を受け、新興貨幣として漸次奉天票を驅逐し、同票は懸て市場から姿を消すのも遠くはないと見做さるゝに至つた。尤も從來に於ても邊業、中國、交通三銀行の北京、天津等の支店より發行せし大洋票と呼ばれる、兌換券が、奉天地方に於ても天津票の名稱の下に多少流通して居たが、當局は奉天票の價值維持の目的を以て極力之が流通を抑制して居たものであつた。民國十八年（昭和四年）五月十五日公布せられし聯合發行準備庫章程に依れば、準備庫發行の兌換紙幣は當分邊業銀行券を用ひて發行し、券面に聯合發行準備庫の文字と監理官印を押捺し、四銀行は準備庫より之を受取り、使用する兌換券には各々暗號文字を加ふることゝ定められ、之に従て邊業銀行券に「東三省」「×」「徠」の如き黒字記號のある現大洋票が市場に現はるゝことゝなつた。又兌換準備は其七割を現大洋錢、銀塊、元寶銀其他銀錠等の現銀とし、三割を有價證券を以て保證準備とし、現大洋と並び通用せしめ、無制限に兌換に應ずることゝなつてゐる。其後省政府は確實の用途あるものに對し百元以内を限り之を許す外、一切現銀の省外持出を禁じ、暗に兌換を阻止して居る有様である。

（附 遼寧省城四行號聯合發行準備庫暫行章程及遼寧省城金融管理及現金出境禁止章程參照）

聯合發行準備庫の發行額は、同庫第七回檢查報告によれば民國十八年末に於て八百三十萬元と稱せ

られ、之に對し現金準備五百八十一萬元、保證準備有價證券(中國銀行、政記公司、瀋海鐵道の各株券であると傳へらる)二百四十九萬元とのことであつた。此等は總て官銀號の發行に係るもの、如く、他の三銀行は事實上自行自らの所謂天津票を流通せしめ、準備庫を経ては發行して居ないと見られて居る。而して其の現在流通高は明確でないが、民國十九年初頭の狀況として巷間に傳へられて居る所では、邊業銀行は一千二百萬元を下らざるべしと見られ、其の種類は米國製の一元、五元、十元、五十元、百元の五種と、財政部印刷の一角、二角、五角の補助貨であつて、奉天、天津或は北京等の黒印のあるものである。又中國、交通兩銀行發行の「天津」の黒印あるものは、一元、五元、十元、二十元、五十元、百元の五種にして、其額は尠くとも交通銀行二百萬元、中國銀行四十萬元と唱へられて居る。以上聯合準備庫發行額及三行單獨發行額は合計二千二百七十萬元であるが、最近の市場流通狀況より推測するときは、官銀號の發行に係るもの三千萬元内外に上り、從て現大洋の發行高は五千萬元見當と推算されて居る(民國二十年八月現在)。奉天取引所建値による現大洋票の金票百圓に對する相場は次の通りであつた。

民國十九年十二月	最高	一九九元三〇	最低	一七八元一〇
民國二十年六月	最高	二四三元四八	最低	二一〇元二九

遼寧省城四行號聯合發行準備庫暫行章程

- 一 遼寧省城ノ四行號ハ發行ノ慎重及兌換券ノ信用保持ヲ目的トシテ聯合發行準備庫ヲ組織ス
- 二 準備庫ハ專ラ左記事項ヲ處理ス
 - (一) 兌換券ノ發行
 - (二) 兌換券ノ印刷
 - (三) 兌換券ノ現銀兌換
 - (四) 準備金ノ保管
- 三 準備庫ハ右箇條ヲ處理スル外其他ノ營業ヲ兼營スルヲ得ス
- 四 準備庫發行ノ兌換紙幣ノ現金準備ハ七割トシ其餘ノ三割ハ有價物品ヲ以テ保證準備トス
- 五 前項ノ準備金ハ銀塊、元寶銀其他ノ銀兩ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 六 準備金ハ準備庫ニ於テ保管經理シ各銀行號ハ員ヲ派シテ之ヲ監督シ各商會及各公共團體モ亦之ヲ検査スルコトヲ得
- 七 準備庫ノ準備金及其他ノ資産ハ如何ナル時ト雖モ別種ノ用途ニ供スルヲ得ス
- 八 準備庫ノ發行ニ係ル紙幣ハ現大洋ト同一ニ通用シ本庫ニ於テ無制限ニ兌換ス
- 九 四行號ハ準備庫ヨリ受取り使用スル兌換券ニ對シ各々暗號文字ヲ加フヘシ準備庫ノ毎日兌換回收セル兌換券ニ對シテハ各銀行號ハ數量ニ照シ之ニ相當スル現金ヲ納付スヘシ

十 準備庫ノ帳簿ハ完全ニ獨立ス各銀行號ニシテ若シ意外ノ營業損失アルトモ準備庫トハ關係ナシ
十一 準備庫ノ經費及其他ノ損益ハ本庫ニ加入セル各銀行號カ準備庫ヨリ收受セル紙幣ノ多寡ニ應シテ支出ス

十二 四行號ハ準備庫ヨリ受取り使用セル兌換券ニ對シ第四條ノ規定ニ依照シテ現金七割ヲ納付スヘシ其殘餘ノ三割ハ其他ノ有價物品ヲ以テ納付スルコトヲ得此外各商業銀行及殷盛ナル錢莊モ亦準備庫ニ對シ兌換券ヲ請求スルコトヲ得但シ充分ナル準備ヲ納付セサルヘカラス其章程ハ別ニ之ヲ定ム
十三 準備庫ハ監理官一名ヲ設ケ省政府ヨリ監察數名ヲ任用シテ派遣シ四行號ヨリ總辦、總理、行長ヲ之ニ充テ主任一名、事務員若干名ヲ設ケ主任以下事務員ハ總テ各銀行號ヨリ選定派遣シ仍ホ各銀行號ヨリ原俸ヲ支出ス

十四 準備庫發行ニ係ル紙幣ニハ須ク監理官印ヲ捺用スヘシ

十五 監察ハ準備庫ノ帳簿、庫存準備金、兌換券ノ發行數量ニ對シ隨時検査スルコトヲ得

十六 準備庫ノ發行及準備金ノ數量ハ每週一回各銀行號ニ報告シ又每月末省政府ニ報告ス

十七 準備庫ハ六月末及十二月末各一回決算ス又六月末ヲ以テ年度ノ決算期トス

十八 準備庫發行ノ兌換紙幣ハ暫ク邊業銀行ノ鈔票ヲ用ヒテ發行シ又須ク紙幣上ニ聯合發行準備庫ノ文字ヲ捺印シ以テ區別スヘシ若シ將來改メテ他種ノ名義ニ依リ發行スルトキハ未ダ發行セサル鈔票

全部ヲ邊業銀行ニ於テ回收シ其既ニ發行セルモノハ依然準備庫兌換ノ責ヲ負フモノトス

十九 準備庫ハ暫ク邊業銀行又ハ商會及其他相當ノ場所ニ附設ス

二十 準備庫ノ營業細目(辦事細則)ハ別ニ之ヲ定ム

二十一 本章程ハ省政府ノ認可ヲ經タル後施行ス

二十二 本章程若シ改訂ヲ要スル箇所アラハ各銀行號ノ會議ニ因リ省政府ノ認可ヲ經テ修正ス

本準備庫ノ場所ハ暫ク瀋陽市鐘樓南大街路西ニ設ク

營業時間 自午前十時 至午後三時 中國電話暫時借用 一、一四四

民國十八年五月十四日

遼寧省城金融管理及現金出境禁止章程

省政府ハ近來市場行使ノ現洋奸商ノ販運出境免レ難キニ因リ急速法ヲ設ケテ之ヲ禁止シ金融整頓ニ資シ市場ノ流通ニ便セントス故ニ特ニ章程十條ヲ擬定シ普ク各人ニ布告シ之ヲ遵行セシム
此章程次ノ如シ

一 本省城ニテハ聯合發行準備庫成立以後外埠銀行發行ノ現洋紙幣ハ正ニ回收スヘク市場ニ流通スルヲ許サス

- 二 凡ソ本省城ニ於テ發行權ヲ有スル銀行號若シ現洋紙幣ヲ發行セント欲セバ總テ準備庫ニ加入スヘシ單獨ニ發行スルヲ得ス但シ邊業銀行既發ノ現洋紙幣ハ此限ニ在ラス
- 三 準備庫發行ノ現洋紙幣ノ現金準備ハ須ク七割以上トスヘク省政府ヨリ嚴ニ監督ヲ加フヘシ
- 四 準備庫發行ノ現洋紙幣ト現大洋トハ一律ニ通用シ割引スルヲ許サス
- 五 準備庫發行ノ紙幣ハ兌換本位相同シキ現洋紙幣ト兌換スルコトヲ得
- 六 準備庫發行ノ兌換紙幣ハ準備庫加入各銀行號ヨリ無制限ニ爲替取組ニ應シ市場ノ狀況ヲ視テ爲替料ヲ酌定スヘシ但シ現送費用ヲ超過スルヲ得ス
- 七 本省城ノ金融市場ヲ安固ナラシムル目的ヲ以テ一切現金ノ販運出境ヲ禁ス
- 八 各商民若シ確實ナル現金ノ用途アル場合ハ一百元以下ニ限り携帯出境スルコトヲ許ス
- 九 各關及其分所、停車場、埠頭ハ軍警機關ヨリ人ヲ派シテ検査ス
- 十 若シ携帯運行ノ現金出境數量一百元以上ノモノヲ軍警ノ發見セル場合ハ沒收スルハ勿論金融擾亂罪ヲ以シ處罰シ沒收セル金員ノ一部ヲ割キテ賞ニ充ツルヲ得

(ハ) 哈爾濱大洋票

哈爾濱大洋票は哈大洋とも稱し、哈爾濱に於ける東三省官銀號、黑龍江省官銀號(舊黑龍江廣信公司)永衡官銀錢號並に邊業、中國及交通の三銀行の發行する一元、五元、十元の現大洋を基礎とする兌換券であるが、現在では不換紙幣となつてゐる。

哈大洋の出現を見るに至れる経緯を窺ふに、從來哈爾濱を中心として勢力を占めて居た露貨留が、歐露の革命勃發以來大慘落を來したる機會を利用し、一は我鮮銀金券の普及に刺戟されたものであつた。當時露國の勢力の衰退に乗じて政治的勢力の恢復を圖りつゝありたる支那は、進んで東支鐵道其他の經濟的利權を回收すると共に、北滿經濟界に自國通貨を普及せしめんことを企てた。仍て民國八年九月、中國、交通兩銀行をして「天津及上海向銀爲替取組に應ずるも當地に於ては兌換せざる國幣券」なる滙兌券を發行せしめ、紙幣面に「哈爾濱」の文字を捺印させた、之れ茲に謂ふ哈大洋である。而して哈大洋が北滿經濟界に鞏固なる基礎を確立し、通貨としての機能を發揮するに至つたのは、民國九年三月北滿各海關に於て哈大洋の受入を開始したると前後して、中國、交通兩行連名を以て哈爾濱にて無制限兌換に應ずる旨を公告し、引續き東支鐵道が同年五月より露國金留建運賃に對し、哈大洋の換算代納を認めたるに始まる。爾來北滿市場の世界的進出、官憲の外貨排斥等に因り其流通は益々普及し、發行機關も中國、交通兩行以外前記四銀行を加へ、特産の建値は勿論、哈爾濱支那街たる傳家甸の取引は凡て哈大洋建となり今日に及んで居る。事實に於て哈大洋は、北滿に於ける支那の政治的經濟的勢力を反映したるたと稱せらるゝも過言でない。

哈大洋票發行銀行と其發行始期を示せば左の通りである。

行名

始發年月

備考

中國銀行 民國八年九月

交通銀行 同上

東三省官銀號 民國九年十二月

黑龍江省官銀號 同上

邊業銀行 民國十四年四月

永衡官銀錢號 民國二十年二月
流通範圍は哈爾濱を主とするも、東支鐵道運賃として收受せられるため東支線一帶に互り、進で南は吉林長春に及び、最近は黑龍江省帖の暴落に乗じて奥地方面にも進出し、西は齊々哈爾、ハイラ

民國九年設立本店を哈爾濱に設置せる東三省銀行は民國十三年七月東三省官銀號に合併せられ東三省銀行の哈大洋發行權は以來東三省官銀號に承繼せられた
廣信公司是民國十九年八月十五日より黑龍江省官銀號と改名した
邊業銀行は民國九年に設立せられ天津に本據を有せしものなるが、民國十四年奉天政府に買収せられ、爾來哈爾濱に於て哈大洋の發行權を獲得した

ル、北は黑河等に至るまで相當流通するに至つて居る。殊に特産出廻期に在りては現物買付は多く官帖によるも、一度集散地に至れば各商人は比較的安全なる哈大洋票其他に乗換へ、危険を避くるを以て、哈大洋の奥地需要は益々増加の傾向にある。

最近哈爾濱以外に於ける推定流通高を示せば略左の通りである。

- 長春吉林を中心として 約 六、〇〇〇、〇〇〇元
- 齊々哈爾を中心として 約 一、五〇〇、〇〇〇元
- 黑河を中心として 約 二、〇〇〇、〇〇〇元
- 其の他の地方 約 三、〇〇〇、〇〇〇元

其發行額は明確を缺けども、從來約三千八百五十萬元と推算されて居たが、銀價の暴落と世界的不況の影響として、北滿特産賣買の不振、市價暴落のため深刻に打撃を蒙られる北滿商民救済の爲め、今春特産買占資金として二千萬元餘を増發し、合計六千萬元と推定され、其發行額は大體下の如くであるといはれてゐる。

- 中國銀行 四、五〇〇、〇〇〇元
- 交通銀行 九、五〇〇、〇〇〇元
- 邊業銀行 一二、五〇〇、〇〇〇元

東三省官銀號	二〇、〇〇〇、〇〇〇元
永衡官銀錢號	五、五〇〇、〇〇〇元
黑龍江省官銀號	八、〇〇〇、〇〇〇元

哈大洋は奉天票、吉林官帖等よりも兌換準備確實にして、民國十年頃に於ては約半額の現銀を兌換準備として保有せしも、現銀の省外に搬出せらるゝこと甚しく、各銀行は其準備銀の補充に苦慮せるもの、如く十二年中頃迄に哈爾濱に輸入されたる現銀は八千萬元に達したと稱せられて居る。此事實に鑑み當局は同年十二月十八日附を以て、爾今銀行は正當の用途を有するものに限り二百元を限度として兌換に應ずべく、之以上携帯して省外に出づるものは沒收する旨を布告し、爾來哈大洋は不換紙幣と化した。十五年八月以降一層制限を嚴にして旅行者に限り五十元迄を限度とし、翌十六年春以後更に現銀兌換を十元に低下し、其の外時々變更さるべき公定相場により金額を制限して南方向現大洋の爲替を賣出すこととし、以て今日に及んでゐる。加之、省政府の軍費調達或は特産買占等のため、屢々増發されたるがために、當初は兌換券として相當の信用を博し、日本金票との相場は大洋錢の相場と略同様の騰落を爲したのであつたが、漸次下落し、十五年に至ては哈大洋一〇〇元に對し金票最低七一圓一〇錢と約三割方の安値を示すに至つた。

茲に於て支那當局は、哈大洋市價の恢復維持對策として「哈大洋維持辦法」を公布し、哈大洋の買

上、哈大洋建の強制勵行、金票取引の禁止等を講じ、次の如き方策を執ることゝなつた。

哈大洋維持辦法（民國十五年十二月二十一日公布）

- 一 銀行ハ當分百元ニ付十三元ノ爲替料ヲ以テ無制限ニ爲替取組ヲナスヘシ
- 二 官署及商務會ハ検査員ヲ派シ貨幣穀物ノ取引及爲替取組ノ用途ヲ表示シテ検査ニ備フヘシ
- 三 銀行ノ外國紙幣買収ヲ停止シ並ニ錢商ノ投機ヲ嚴禁ス
- 四 穀物ノ手持品ヲ適宜賣却セシメ市價ノ平衡ヲ保タシムヘシ
- 五 銀行ハ穀類ヲ貯藏シ外國紙幣ヲ保有スル商店ヨリ貸付金ノ回收ヲナスヘシ
- 六 郵便局ニ通告シ銀行ト同様ノ爲替料ヲ以テ取組マシム
- 七 各旅館店員ノ寫眞ヲ提出セシメ現大洋ノ交換ニヨリ利益ヲ獲得セントスル者ヲ嚴重ニ取締ルヘシ
- 八 穀物ノ賣買ハ總テ哈大洋ヲ用ヒ外國商人ニシテ外國紙幣ヲ以テ取引セントスル者アルトキハ外國紙幣ヲ哈大洋ニ交換シタル上取引セシムヘシ
- 九 奉、吉、黑ノ各省ノ大小洋票及官帖ヲ以テ哈爾濱大洋票ヲ購入スヘシ

註 哈爾濱に於ける外國紙幣は朝鮮銀行金券の外流通せるものはなかつた

翌十六年には哈大洋市價維持取締策として

- 一 金圓大洋の兌換禁止、金圓の取引所上場禁止、金圓の爲替取組禁止
- 二 大洋建勳行、露支各商店に對し金圓受入拒絶の強要
- 三 治外法權なき國人の金圓使用及携帶禁止

等を強制し、所謂金券排斥問題を惹起するに至つたが、日本側の抗議の爲め遂に目的を達するに至らなかつた。尙ほ紙幣の發行に就ては道尹公署に届出で捺印すべし規定なるに、廣信公司は此手續を採らず、而かも同公司の發行限度二百萬元を無視して無印の紙幣を市場に流通せしめ、幣制を紊亂せしむるものありしかば、民國十七年一月四日附布告を以て、道尹公署の捺印なき廣信公司發行紙幣の哈爾濱に於ける使用を禁止した。

然るに以上各種の對策にも拘らず、哈大洋市價低落の趨勢は依然として停止する所を知らず、是等維持策は窮極の効果を收め得ざることを體驗するに及んで、同年二月哈爾濱紙幣發行號監理官を任命すると共に、哈大洋の整理問題は具體化するに至つた。尤も最初の監理官たる張煥相の下に在りては、依然として哈大洋建の強制、手持金券の賣出強要、特産商の金券による取引禁止等に關する取締令屢々布告せられ、徒に再び金券排斥問題を惹起したに過ぎなかつた。然るに同年十一月十四日張煥相と代つて監理官となれる張惠景は、當時七十圓なりし哈大洋が翌十八年三月遂に六十圓臺に下落したるため、其對策として舊紙幣の三割を廢棄し、爾餘の七割に對して新に「監理官」印を捺印して

發行し、捺印紙幣の外流通を禁ずる旨の規定を公布し、(哈爾濱各銀號發行紙幣蓋印暫行簡章參照)大に哈大洋の回收整理を圖つたから、著しい下落を見るに至らず、兎に角北滿に於ける貿易通貨として重要な地位を保ち今日に及んだものである。

哈爾濱に於ける同票百元對金券の相場は左の如くであつた。

昭和六年一月中 最高 金四三圓二〇 最低 三六圓四五

哈爾濱各銀行發行紙幣蓋印暫行簡章

- 一 本長官兼監理官ハ東北邊防軍司令長官ノ命令ニ遵照シ哈爾濱ニ於ケル各銀行號發行ノ紙幣ニ對シ一律ニ監理官ノ印ヲ捺印シ以テ制限ス
- 二 票面ノ捺印ハ暫ク東三省、邊業、中國、交通、廣信ノ五行號ヲ以テ限リトス
- 三 哈票ノ捺印ハ兩期ニ分テ處理ス 第一期ハ元票押印(即チ十元、五元、一元) 第二期ハ角票押印(即チ五角、二角、一角、五分)元票ノ押印終了後角票ニ著手ス
- 四 押印票額ハ原發行額ノ七割即チ合計二千七百三十萬元ヲ以テ計算ス票面ノ種類ハ各行號ノ希望ニヨリ本公署ニ於テ調査認可スヘシ

東三省官銀號	原額	一五、〇〇〇 <small>千元</small>	其七割	一〇、五〇〇 <small>千元</small>
中國銀行		五、〇〇〇		三、五〇〇

交通銀行	原額	一〇、〇〇〇千元	其七割	七、〇〇〇千元
廣信公司	シ	三、〇〇〇	シ	二、一〇〇
邊業銀行	シ	六、〇〇〇	シ	四、二〇〇
以上原額		三九、〇〇〇千元	其七割	二七、三〇〇千元

五 紙幣ノ番號ハ各行號ノ月報出來セサルカ故ニ暫ク紙幣總數ニ按シテ發行スヘク角票ヲ全體ノ百分ノ五トシ其ノ餘ノ九十五即チ二千五百九十三萬五千元ヲ平均五元券ヲ以テセハ五百十八萬七千枚トナルヘシ

六 第一期ノ捺印日程ハ三箇月ヲ限り終了シ毎日十臺ノ機械ヲ用ヒ一臺毎ニ六千五百枚即チ六萬五千枚ヲ捺印シ毎月二十六日間トシテ三箇月間七十八日ニテ五百七萬枚ヲ捺印シ得ル計算ナリ

七 捺印作業所ハ東三省官銀號ト邊業銀行ノ二箇所トシ東三省官銀號ノモノハ同行ニ於テ又中國、交通、廣信、邊業四行ノモノハ邊業銀行ニ於テ捺印ス

捺印ノ順序ハ三級ニ分チ第一級ヲ三週日第二級ヲ二週日第三級ヲ一週日トシ各銀行ノ所要額ニ準シテ捺印ス

前項ノ等級ハ一千萬ヲ以テ第一級トシ第二級ハ五百萬以上第三級ハ五百萬以下トシ各銀行號ニ付斟酌シテ處理スルモノトス

八 作業時間ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トス中間一時間ヲ休ミ都合ニ依リ延長スルコトヲ得

九 捺印新票ノ封存ハ行政長官公署ヨリ日ヲ定メテ派員シ作業ヲ監視シ當日ノ押捺印紙ヲ午後五時迄ニ何々行號捺印票ト明記シテ固ク封シ監理官立會ノ上金高枚數等ヲ精査シ記帳シテ行政長官ニ報告ス

十 既發行ノ舊紙幣回收ニ關シテハ公署ヨリ日ヲ定メ各方面ニ人ヲ派シ新票手續ニ依リ舊票ヲ回收シ帳簿ヲ備ヘ銀行號員ト立會ヒ廢止スヘキモノハ廢棄ノ黒印ヲ押シ毎日長官公署ニ送附スルモノトス以上蓋印監視委員並ニ收票監視委員ハ公署ヨリ若干ヲ派員シ責任ヲ以テ處理セシム

十一 監理官ノ官印ハ公署ヨリ送付シ蓋印監視委員慎重ニ保管スヘキモノトス

十二 新票捺印期限ハ四月十日ヨリ七月十一日迄ノ三箇月トス但シ期限内ニ交換シ終ラサレハ時期ヲ斟酌シテ別ニ規定ヲ爲ス

十三 本簡章ニシテ盡ササルモノハ行政長官公署ヨリ隨時増補訂正スヘシ

十四 本簡章ハ公布ノ日ヨリ施行ス

然るに新舊紙幣の交換は所定の期間に終了し能はざりしを以て、九月二十日より十二月二十日迄の三箇月を延長し、爾後無印の舊紙幣は絶對無効とすることを布告したが、商民の損害を考慮し、無印舊券の流通は禁止するも發行銀行は何時にても新券と交換することゝした。

(二) 吉林官帖及永衡大洋票

兩者共に吉林永衡官銀錢號より發行せられ吉林省一帯に流通して居る。吉林官帖の始て發行せられたるは光緒二十四年(一八九六年)にして、當時憑帖と稱する私人發行の制錢手形即ち所謂私帖なるもの盛に流通し、且つ濫發の結果弊害甚しかりし爲め、之を整理する目的を以て永衡官帖局を設立し之を發行せしめたものである。種類は一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、五十吊、百吊の七種にして、最初は銀元を基礎とする紙幣であつたが、後に制錢を基礎とするものに改められ、發行機關も官帖局と之に附屬せる官錢局の業務を合併して現在の吉林永衡官銀錢號に改められた。而して兌換の請求に對しては其の二割は硬貨、其餘は他種の官帖を支拂ふことに定められて居たが、夙に不換紙幣となれる上に省財政の窮乏に從ひ濫發せられ、相場も下落の一途を辿つた。現在發行高は明確ならざれども大體に於て八十億乃至百億と稱せられ、吉林省内に於ける基本通貨として、都鄙を通じ省民の日常生活より大小取引の建値又は決済に至るまで使用されてゐる。唯哈爾濱市を中心として東支沿線一帯に互りては、哈爾濱大洋票の流通するあり、重要物品の取引には専ら之が使用されて居る。

永衡大洋票は光緒三十四年官帖局内に官錢局を設け、銀元兌換券を發行したるに始り、永衡小洋票は光緒二十五年即ち官帖局設立の翌年より發行し、吉林永衡官銀錢號設立以後該號より發行して今や純然たる不換紙幣となり終つたものである。種類は大洋票は一元、五元、十元券の三種、小洋票は一角、二角、五角、一元、五元、十元、五十元票の七種である。吉林省政府への納税其他の諸勘定並に大商店の資本金等は哈爾濱及東支沿線を除き多くは永衡大洋票を採用して居るが、市場一般の取引及日常の賣買には主として吉林官帖と哈大洋が授受されて居る。長春城内金融維持會の調査に係る永衡官銀錢號紙幣發行高は昭和四年末現在に於て永衡大洋票三百萬元、吉林官帖九十億吊と云ふ數字を示して居るが、同年の露支抗爭により之を増發して軍費に充てたるを加算して、發行額を永衡大洋票一千萬元、官帖百億吊と推算するを真相に近しとする。尙同大洋票に就ては吉海鐵道(吉林海龍間)乗車賃金の釣錢支拂に充つる爲め、昭和四年三月より五分、一角、五角の小額大洋票を發行するに至つた。

(ホ) 黑龍江官帖及廣信大洋票

兩者共に黑龍江省廣信公司(現在の黑龍江省官銀號)より發行せられ、同省内に限り通用して居る。黑龍江官帖は光緒三十年(一九〇四年)廣信公司の設立と共に發行せられたものであつて、吉林官帖と同じく制錢を基礎とする紙幣である。最初は銀元兌換券であつたが、財政窮乏のため官帖の濫發となり、現在にては制錢系の不換紙幣である。發行機關たる廣信公司是、黑龍江省官民合辦により同省開發の目的を以て設立されたものであつて、本店を齊々哈爾に置き、一般銀行業務の外、商品及穀類の

賣買、運輸業務をも兼營し、紙幣の發行權を有するものである。民國八年（一九一九年）黑龍江官銀號と合併して黑龍江省廣信公司と稱し、資本も増加して二百萬兩となつて居る。

黑龍江官帖は同省に於ける一般通貨にして、同省の穀物買付には此通貨に依らねばならぬ。種類は、一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、二十吊、三十吊、五十吊、百吊の九種あり、流通額は昭和四年百億吊と傳へられ、現在にては百十億吊と推せられ、廣信公司が特産物商として活躍するにつれ、官帖も増發され、相場の下落を來せることは吉林官帖と其軌を一にする。

黑龍江省廣信公司は官帖の外大洋票を發行流通せしめて居るが、紙幣面に「哈爾濱」なる文字及哈爾濱銀行號監理官の捺印あるものは哈爾濱大洋票と稱せられる。是等の文字刻印なきものは特に廣信大洋票と呼ばれ、其發行高は約九百萬元と云はれてゐる。

(二) 硬貨

(イ) 鎮平銀

安東に於ては鎮平銀並に制錢の二種の貨幣市場に流通し居たるが、民國六年（一九一七年）十月商務總會議定案に依り制錢に依る取引を廢止し、鎮平銀を以て本位貨幣となし、豆粕、豆油、柞蠶絲及木材等の大口取引は總べて之に依り、其他の一般小口取引は小洋錢に依る旨規定せられ以て今日に及んだ。其間民國十五年頃より、大洋錢、大洋票等も各取引の區域を別にして各方面に用ひらるゝに至つた。

鎮平銀は安東の鎮平と稱する秤器にて計算し、安東の標準品位に換算して流通せしむる馬蹄銀にして、必ず公估局の鑑定したる碼字が記入されて居る。安東には馬蹄銀を鑄造する銀爐なきを以て、今日流通せるものは上海を主として芝罘其他の各地より移入されたものである。計算の單位は兩にして、以下錢、分、厘と數へ總て十進法に依り、通用一兩の純銀分は五二五・五三九九三五トロイ・グレイン、重量は五六一・八五トロイ・グレインである。馬蹄銀一塊の重量は大小により輕重あれども大體に於て五三兩五錢（約五百匁）にして、一個一兩の小銀塊なきを以て小取引或は一個（約五三兩）以下の端數には小銀貨其他の通貨にて受渡をなし、極めて不便なものである。

滿洲に於て、現今馬蹄銀の市場に流通せるは安東の鎮平銀のみであるが、もと安東にも銀爐ありて鎮平銀を鑄造したるも、鎮平銀の取引漸く衰へ其の流通も安東及其附近に限られ、需要の減退するに及んで民國七年頃より之が鑄造も廢止となり、次第に頽勢を辿つてゐる。されば鎮平銀の流通高は民國六年頃は約三百萬兩なりしも、民國十五年には市中在高百四、五十萬乃至二百萬兩となり、本年五月現在にては約百二十萬兩と推定されて居る。

(ロ) 過爐銀

過爐銀とは元と營口に流通してゐた營平銀を基礎とした銀爐に於ける一種の振替制度にして、過は移轉、爐は銀爐を意味し、即ち銀爐を通じて授受する通貨の意義である。幾度かの變遷を経て現在に於ては振替勘定の差引帳尻を年四期に分ち、大洋錢を以て決済を行ふことになつてゐる。之を嚴格なる意味に於て硬貨の中に數ふるは當を得ず、且つ今や流用範圍も大に縮少されたれども、尙ほ營口に於ける特産物、綿絲布等の大口取引及大屋子(取引仲介を兼ねたる問屋)を経由する取引は主として過爐銀建であるのみならず、上海爲替の取組にも利用されて居る。

過爐銀の起源を按ずるに、營口にては古來制錢を以て主たる通貨とせしが、咸豐八年(一八五八年)天津條約に依て開港場となり、商取引の發達するに伴れ錢帖子と稱する制錢兌換の私帖が流通し、光緒初年に至り南支那地方との取引勃興するに及んで此地方より元寶銀の輸入せらるゝもの漸く増加し、斯くて制錢及錢帖子は小口取引に、元寶銀は大口取引に使用さるゝに至つた。當時營口にて通用したる元寶銀は營平銀と稱し、營平五十三兩五匁、品位九九二(純銀分五三一・六八トロイ・グレイン)とするものにして、他地方より輸入せられたる銀は營口銀爐に依頼して、一應營口銀に改鑄する必要があつた。然るに營口貿易の増進し取引の増大するに伴れ、改鑄の依頼益々増加すれども銀爐の能力之に伴はず、已むを得ず或期間之を預り置き、必要に應じ現銀を支拂ふ。銀爐は依頼者に對し預り證を發行したるものなるが、依頼者も漸次この預り證を便利として之を受授するに至り、一方銀爐は帳

簿上に口座を設けて記帳し、各預託者間の受拂は當事者の通知に依り帳簿上の振替によりて處理した。之れ即ち過爐銀の發端である。

斯く過爐銀は銀爐を通じて行はるゝ振替制度なるが故に、其の圓滑なる流通の爲めには銀爐の信用の確立せることを根本の條件とする。一旦銀爐の信用にして破壊せらるゝに及んでは過爐銀其ものゝ信用を失墜せしめ、制度の根本に動搖を來すべきは言ふを俟たない。然れば過爐銀は幾度か銀爐の信用の失墜又は破綻、現銀決済不能の歴史を繰返し、幾多の變遷を経て今日に及んだ。

過爐銀の動搖は、銀爐が其の保管せる現銀を利用して當座貸越又は信用貸付を營み、利殖の途を講ずるに至つて其端を發したものであつた。放漫なる巨額の貸出のため支拂準備銀に不足を來たし、一時に多額の請求を受けたる場合に於ては、銀爐は其支拂に窮し、或期間支拂の猶豫を求むるか、又は加色と稱する打歩を要求するに至つた。斯くして自ら取引決済のためには専ら帳簿振替が用ひられ、現銀と過爐銀との間に生じたる打歩は益々増大し、一般取引を阻害する虞あるに至りしを以て、光緒九年(一八八三年)今日の過爐銀決済制度が案出された。之によれば振替勘定の差引現銀決済は年四期(舊曆三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日)に行ふことに定め、この決済期を卯期と稱し、卯期以外は一切現銀の支拂に應ぜぬと云ふのである。然るに卯期現銀決済の制度は嚴格に勵行せられず、時の経過と共に利子を付して次の卯期に繰越す(卯期に付する利子を卯色と稱す)こと次第に行

はれ、現銀支拂の意義は漸く失はるゝに至つて、過爐銀は實質上従前に比し何等改善の跡を認むることを得なかつた。されば光緒二十年（一八九四年）の日清戦争の開始、續て同二十六年（一九〇〇年）の團匪事件、三十年（一九〇四年）の日露戦争の勃發が營口財界に甚大の影響を及ぼすや、忽ち現銀の取付、現銀決済の不能、加色の法外なる増大となり、危険なる信用制度の根本を動搖せしめ、現銀は殆ど市場より影を潜め、現銀に代つて當時漸く流通普及しつゝありたる小銀貨を以て現銀決済をなすか、又は次卯期に繰越決済する外なきに至つた。斯くして過爐銀には次の如き變化を生じた。

- 一、其の基礎通貨たる現銀を離れて他の通貨を以て決済さるゝに至れること
- 二、卯期に至れば同額の現銀と引換へられ、過爐銀と現銀とは一致すべきものなる原則に反し、卯期に於ても其間に開きの生ずること公然と認めらるゝに至れること

日露戦後漸く回復せる過爐銀相場は對鈔票七十六、七兩、對小銀貨七十三、四元を上下して居たが、光緒三十三年營口隨一の豪商東和盛の破綻したることは營口財界を極度に混亂せしめ、過爐銀は一舉に小銀貨六十元内外に暴落し、且つ著しく亂調子を帯びて來た。其結果として過爐銀は遂に投機者の投機取引の目的物となり、公定相場も小銀貨を以て定められ、過爐銀は全く元寶銀と絶縁するに至つた。

續て民國革命の動亂に遭遇するや、過爐銀は又復び暴落して小銀貨四十七元となり、營口財界は收拾すべからざる混亂に陥りたるため、民國元年（一九一二年）銀爐公社なるもの設立せられ、各銀爐に於ける過爐銀發行の制限、貸出の回收、決算の勵行を圖ると共に左の如き改正を見るに至つた。

(一) 従來の口頭による振替方法を改めて三聯支票なる手形を使用する制度となつた。三聯支票と稱するは存根、支票、票根の三聯單にて、存根は振出人に於て保存し、支票は相手方に交付され、票根は銀爐に送て其の支拂を通知するものである。支票の有効期間は二日間にて裏書なくして譲渡せられ、受取人は之を以て直に自己の口座に振込み又は第三者に對する取引の決済に充て得るのみならず、甲銀爐に對する支票を以て乙銀爐に振込むことも出来る。

(二) 従來は同卯期内の貸越に對しては無利子であつたが、此時より利子を付することゝなつた。

(三) 更に民國三年舊三月、決算には小銀貨紙幣即ち奉天票を使用することに協定された。然るに決算貨幣たる奉天票の暴落甚しく、従つて過爐銀も之に追隨して下落し、決算期に於て相場は人爲的に騰落さるゝ所となり弊害尠からざりしため、官商相謀て決算貨幣たる奉天票を改めて大洋錢となすことゝし、民國十七年（一九二八年）舊曆六月卯期より實行するに至つた。

斯くして幾度かの波瀾を経て漸次衰退の途を辿りし過爐銀は、民國七年一月大銀爐の一たる西義順

の破綻に次で、九年十一月厚發合の倒産に遭ひ一層衰微を來たし、現在銀爐の數僅に六戸に過ぎない。且一方に於ては他種貨幣の擡頭に因り流通範圍も大に縮少さるゝに至つたが、過爐銀支票の流通高は尙ほ三百萬乃至五百萬兩と推定され、特産物、綿絲布等の如き大口取引は過爐銀建にて行はれて居る。然しながら最近に至り又もや東記銀號の破綻するあり、加ふるに滿洲事變の突發に遭遇して、銀爐の資金に梗塞を來し、過爐銀の流通範圍は益々縮少さるゝ傾向を生ずるに至つた。試みに過爐銀の各通貨に對する相場を示せば次の如くである。

	昭和五年六月	昭和六年八月
鈔 票一〇〇圓に付過爐銀	二一五、五〇	二一三、〇〇
金 票一〇〇圓に付過爐銀	三七八、五〇	四七七、〇〇
現大洋一〇〇圓に付過爐銀	二〇七、八〇	二一一、〇〇
過爐銀(一錠即ち五十三兩五匁)に付奉天票	一、五六五、〇〇	一、六〇〇、〇〇

(ハ) 大洋錢及小洋錢

兩者共に圓形の銀貨にして、現在滿洲に流通せるものは袁世凱弗及び孫文弗と稱する大洋錢と、外國銀貨たる墨銀及二角の小洋錢である。

大洋錢は一名現大洋と稱せられ袁世凱弗最も多く、一般通貨として市場に流通さるゝこと多くは

ないが、何れにても喜んで收受せられ、通貨とするよりも寧ろ貯藏されるものが多いやうである。小洋錢は支那人の日用通貨として必要あり、主として關東州及安東に於て流通し、關東州に於ては廣東造幣廠鑄造のもの、安東に於ては奉天及吉林造幣廠鑄造のものが多い。二角の外五角、一角及五分のものがあるが、五角と五分に至つては殆んど市場に姿を見せない。流通額に就ては殆ど推算の方法は無いが、大體に於て大洋錢百萬元、小洋錢五百萬元と見做され、更に貯藏されたる現銀を加ふるときは數千萬元に達するならんと云はれて居る。

大洋錢小洋錢共に品位劣等のもの相當に多く、外國人には識別は甚だ困難であり、又兩者は十進法にて交換せられず、毎日兩者間の相場が建てられ之に據るものなることは、支那内地に於けると何等異なる所はない。現在に於ては大洋錢一元に對し小洋錢一元十二、三仙乃至十四、五仙である。

(ニ) 銅 元(銅子兒)

銅元とは銅貨のことであつて一般補助貨として使用せられ、支那人の日常品賣買の端錢の勘定に用ひられて居る。光緒二十七年(一九〇一年)始て奉天及吉林造幣廠にて鑄造されたものなるが、吉林造幣廠は其後閉鎖せられ、今では支那内地鑄造のものが多い。種類は一分(當十文)二分(當二十文)の二種であるが、純分、重量及種別は區々にして、外國人は其の眞偽を識別するに困難である。之が滿洲に於ける流通高は殆ど推算の方法がない。相場は常に變動すれども大體に於て大洋錢一元に對し

二三〇枚位のものである。

第二 外國貨幣

(一) 橫濱正金銀行券

一般に鈔票と呼ばれ、橫濱正金銀行大連支店に於て發行さるゝ十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓、百圓の六種の兌換券にして、舊日本一圓銀貨を基礎とするものなるも、一圓銀貨は明治三十一年(一八九八年)四月一日限り通用禁止となり、新に鑄造を許されざるを以て現在に於ては圓銀と兌換さるゝことなく、其時の爲替相場に依り上海に於て兩貨を以て支拂はるゝ爲替兌換である。

鈔票發行の目的は日露媾和條約に基き、關東州及滿鐵附屬地を我勢力範圍に收むるに及んで、先づ戦後の急務たる軍票を回收整理すると共に、事業資金の供給を計らんとするにあつた。之がため政府は明治三十九年勅令第二四七號を以て、橫濱正金銀行の關東州及清國に於ける銀行券の發行に關する件を公布し、鈔票を以て公私一切の取引に無制限に通用せしむる法貨とした。當時鈔票の發行高百萬乃至三百萬臺に上り、關東都督府及滿鐵會社の收支も銀勘定であつた。然るに偶々明治四十年一月以降銀貨の暴落を來すに及んで、關東都督府は同年勅令第八六號を以て四月以降租稅其他歳入を總て金本位に改め、滿洲各金庫の收支に日本銀行兌換券を使用せしめ、續て滿鐵會社に於ても同年十月よ

り運賃其他の料金を金建に改正するに至つた。爾來日本銀行券の滿洲流入を促進せるのみならず、滿鐵事業の進捗、渡滿邦人の増加並に其の經濟的發展に伴ひ、金資の需要益々増加するに至りしため、政府は此狀勢に鑑み、大正二年七月勅令第二五〇號を以て橫濱正金銀行に従前の圓銀兌換券の外、向ふ五箇年を限り新に金貨又は日本銀行兌換券を以て兌換準備として、關東州及清國に於て強制通用力を有する銀行券の發行を許可するに至つた。斯くて關東州及滿鐵附屬地内に於ては恰も金銀複本位制の施行されたる如き觀を呈したるも、本位貨たる一圓銀貨は夙に廢貨となりて自由鑄造を許されず、又金銀兩者間に何等法定比價の定めもなく、畢竟過渡的のものたるに過ぎなかつた。今試に大正二年乃至五年各半季末に於ける橫濱正金銀行の銀券並に金券の市場流通高を示せば左の通りであつた。

	銀 券	金 券
大正二年十二月	二、七五〇 <small>千円</small>	一、一〇〇 <small>千円</small>
〃 三年 六月	一、四〇四	二、三四四
〃 〃 十二月	二、九〇四	二、一〇八
〃 四年 六月	二、四二一	二、八四三
〃 〃 十二月	三、三六八	二、三五八

大正五年 六月

二、三二九^{千円}

二、四二八^{千円}

十二月

四、七四四

四、一二一

然るに其後朝鮮銀行の滿洲に進出すると共に、同行金券は漸次關東州及滿鐵沿線各地に流通し、日支人間の取引決済に受授さるゝに至りしため、大正六年十二月、政府は横濱正金銀行の金券發行を廢止し、且朝鮮銀行券を以て關東州及滿鐵附屬地に於て強制通用力を有する法貨とした。

茲に於て滿洲に於ける金券は朝鮮銀行券に統一せられ、鈔票は法貨たる資格を喪失するに至つた。然れども鈔票は銀本位なるが故に支那人の習慣に適し信用厚く、大連を始め滿鐵沿線に廣く流通し、殊に大連及長春重要物產取引所の建値として使用せらるゝを以て、特產物貿易資金、爲替通貨として缺くべからざるものである。即ち滿洲奥地特產物の買付は、大洋票、小洋票、官帖等に依るを以て、特產賣却代金を此等地方通貨と交換するに當り、銀系統通貨たるの結果として相場の変動比較的少き利便あり、且南支方面に對する特產物の輸出並に上海方面よりの輸入貿易の決済は、鈔票對上海兩の賣買によりて行はれる。之れ鈔票の特產貿易資金並に爲替通貨として重要缺くべからざる所以である。其他鈔票は大連海關に於ける關稅納入に使用せられ、流通高は季節に依り増減を免れざるも、最近の發行高は左の如くである。

昭和四年 六月

一一、一九五^{千円}

十二月	五、九七一
五年 六月	七、九四七
十二月	五、二一八
六年 六月	一三、三八二
十二月	一四、三七二

鈔票の相場は倫敦及上海等の爲替市場の氣配並に滿洲に於ける鈔票金票の需給關係等に因つて變動するものにして、大連に於ては金票と對比して相場を建てられて居る。最近は銀價の暴落に因り鈔票の相場は下落の一途を辿りしが、大連錢鈔取引所に於ける鈔票先物相場の最高最低を見るに次の如くである。

鈔票一〇〇圓對金票相場

昭和五年	最高	七六圓二五(一月)	最低	四九圓五〇(十二月)
同 六年		七四圓〇〇(十二月)		四一圓〇五(五月)

(二) 朝鮮銀行券

朝鮮銀行の發行する銀行券は滿洲に於ける金系通貨の主要なるものにして、金票又は老頭兒票ポルトルと呼

ばれ、明治四十四年三月發布の朝鮮銀行法に據りて發行せられ、金貨又は日本銀行券を以て引換へらるゝ兌換券にして、一圓、五圓、十圓及百圓の四種がある。

日露戦後日本の滿洲經營は著々として其歩を進め、安奉線の開通及安東經由輸入品に對する特惠關稅率の適用等に因り滿鮮の經濟關係は次第に密接を加へ、自然朝鮮銀行券は滿洲に流出して日支人間の取引決済に受授さるゝに至つた。殊に朝鮮銀行の滿洲進出を見るに及んで、同行券は關東州及滿鐵沿線各地に流通し、其の流通高大正五年末には八百萬圓臺に上るに至つた。斯くて日滿並に鮮滿取引の益々發展するに伴れ、邦人の勢力圏内を中心として金券の流通愈々増進の傾向を示せしが、當時日本側通貨には日本銀行券、橫濱正金銀行金券及銀券、朝鮮銀行金券、舊圓銀、軍票等錯綜して流通した。而かも其等の相互間にありて日々其相場を異にし、日常取引に多大の煩累あるのみならず、邦人の經濟的發展を阻碍するもの鮮少なからざるものがあつた。茲に於て遂に政府は金券統一の方針を確立し、大正六年十二月勅令第二一七號を以て關東州及滿鐵附屬地に於ける朝鮮銀行券の通用に關する件を公布し、同行券を以て關東州及滿鐵附屬地に於て公私一切の取引に無制限に通用せしめ、同時に橫濱正金銀行の關東州及清國に於ける銀行券發行に關する件を改正し、其の流通區域より關東州を除外し且同行の金券發行を廢止した。

斯くて諸官廳の收支、日本人相互間の取引は皆金票を以てし、之を資本とするのみならず、滿洲經

營の根幹たる滿鐵の運賃及綿絲布其他の重要輸入品取引は、日支人間に於ても金票に依りて行はれ、其の流通範圍は滿鐵沿線より哈爾濱に及んでゐる。流通見込額は昭和六年末に於て約四千四百萬圓と看做されて居るが、最近發行高は左の如くであり、此内滿洲及朝鮮に區別して流通せる割合は不明なるも凡そ朝鮮六割滿洲四割なるべしと推定されて居る。

昭和三年十二月	一三二、四四四 <small>千円</small>
〃 四年十二月	一一八、七〇一
〃 五年 六月	八二、四六七
〃 〃 十二月	九〇、六一五
〃 六年 六月	七四、〇六五
〃 〃 十二月	一〇〇、九〇九

(三) 日本銀行券及日本補助貨

日本銀行券は主として日本よりの旅客により携帯されたるものにして、金票の流通範圍内に於て流通するも、一度銀行の手を通ずるや間もなく市場より引上げらるゝが故に、多く市場に見受られなす。日本補助貨たる五十錢銀貨、五錢、十錢の白銅貨及一錢銅貨は日常取引に廣く用ひられ、流通に

不便を感じざること日本内地と同様である。

(四) 其他の外國貨幣

其他の外國貨幣としては露國紙幣及墨銀等あるも、露國紙幣は現在滿洲には殆んど關係なく、只入露者又は露國との取引用具として多少のソヴェート聯邦のチェルヴォネツ紙幣が存在せるのみにして、北滿に於ける在高約二、三十萬留と稱せられて居る。往年露國は東支鐵道を建設するため、數億に上る工事費を支出するに當り、全然地方通貨を眼中に置かず、一意留貨の使用に努力し、金貨と露國紙幣とを混用して信用維持に努めた。當時露貨の流通は鐵道沿線一帶に及びたるが、日露戦争當時に至りては更に鐵道沿線は勿論吉林遼西方面に迄流通範圍を擴大した。日露戦争後露國の南滿撤退と共に露貨も亦漸次減少せしと雖も、尙南滿に於ても相當の勢力を有した。殊に北滿は露國の勢力圏内にありしを以て、東支鐵道附屬地は言ふまでもなく、沿線の都邑は凡て露貨の流通する所にして、就中哈爾濱に於ては其勢力最も強くして恰も法貨の如く流通し、傅家甸の商取引は皆露貨建にて行はれたものであつたが、露國革命後は全然勢力を失墜するに至つた。

第三項 錢鈔取引

第一 概説

滿洲に於ては前述の如く内外各種の通貨相並んで流通し、各種の取引は場所により、商品により、取引者により異なる通貨を以て行はるゝのみならず、此等の通貨は各々需給關係を異にする關係上、常に相場の變動を生じて居る。仍て此等通貨交換の必要を充し、變動する相場の標準を公定するため、或は金銀兩貨幣間の相場の變動に因て生ずる損失の危険を除く必要上、滿洲には現物及先物の取引を行ふ貨幣取引機關の發達を見るに至つた。

現在現物取引機關としては錢莊及錢舖と稱せらるゝ、兩替店の各地に存する外、安東銀市、哈爾濱貨幣交易所を初め、吉林、長春、奉天、鄭家屯等に支那側の各貨幣交易所あり、大連取引所錢鈔部に於ても銀對小洋錢對金の現物取引を行つて居る。

定期取引機關としては日本側にては官營の大連取引所錢鈔部、奉天、長春、開原、公主嶺及四平街の各取引所の外、株式組織の安東取引所がある。支那側の各貨幣交易所に於ては現在は先物取引は行はれて居なう。

日本側の官營取引所には夫々株式組織の信託會社が附屬し、取引の擔保及清算事務を取扱ひ、取引所にては取引人の監督、建玉の整理、公定相場の發表等を取扱ふ。而して錢鈔取引に就ては大連取引所に於てのみ現物取引及先物取引共に行はれて居るが、他は皆先物取引のみにして、競賣買の方法に依り轉賣買戻又は乗換取引の行はるゝこと、一般の定期市場と異なる所はない。今官營取引所並に附

屬信託會社を表示すれば左の如くである。

取引所名	設立年月日	信託會社名	公稱資本金	拂込資本金
大連取引所	大正二、三、一五	大連取引所信託株式會社	一五、〇〇〇 <small>千円</small>	六、〇〇〇 <small>千円</small>
		大連取引所錢鈔信託株式會社	五、〇〇〇	一、二五〇
開原取引所	同 五、二、八	開原取引所信託株式會社	二、〇〇〇	八七五
長春取引所	同 五、三、一八	長春取引所信託株式會社	一、〇〇〇	二五〇
四平街取引所	同 八、八、一八	四平街取引所信託株式會社	五〇〇	一二五
公主嶺取引所	同 八、八、一八	公主嶺取引所信託株式會社	五〇〇	三七五
奉天取引所	同 九、一、二五	奉天取引所信託株式會社	八七五	八七五

各地取引所に於て買入せられる、貨幣の種類は、土地の實狀に應じ多種に互り規定されて居るが、重要物産取引に必要な貨幣の賣買を以て就中重要なるものとする事論を俟たぬ。例へば大連取引所に於ける重要物産取引の建値は金銀兩建制なるも、實際行はるゝは銀建のみなるが故に、金票を以て鈔票を賣買する錢鈔取引は、長春取引所も同様に鈔票建なるが故に、鈔票對吉林官帖の賣買が最も重要なものとなり、又奉天取引所にては重要物産取引の建値は金票、安東にては鎮平銀なれば、前者に於ては金票對現大洋票、後者に於ては鎮平銀對金票の取引が行はれて居る。斯くして此等の錢鈔

市場に於て日々各種の貨幣相互間の相場を建てられ、金銀の比價が決定せらるゝものなるを以て、其間實需買入の外に各地間貨幣相場の値開きを利用して裁定取引乃至鞆取り投機取引が行はれ、錢鈔市場の隆盛を促しつゝある。

滿洲の如く幣制統一を缺き、基礎を異にする各種の通貨相並んで流通する市場に在りては、一の貨幣を標準として見れば他の貨幣は一種の商品たるに過ぎざるを以て、相互間の價格關係は全く商品相場と異なる所はない。而かも場處に依り用途により貨幣の種類を異にするため、甲貨幣を以て乙貨幣に替へ、或は乙貨幣を以て甲貨幣を買入れ用途に充つることを必要とするを以て、此作用より云ふ時は恰も貸借決済のために爲替の賣買せらるゝと何等選ぶ所はない。従て一の貨幣に對する他の貨幣の相場を決定する標準は、爲替相場の依て定まる標準と略之を同ふする。今滿洲に於ける貨幣相場を左右する主なる原因を見るに大體左の如きものにして、此等の諸原因は或は單獨に或は競合して滿洲の貨幣相場を決定する。

(一) 經濟的原因

(イ) 銀價の趨勢 滿洲は關東州及滿鐵附屬地にありては朝鮮銀行金券を法貨とし、其の他にありては銀本位、銅本位の各種通貨錯綜して流通せるも、大體に於て銀系統の通貨國なるを以て、銀價の

世界的趨勢に伴れて貨幣相場の騰落するは當然のことに屬する。

(ロ) 需給關係 滿洲の通貨は既述の如く其の通用する場處及用途等を異にする結果として、各其の需給の關係同じからず、從て此相違に基く貨幣相場の變動は滿洲に於て常に見る所の現象にして、季節的に見て特産と最も密接不可離のものである。通例冬期には特産資金として吉林省、黑龍江省にありては官帖、遼寧省にありては洋錢又は洋錢票の需要を喚起して其相場の騰貴を促し、此時期に當り特産資金として貸出されたる金券及正金銀券は、之を以て其の地方通貨に交換するもの増加し、往々相場の低落を誘致する。殊に特産に關聯して注目すべきは、官商の特産買占に依る紙幣の濫發にして、之がため紙幣の市場に横溢するは明瞭に市價に現れるのを常とする。又綿絲布其他輸入品取引には一般に金券の使用せらるゝため、其仕入期に當りては一時金券の需要を喚起し、相場好況を呈するは常に見る所の現象である。其他輸出入の順逆は當然決済資金の受授に基く賣買を生じ、爲替相場に影響する。

(ハ) 其他銀行破綻、金融恐慌等は忽ち貨幣相場に影響を及す原因となる。

(二) 政治的原因

數次の奉直戰爭により郭松齡事件等を経て最近の露支紛争、南北戰爭等に至る迄、此種の政治的事

件の突發が滿洲通貨の相場に影響すること甚大である。

(三) 仕手關係

支那側爲替業者、官商筋、糧棧等の投機筋は以上の諸材料を基礎として相場の變動を利用し、盛に鞘取り賣買に活動し、市場に異常なる衝動を惹起せしむることが屢々ある。

次に各官營取引所に於ける錢鈔先物取引の種類、賣買方法、取引期限、賣買單位、受渡日、賣買手数料等を示せば次の如くである。

取引所	先物取引物件種類	賣買方法	契約期限	賣買單位	受渡日	手数料 (賣買單位)
大連	鈔票百圓對金票	競賣買	一箇月以内	五千圓	十三日、二十八日	一〇〇銭
開原	金票百圓對奉天票	同	同	一千圓	十五日、末日	二五
長春	鈔票百圓對哈大洋	同	同	同	十三日、二十八日	一五
	鈔票一圓對吉林官帖	同	同	同	同	二〇

四平街	金票百圓對奉天票	競賣買	一箇月以内	一千圓	十三日、二十八日	二〇
公主嶺	金票百圓對奉天票	同	同	同	同	十二日、二十七日
	鈔票百圓對奉天票					
奉天	金票百圓對奉天票	同	同	同	同	十四日、二十八日
	金票百圓對現大洋票					

第二 各地貨幣取引所

(一) 大連錢鈔取引所

(イ) 組織及取引人 滿洲に於ける錢鈔市場の標準を爲すものは大連の錢鈔市場であつて、奥地官營取引所は何れも大連取引所に則り設立されたものである。大連取引所は關東長官の管理に屬し、大豆、豆粕等の重要物産取引を行ふ特産部と、錢鈔取引を行ふ錢鈔部にに分かれ、各々清算機關として特産物には大連取引所信託株式會社(俗稱豆信)、錢鈔部には大連取引所錢鈔信託株式會社(俗稱錢鈔)之に當つて居る。取引所には所長、主事、書記等の職員を置きて事務を處理し、別に取引の實狀に適

應せしむる目的を以て、取引所長及商工業に關し學識又は經驗ある者より關東長官の任命したる商議員を以て組織せらるゝ商議員會を設け、取引人の免許、賣買取引の方法及其の履行等取引上の重要事項に關する審議評決の機關として居る。

錢鈔市場の取引人たるには取引所長の免許を要し、取引人は自己の計算に於て取引を行ふ外、他人の委託に依り賣買を行ひ得ること勿論にして、悉く錢鈔取引人組合に加入して居る。

(ロ) 取引物件と取引の種類及方法 大連取引所錢鈔部にては現物取引と先物取引の二種が行はれて居る。現物の取引物件は規定上俄帖(留紙幣)と鈔票であるが、俄帖は大正十三年(一九二四年)以來取引を中絶されてゐる。鈔票の賣買の呼値は鈔票百圓に對し金票又は小洋錢幾許と建てられ、賣買單位は鈔票五百圓を最低として其以上百圓刻みの規定である。

取引の方法は相對賣買を以て行はれ、受渡は鈔票對小洋錢取引に就ては錢鈔信託會社は之に關與せず、賣買當事者に委ねて居る。蓋し小洋錢の品質低下し且つ區々なるが爲である。鈔票對金票の受渡は當日又は翌日正午迄に賣方より賣渡物件たる鈔票を、買方より其買受代金たる金票を錢鈔信託に提供して行ふ。但し錢鈔信託は正隆銀行に金銀口座を有するを以て、實際の受渡は現物提供に依らず、信託會社が仲介となり信託振出し正隆銀行宛の小切手に依りて行はるゝを普通とする。

先物取引の物件は現物取引と同様に鈔票と俄帖(留紙幣)であつて、前者は金票を以て後者は鈔票を

以て賣買せられ、取引單位は鈔票五千圓、俄帖五千留である。呼値の單位は鈔票は百圓、俄帖は百留であるが、俄帖對鈔票の先物取引は一九二〇年以來中絶して居る。

鈔票對金票の先物取引は競賣買の方法に依て行はれ、其の契約期限は特産品の先物取引が四箇月以内なる關係上、規定に於ては四箇月以内の定めあれども、實際行はるゝは一箇月以内にして、受渡日は毎月十三日、二十八日の兩日と定められて居る。而して受渡に就ては受渡日の前日の前場限りを以て賣買を終結し、錢鈔信託會社に於て算出せる受渡標準値段を基準として、買方よりは代金たる金票又は金小切手を、賣方よりは賣渡物件たる鈔票又は銀小切手を提出して授受を行ふ。尙ほ此錢鈔先物取引には一般に行はるゝ定期取引と同様に、受渡を行ひて取引を完了する外、差金を授受の上取引關係より離脱する轉賣、買戻及取引を將來に延期する乗換が行はれ居ること云ふまでもない。而して乗換には先物の近期賣買玉を遠期に乗換へ、又時には之と反對に遠期を近期に乗換ふる場合、現物を賣り又は買ひ同時に先物を買ひ又は賣る場合、先物近期を賣り又は買ひ同時に遠期を買ひ又は賣る場合等がある。

賣買證據金には本證據金、追證據金、増證據金、特別證據金及豫納證據金あれども、現在錢鈔信託は本證據金として鈔票一萬圓に付金二百圓の割合を以て徴收し、追證據金は證據金の半額とし、當日の帳入値段に其以後日々の帳入値段を對比し、其差損額が本證據金の半額に達する毎に損方より差入

れしむる規定である。

(ハ) 清算方法 錢鈔信託に於て算出さるゝ帳入値段は賣買さるゝ取引全部を整理する標準相場であつて、當日前場引値を標準とし寄付相場を參酌して定め、前日の後場と當日の前場とを一計算範圍として、此帳入値段と約定値段との差額を賣買何れかの損方より差入れしむるものである。又此帳入値段は受渡標準値段算定の基礎となり、受渡期日前三日間の帳入値段を平均した數字が受渡標準値段である。

帳入値段に對し取引所より發表さるゝ公定相場あり、之は市場取引に一定の基準を與ふるを目的とし取引の清算には全く關係はない。

現物の公定相場は當日の前後場に於ける總價格たる金票及小洋錢を夫々總賣買數量たる鈔票を以て除し、先物の公定相場は十三日限と二十八日限とに區別し一日間の總數量たる鈔票を以て總價格たる金票を除して算出したものである。

(ニ) 錢票市場の手筋及取引者

特産筋 大連取引所に於ける特産市場は金銀兩建制であるが、實際は銀建取引のみ行はれて居る。

從て特産商は特産物取引に依り授受さるゝ金銀比價變動の危険を避くるがため、特産賣買と同時に錢鈔市場に於て鈔票の買ひ又は賣繋ぎを爲すのである。

銀行筋 各銀行は特産商其他に對する銀資の融通上、錢鈔市場に於て期近物を買ひ先物を賣出すのである。此外爲替賣買の Cover を求め又は上海市場との裁定取引上盛に錢鈔市場を利用してゐる。但し外國側銀行の錢鈔市場に於ける活動は餘り盛んでない様である。

上海筋 大連錢鈔市場は金を以て銀を賣買するが故に、大連上海間銀相場の値開きに乗じ上海市場に活躍する大連商人と相呼應して、鞘取りを目的とする支那人取引人の一團がある、上海筋は之である。

奥地筋 之は奉天、營口、安東、長春、哈爾濱等に於ける奥地通貨の賣買を大連錢鈔市場に繋いで、其間の鞘取りを行はんとする取引人である。

地場マバラ筋 純然たる投機者であつて、其多くは取引人を通じて時間的場所的に利鞘を稼がんとする者である。

大連は滿洲特産物の最大輸出港として特産取引盛なるのみならず、上海其他南支各地間の貿易も逐年増加し、銀市場、爲替市場として著しき發達を告ぐるに至り、錢鈔取引高も巨額に上り且つ年々増大しつつある。

(二) 安東取引所及銀市

安東取引所は資本金二百萬圓、拂込五十萬圓の株式組織にして、安東一圓を營業地域とする有價證券、商品及錢鈔の賣買取引市場である。もと安東株式商品取引所と稱し大正九年十二月八日の設立にして、翌十年一月十日安東領事の免許を得て開業したものであるが、其後安東取引所と改稱し所管も關東廳に移され、理事長、理事、監査役等の役員は株主總會に於て之を選任するも關東長官の認可を要し、尙ほ取引人も關東長官の免許を受くるものである。

錢鈔部に於ける賣買取引の目的たる物件は鎮平銀、洋錢、銀票及金票と規定されて居るが、現在取引の行はるゝは鎮平銀對金票の賣買のみである。取引の單位は鎮平銀一千兩にして、呼値は一兩に對し金票幾許と建てられる。定期取引の約定期限は規定上毎月二回以上受渡を爲すものとし、現在は十三日及二十八日を受渡日とする二期建の定期取引であつて、競賣買の方法に依り轉賣買戻及乗換取引の行はるゝこと他の錢鈔市場と異なる所はない。又取引所は賣買當事者より賣買手数料及賣買證據金を徴し、定期取引の違約より生じたる損害に就ては違約者に代り賠償の責に任ずる。

安東の對外貿易は日本内地及朝鮮に對する小豆、豆粕、粟、柞蠶及同製品の輸出並に綿絲布其他の輸入を以て殆ど其九割を占めて居る。從て此等の貿易商筋の鎮平銀の定期取引は相當多額に上るのみならず、金融業者、錢莊等の所謂爲替カバー筋、朝鮮人投機筋の取引も盛に行はれる。

安東銀市は商務總會の管理に屬し、會員組織であるが、直接市場に出入して賣買に従事し得る者は、

商務總會の承認を得たる支那人のみに限られてゐる。毎日の市場開始は季節により遅速あるも、日出を標準として、午前四時四十分頃より始まり約一時間半位にして、其間に金票、現大洋票、奉天票、大洋錢、小洋錢の兩建取引が行はれる。呼値は金票百圓、現大洋、大洋錢、小洋錢各百元、奉天票は一萬元に對し、鎮平銀幾許と建てられ、總て現物取引に限られる。受渡に付ては別段の規定なく、銀市は受渡擔保の責任を負はない。此外銀市に於ては上海兩及芝罘兩の賣買行はれ、各其一千兩に對し鎮平銀幾許と建てられる。賣買出來高に就ては銀市は一切記録せず、取引も個人間の相對取引なるが故に判明せざるも、各種貨幣の取引出來高を鎮平銀に換算合計すれば、一日最高三十萬兩最低八、九萬兩なるべしと推定される。

(三) 濱江貨幣交易所

濱江貨幣交易所は民國六年(一九一七年)九月設立せられ、資本金二千萬元の株式組織である。取引の種類は定款の定めによりもと現期(現物)約期(當事者の相對豫約)及び定期の三種行はれしも、現在にては單に現物賣買のみに止まる。

取引物件は哈爾濱大洋票にして、之を金票、吉林官帖、黑龍江官帖、永衡大洋票を以て賣買するものである。其中最も重要なものは哈大洋對金票の取引にして呼値は哈大洋百元、賣買單位は哈大洋

五百元の定めであるが、實際は一千元を最低とし、出來高哈大洋一萬元毎に一元以内を手數料として賣買雙方より徴收する。

本交易所の設立に當りては主として當時の通貨たる留貨を取引したれども、民國七年以來留貨の暴落し之に代りて金票の流入するに及び盛に之を取引した。然るに民國十三年の奉直戰爭の餘殃を受け哈大洋の暴落を演ずるに及んで、之が市價の維持に狂奔せる官憲は貨幣取引所に大なる制限を加へ、民國十五年十一月より總て先物取引を禁止し、剩へ必要なる場合には官憲筋自ら出動して人爲的相場を立つることさへありしがため、自然交易所は一般より顧みられざるに至り、取引は減退し市場は不振に陥つた。今日にありては貨幣の取引は現物先物共に市中(取引所外)にて各人自由に相對取引の形式を以て行はれ、取引所内に於ける取引に關しては、貨幣相場の發表ある外取引高等に就き何等の發表なく、取引所の機能は殆ど滅殺された状態にある。

第三節 金融機關の現状

第一項 支那側金融機關

第一 錢莊錢舖其他

滿洲に於ける支那側の金融機關として古くより存在せるは、錢莊、銀爐、錢舖、當舖である。近年に至り新式銀行の發達顯著なるものもあるも、其分布は多く鐵道沿線の主要地に限られ居るを以て、奥地に於ける金融は主として此等の舊式金融機關に依るものが多い。錢莊は個人又は合資組織に依り經營せられ、預金、貸付、爲替及貨幣の投機的賣買を營み、錢舖は小資本のものにして専ら兩替を業となし、銀爐は元と馬蹄銀の鑄造店なりしも現在に於ては預金、貸付、兩替及爲替等一般銀行と略同様の業務を營むに至り、又當舖は質屋として下層支那人の金融機關をなしてゐる。尙ほ此外糧棧と稱し穀物の倉庫兼問屋業を營むものにして、時に農業金融機關として活動するものもある。

錢莊、錢舖は滿洲各地の都鄙に散在せるが、北滿地方に比較的多く存在して居るやうである。錢莊は概ね五千元乃至三萬元を資本とし紙幣發行權は有せざるも、資力豊富なるものに至ては概ね一般の爲に貸付、預金、爲替等を行ひ、其の信用は新式銀行に劣らざるもの尠からず、所在地支那商民の金

融機關として相當の勢力がある。殊に何れも貨幣に關する知識に富み、各地の貨幣市場と連絡を保ち、極めて機敏に各地貨幣の需給關係、相場の高低を知悉し、貨幣流通の錯雜せる滿洲國にありては經濟上必要缺くべからざる機關である。今參考のため北滿主要地に於ける錢莊の分布状態を示せば左の如くである。

哈爾濱	五六	克山	二一	三姓	一九
傅家甸	六六	巴彥	一九	烏拉街	一六
齊々哈爾	四七	伯都納	三二	吉林	五一
拜泉縣	二七	大賚	二六	長春	三七

第二 新式支那銀行

滿洲に於て現在の新式金融機關たる銀行の出現したるは光緒二十一年（一八九五年）以後のことにして、中國、交通兩銀行及各官銀號は何れも光緒の末葉より宣統の初めにかけて設立若くは支店を設置せられたるものである。其他は民國十年以後の設立に係るもの多く、又錢莊若くは錢舖にして銀行に改組されたものも二、三ある。然れども此等改組したる銀行及官銀號の如きは、銀行業務以外の附屬營業に主力を注ぎ、嚴格なる意味に於て銀行と稱し難き點あるも、其他のものは大體に於て諸外國に

於ける銀行と大差なきものである。官銀號の最も主要なる業務は紙幣の發行にして、爲替業務も盛に取扱はれ居るも、貸出、預金は特殊關係のみに限られ、又他の一般銀行に至りても主として取扱はるるものは爲替業務である。貸付の如きは甚だ高利にして且特殊關係のもの多く、一般商民は之が利用困難にして、預金の如きも特殊のもの多く一般預金は極めて寡少である。昭和四年末調に據れば滿洲に於ける支那側主要銀行は二八行(資本金一四〇、一一〇千元)にして、之が支店出張所を加ふる時は一四八行の多きに達する。参考のため東三省鐵道沿線主要地に於ける支那側銀行の分布を示せば

省名	名稱	設立	本店所在地	本店		支店		本會	分會	儲蓄會	拂込資本金 △印ハ公稱資本金
				支店	支店	本會	分會				
關東州				1	4	1	1				
遼寧省				13	35	11	2				
吉林省				5	28	6	3				
黑龍江省				2	19	2	1				
合計				20	85	19	6				

にして其内主要なるものを列記すれば左の如くである。

省名	名稱	設立	本店所在地	資本金
遼寧(奉天)省	東三省官銀號	一九〇五	奉天	二〇,〇〇〇,〇〇〇元
	邊業銀行	一九二五		二〇,〇〇〇,〇〇〇
	公濟平市錢號	一九一九	小洋	一,〇〇〇,〇〇〇
	遼寧商業銀行	一九一四	現大洋	一,〇〇〇,〇〇〇
	東北銀行	一九二三		八七五,〇〇〇
	世合銀行	一九二四		五,〇〇〇,〇〇〇
	遼寧滙華銀行	一九二六		一,〇〇〇,〇〇〇
	林業銀行	一九二七		七五〇,〇〇〇
	濟東銀行	一九二八		二五〇,〇〇〇
	遼寧民生銀行	一九二九		三七〇,七四八
	東邊實業銀行	一九一八		一,〇〇〇,〇〇〇
吉林省	吉林永衡官銀錢號	一九〇九	吉林	三,〇〇〇,〇〇〇
	濱江儲蓄銀行	一九二一	哈爾濱	一,〇〇〇,〇〇〇
	濱江大同銀行	一九二九	哈大洋	五〇〇,〇〇〇
	益通商業銀行	一九一九	長春	一,〇〇〇,〇〇〇

益發銀行	一九二六	長春	現大洋	二〇〇,〇〇〇元
黑龍江省官銀號	一九〇四	齊々哈爾	銀	△ 二,〇〇〇,〇〇〇兩
農業銀行	一九二四	綏化	哈大洋	一五〇〇,〇〇〇兩
熱河興業銀行	一九一七	熱河	大洋	一一〇,〇〇〇元
察哈爾興業銀行	一九一九	張北		二,〇〇〇,〇〇〇
中國銀行	一九〇五	上海		△ 二五,〇〇〇,〇〇〇
交通銀行	一九〇七			△ 二四,七〇〇,〇〇〇
浙江興業銀行				△ 一〇,〇〇〇,〇〇〇
金城銀行	一九一七	天津		△ 八,七一五,一五〇
東萊銀行	一九一八			△ 二,五〇〇,〇〇〇
大中銀行	一九二九			△ 七,〇〇〇,〇〇〇
				△ 三,〇〇〇,〇〇〇
				△ 一,六〇〇,〇〇〇

右の内東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及邊業銀行は今回打て一丸とせられて滿洲中央銀行となり、新興滿洲國の中央銀行として國內通貨の調節と金融の統制に任じ、從來各官銀號の經營し來れる各種の附屬事業は一年以内に之を分離し、別の會社をして經營せしむることとなつた。仍て滿洲中央銀行の前身たる各官銀號及邊業銀行其他に付左に概要を述べるであらう。

(一) 東三省官銀號

所在地	遼寧省城大北門裡
設立	光緒三十一年(一九〇五年)十二月
資本金	奉大洋 二〇,〇〇〇,〇〇〇元
分號所在地	東三省内主要地及上海、天津、北平

光緒三十一年(明治三十八年)時の奉天將軍趙爾巽は、幣制統一の目的を以て資本金藩平銀三〇〇、〇〇〇兩を度支部より支出して奉天官銀號を創設し、次で宣統元年(明治四十二年)徐世昌の東三省總督となるに及び、之を東三省の中央銀行たらしめんとして名稱を現名に改め、同時に資本金を六〇〇、〇〇〇兩に増加した。其後同號は資本金を現大洋一、〇〇〇、〇〇〇元に改め、更に民國十三年に至り紙幣濫發の結果營業不振に陥りたる奉天興業銀行及東三省銀行を合併し、資本金を奉大洋二〇、〇〇〇、〇〇〇元増加したものである。本行は省政府の機關銀行として紙幣發行權を有し公金取扱をなす外、爲替其他の一般銀行業務を營み、附屬事業として油房其他の工場を經營し、特産物の買付にも活動する。銀行業務としては爲替業務を主要なるものとし、一般貸付は甚だ高利にして特殊關係のもの大部分を占め、預金も特殊預金多く、地方分號に至ては單なる爲替取引所の觀がある。昭和六年末に於ける預金貸出を見るに次の如く、以てその一斑を察すべきである。(單位現大洋千元)

貸出

預金

官廳貸出金	三二、四八五	官廳預金	五七、一四五
附屬事業貸出金	二一、〇六一	一般預金	二六、四七六
一般貸出金	一八、三六六		

同號紙幣發行高は昭和六年九月十八日現在に於て

奉大 洋 票	一、〇三四、八六六、四六〇元
奉小 洋 票	九五五、六九〇元
現大 洋 票	二五、八七六、四二一元
四行號準備庫現大洋票	五、〇〇〇、〇〇〇元
哈大 洋 票	一三、五五六、九二七元
(現大洋に換算額)	六二、四三五、二二一元

にして、右の銀行券に對する準備金は現大洋票に對し八割八分、全部の銀行券に對し四割三分に當り、世上に傳へらるゝほど薄弱なるものには非ずと稱せられる。
尙ほ同號の經營せる主要の附屬事業は次の如くである。

名稱	所在	營業	拂込資本金(現大洋元)
利達公司	奉天	毛皮特產取引	四〇〇、〇〇〇
純益公司	〃	柞蠶取引	五〇〇、〇〇〇
東興泉	〃	特產取引	三〇、〇〇〇
東記印刷所	〃	印刷	二〇〇、〇〇〇
東興火磨	哈爾濱	メリケン粉取引	四〇〇、〇〇〇
慶泰祥	〃	製粉油坊特產取引	一、九二〇、〇〇〇
東濟油房	〃	油坊特產取引	四〇〇、〇〇〇
東三省製酒廠	〃	酒類(主として麥酒)醸造	五六、〇〇〇
公濟棧	開原	特產取引	四〇〇、〇〇〇
廣泉公	新臺子	〃	三〇、〇〇〇

此等の附屬事業に對する東三省官銀號の出資金は昨年に於て現大洋三、九四六千元に達して居る。

(二) 吉林永衡官銀錢號

所在地

吉林省城西大街

設立 宣統元年(一九〇九年)十一月

資本金 不詳

分號所在地 北滿主要各地

註 同號章程によれば「本號の資本金は本號所有の資産及金庫有高を以て之に充つ」とあり、從て其資本金は明瞭ならざるが、昨年末同號貸借對照表によれば拂込資本金官帖三七、四八九、三七〇吊四五九、法定積立金官帖七、六八三、四一八吊五六四、吉大洋六、七八二、九五八元一四四と表示せられて居る。

本銀行は宣統元年(明治四十二年)官帖局及官錢局を合併して設立せられたるものにして、吉林省中
央銀行として紙幣(吉林官帖、吉林大洋票、吉林小洋票、哈大洋票)の發行權を有し、省政府の公金取
扱をなす外一般銀行業務を營むも、主とする所は官帖、永衡大洋票及哈大洋の發行並に各種の商業方
面に活躍することにして、官帖發行の特權と永字聯號を利用し、市場の獨占到依り利益を擧げつゝあ
る。其の預金及貸出の狀況を見るに、貸出は就中特殊關係のもの多きが如く、昭和六年十月末現在額
は次のやうである。(單位現大洋千元)

官廳預金	一一、五四六	官廳貸出金	八、四五九
一般預金	一〇、四八七	附屬事業貸出金	三、一八六
		一般貸出金	七、五三八

同官銀號が中央銀行たるの職分を忘れ、附屬事業に没頭しつゝあることは前述の如くであるが、之

を昨年十月末に於ける貸借對照表によりて見るに右の如く、官廳及一般預金合計二二、〇三三千元、
同じく貸出金合計一五、九八七千元なるに對して、附屬事業貸出金三、一八六千元あり、此外更に附屬
事業に對する出資金一三、七二九千元あるを以て、兩者を合計すれば附屬事業に對する投資の總額は
一六、九一五千元となる。此の事實によりても業態の大要は察知し得らるゝであらう。
今吉林永衡官銀錢號の重要附屬事業を見るに次の如きものがある。(昭和七年一月調)

名稱	所在	營業	資本金
永衡茂	吉林	錢、糧、當、滙兌	吉錢 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡長	〃	糧、當、估衣	〃 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡和	〃	土產山貨店、當	〃 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡裕	〃	錢、糧、當、轉運	〃 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡昌	〃	當	〃 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡泰	〃	糧、當	〃 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡印書局	〃	印刷	〃 五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
吉林電燈廠	〃	電燈	吉大洋 二、八〇〇、〇〇〇元
長春電燈廠	長春	電燈	〃 一、〇〇〇、〇〇〇元

永衡通	長春	當、錢、粮代理店	吉錢	五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡德	〃	當、錢 估衣、滙兌	〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡達	公主嶺	當、雜貨、錢、粮代理店	〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇吊(休業中)
永衡厚	雙陽	粮、雜貨	〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡宏	雙城	錢、粮、當	〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
永衡發	沐石河	粮、當、雜貨	〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇吊
哈爾濱電業局	濱江	電燈、電車	吉大洋	一四、〇〇〇、〇〇〇元

(三) 黑龍江省官銀號

所在地

齊々哈爾城內

設立

光緒三十一年(一九〇五年)八月

資本金

二、〇〇〇、〇〇〇兩

分號所在地

省内主要地、省外にては吉林、哈爾濱

光緒三十一年黑龍江省巡撫程德全は省内の金融を圓滿ならしむる目的を以て、資本金五〇〇、〇〇〇兩、其内政府出資二〇〇、〇〇〇兩、民間出資三〇〇、〇〇〇兩にて廣信公司を設立し、更に光緒

三十四年三〇〇、〇〇〇兩を以て黑龍江官銀號を設立せしが、民國八年十二月兩者は合併せられて黑龍江省廣信公司と改稱され、資本金を二、〇〇〇、〇〇〇兩に増加した。

本銀行は本店を齊々哈爾に置き、各種預金、貸付其他一般銀行業務を行ふも、一般商民に對する貸出の如きは甚だ少く、官帖、哈大洋及廣信大洋の發行、政府貸付及特産賣買等を主要業務となし、北滿經濟界に活動してゐる。昭和五年八月改組して黑龍江省官銀號と改稱せられた。昭和六年十一月末に於ける預金及貸出は次の如くである。(現大洋千元)

官應預金	九九三	官應貸出金	七、五九六
一般預金	三、一九二	附屬事業貸出金	六八八
預金合計	四、一八五	一般貸出金	四六四
		貸出合計	八、七四八

昨年十一月末に於ける附屬事業出資金は現大洋三、三六三千元なるを以て、之に同事業への貸出金を加算する時は現大洋四、〇五一千元となり、即ち同號の預金總額に匹敵する金額をば附屬事業に投じたる計算となる。其主なるものは左の通りである。

名稱	所在	營業	資本金
廣信辨	傅家甸	錢莊、特産	哈大洋 一〇〇、〇〇〇元

廣信通	傅家甸	製粉、特産取引 但し製粉は昨夏より	哈大洋	二六〇、〇〇〇元
廣信豐	哈爾濱	油坊、特産取引	〃	二八〇、〇〇〇元
廣信昌	〃	〃	〃	二〇〇、〇〇〇元
廣信源	松浦鎮	燒酒釀造、特産取引	〃	六〇、〇〇〇元
廣信航業處	傅家甸	船舶運輸業	〃	一、二〇〇、〇〇〇元

(四) 邊業銀行

所在地	遼寧省城大南門裡
設立	民國十四年(一九二五年)六月
資本金	現大洋 二〇、〇〇〇、〇〇〇元
分號所在地	滿洲國主要都市及天津

本銀行は奉天派の關内進出に伴ひ、民國十四年六月同派の機關銀行として天津に設立せられしものにして、資本金を五、二〇〇、〇〇〇元となし、内二、〇〇〇、〇〇〇元は張學良の出資に係ると云はれて居る。後民國十七年四月奉軍の關内撤退と共に本店を天津より奉天に移し、資本金を二〇、〇〇〇、〇〇〇元に増加した。其の業務としては現大洋及哈大洋の發行權を有し國庫事務を取扱ふ外、預金、

貸出、爲替等一般銀行業務を営み、官憲との特殊の關係を利用して各方面に活躍してゐる。昨年末に於ける一般貸出金は現大洋一一、二四一千元、預金二三、八〇四千元にして、滿洲に於ける新式銀行としては比較的整備してゐる。其の附屬事業に對する出資金は昭和六年末に於て現大洋五七一千元、貸出金一、七二四千元にして、附屬事業との關係は他の官銀號に比すれば極めて輕微である。

(五) 公濟平市錢號

本號の前身たる公義商局は光緒二十七年(明治三十四年)、藩平銀一〇〇、〇〇〇兩を以て設立せられ、一般錢業を営みたるも、後之を官銀號の經營に移して公濟錢號と改稱し、民國六年遂に官銀號に合併せられたものである。然るに民國八年銅元票發行機關として再び獨立して公濟平市錢號と改名せられ、今日に及べるものである。資本金は一、〇〇〇、〇〇〇元にして各種の預金、貸付及紙幣發行を其の業務とする。紙幣は銅元票にして一元、五角、二角及一角の四種あり、普通小洋と稱せられる。

(六) 中國銀行

光緒三十一年(一九〇五年)支那の中央銀行たらしむる目的を以て設立されたる戶部銀行の後身にして、滿洲進出は光緒三十四年以來のことである。現在は大連を始め主要都市十五箇所に支店を置き、一般銀行業務を取扱ふ外、各種紙幣を發行せること通貨の項下に述べた如くである。昭和三年十一月

改組せられて本店を上海に移し、資本金二千五百萬元と稱せられる。

(七) 交通銀行

航路、鐵道、電信、郵便に關する會計管理及利權回收を目的として、光緒三十四年北京に設立されたものにして、滿洲進出は宣統元年(明治四十二年)營口に支店を設置したるに始まる。中國銀行と同様に一般銀行業務を取扱ふ外、奉天、哈爾濱に於て紙幣を發行し、昭和三年十一月中國銀行と共に改組せられて本店は上海に移轉した。滿洲國にては大連を始めとして十二の支店を有してゐる。

第三 儲蓄會

支那側新式金融機關として注目すべきものに儲蓄會なるものがある。儲蓄會は貯金を獎勵し之を安全且有利に運用する目的を以て設立せられたる特殊貯蓄機關にして、株式組織となし會員は一株乃至數株を分擔する。當座預金、定期預金、通知預金、据置預金、積立預金、特別預金、獎勵金附貯金等各種預金の取扱をなす外、貸付、倉庫業、保險業其他各種の企業に關係し、貸付は會員を主として其他の農業者に對し長期の融通をなすつゝある。民國二年鐵嶺に儲蓄會の設けられて以來、今日に於ては滿洲國到る處の都市に發達し、其數百に近く資本金額は合計五千萬元を超へ、庶民金融機關として一大勢力をなして居る。

第二項 外國側金融機關

第一 日本側金融機關

日本の銀行が滿洲に發展を始めたるは光緒二十五年(明治三十二年)にして、横濱正金銀行が營口に支店を設置し、翌三十三年一月正式に開業したるを以て嚆矢とする。現在に於ては朝鮮銀行、横濱正金銀行、正隆銀行及滿洲銀行中心となり、關東州及滿鐵沿線に著しく發展して、吉林、哈爾濱方面に迄活動の範圍を擴大して居る。

之を業務方面より見れば、朝鮮銀行は滿洲に於ける日本側の中央銀行として金券の發行及國庫事務其他一般業務を掌り、横濱正金銀行は銀券を發行して専ら爲替銀行として滿鐵沿線主要地に支店を設けて活躍し、不動産金融には大正六年以來東洋拓殖株式會社進出し、不動産金融の中樞機關として活動し、地方商業銀行としては滿洲、正隆兩行の本支店あり、其他地方の小銀行各地に存在せる現狀である。

昭和五年末に於ける日本側の普通銀行は十五行にして各地支店を加算するときは六十四行に上り、公稱資本金三三、九七五、〇〇〇圓、拂込資本金一四、四三一、〇三七圓に及んでゐる。

此外に庶民金融機關としては大正十三年以降設立されたる村落金融組合あり、又中小商工業者の金

融緩和を目的として昭和三年以降設立されたる都市金融組合がある。共に關東州及滿鐵沿線に普及して現在は都市金融組合十五、村落金融組合五を算し、尙ほ此外各都市には輸入組合組織せられ商品仕入資金の金融を行つてゐる。其他郵便局を始めとして無盡會社、質屋及金貸業者等一般庶民金融機關として存在する。

在滿洲國日本側主要銀行を表示すれば次の如くである。

名 稱	設 立	本 店 所 在 地	拂 込 資 本 金 (單 位 圓)
横濱正金銀行	一八七八	横濱	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
朝鮮銀行	一九〇七	京城	二四〇,〇〇〇,〇〇〇
正隆銀行	一九〇六	大連	一五〇,〇〇〇,〇〇〇
商工銀行	一九一三	遼陽	二七五,〇〇〇,〇〇〇
長春實業銀行	一九一七	長春	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
大連商業銀行	一九一八	大連	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇
安東實業銀行	〃	安東	一五〇,〇〇〇,〇〇〇
振興銀行	〃	營口	一七五,〇〇〇,〇〇〇
南滿銀行	一九一九	鞍山	一五〇,〇〇〇,〇〇〇

名 稱	設 立	本 店 所 在 地	拂 込 資 本 金 (單 位 圓)
日華銀行	〃	鐵嶺	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇
滿洲殖産銀行	一九二〇	奉天	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇
協成銀行	〃	安東	二五〇,〇〇〇,〇〇〇
平和銀行	〃	吉林	二五〇,〇〇〇,〇〇〇
吉林銀行	一九二〇	〃	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇
哈爾濱銀行	一九二一	哈爾濱	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇
滿洲銀行	一九二三	大連	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
大連興信銀行	一九二五	〃	二五〇,〇〇〇,〇〇〇

第二 外國銀行

滿洲國に於ける外國銀行は哈爾濱を中心として、大連、奉天等に活躍し其の主なるものは次の如くである。

名 稱	設 立	本 店 所 在 地	拂 込 資 本 金 (單 位 圓)	在 滿 支 店 所 在 地
露亞銀行	一八九五	巴里	六五〇,〇〇〇,〇〇〇	營口、哈爾濱(整理中)
極東借款銀行	一九一〇	哈爾濱	一六九,〇〇〇,〇〇〇	

極東銀行	一九二三	哈爾濱	大洋	△	五、〇〇〇、〇〇〇元	滿洲里、海拉爾
滙豐銀行	一八六五	香港	△	五〇、〇〇〇、〇〇〇元	大連、奉天、哈爾濱	
花旗銀行	一八一二	紐育	金	△	一一〇、〇〇〇、〇〇〇元	大連、哈爾濱、開原、奉天
麥加利銀行	一八五三	倫敦	△	三、〇〇〇、〇〇〇元	哈爾濱、大連	
中華懋業銀行	一九一七	北平	△	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇元	哈爾濱	
猶太庶民銀行	一九二三	哈爾濱	金	△	一〇〇、〇〇〇圓	
極東猶太商業銀行	一九二一		△	四〇〇、〇〇〇圓		
中法實業銀行	一九一五	巴里	△	五〇、〇〇〇法	奉天	
法亞銀行	一九二八	哈爾濱	金	△	一、〇〇〇、〇〇〇圓	

(一) 滙豐銀行 Hongkong and Shanghai Banking Corporation

英國系銀行にして一八六五年資本金五百萬弗を以て香港に設立せられ、南支方面に於て爲替銀行として活躍し、滿洲に於ては大連、哈爾濱及奉天に支店を置き、特産資金の供給、歐洲品及上海雜貨の輸入等の爲替業務を行つてゐる。

(二) 麥加利銀行 (渣打銀行) Chartered Bank of India, Australia and China

資本金三百萬磅にして本店を倫敦に置き、古くより極東方面に於て活動せる銀行なるが、滿洲に進出し來れるは一九二八年以後のことにして、支店を大連及哈爾濱に設置せるも開業日尙淺く、特殊の方面に對する活動として認むべきものなく、一般銀行業として小規模の金融を行へるに過ぎない。

(三) 花旗銀行 National City Bank of New York

米國系銀行にして一九〇一年 International Banking Corporation (花旗銀行) なる名稱の下に設立せられ、一九二六年 National City Bank (一八一二年設立) に合併せられたるものなるが、支那名に於ては舊名を踏襲し花旗銀行と稱せられてゐる。本店を紐育に置き、資本金一億一千萬弗を擁し世界第二の大銀行である。従來も支那本土に於て活動し、米國の對支貿易に大なる貢獻をなし來れる銀行にして、滿洲にては大連、奉天、哈爾濱に支店を置き、殊に哈爾濱に於てはシリロ商會を通じて米國品の北滿輸入に力を注ぎ、最近は開原にも出張所を設けて盛に活動しつつある。

(四) 極東銀行 (ダリバンク)

資本金現大洋五百萬元の株式組織にして、其大部分はソヴェート聯邦の國庫出資と稱せられ、一九二三年(大正十二年)六月の設立に係るものなるが、當時露國は未だ國內統一せず、ウエルフネデンスク以東は極東共和國の政權下にあり、チタに極東共和國銀行存在したるを以て(後に本店をハバロフ

スクに移し極東銀行と改稱し、本銀行は當然其支店として新設さるべき筈なりしも、當時支那領土内に於て勞農露國銀行の開設不可能なりしを以て、本店を哈爾濱に置く支那株式會社としての形式を採つたものである。故に形式上露領内に於ける極東銀行とは別個のものなるも、事實は極めて密接なる關係を有し、且東支鐵道の露國側機關銀行として活動し、勞農の經濟機關及商工業者に對し特殊の便宜を供與し、露亞銀行の没落後北滿に於ける露國側金融機關として活動するに至つた。業務は預金、貸付其他一般銀行業務を營むも、主要業務は東支鐵道、烏蘇里鐵道、通商代表部、石油聯合、織物聯合、ゴム合同、國營保險、極東漁業、極東林業等に對する哈大洋及米弗の賣買爲替であつて、運轉資金は東支鐵道預金又は烏鐵公債、タリフ留等により調達し居れる模様である。

第四節 滿洲國新幣制と滿洲中央銀行

滿洲の幣制は紊亂その極に達し、不換紙幣の濫發と其の價格の暴落は曾に商取引を阻害するのみならず、住民の生活に一大脅威を與へてゐた。然れば昭和七年三月一日新滿洲國の建設を見るや、從來複雑を極めたる各種通貨の整理統一を圖ると共に、國內金融の統制に任ずべき中央銀行の設立を焦眉の急務とし、新に貨幣法及舊貨幣整理辦法並に滿洲中央銀行法を制定し、七月一日より開業及實施を見るに至つた。

第一項 滿洲國の幣制

滿洲國が新に貨幣法を制定せんとするに當り、金本位を採用すべきか將た又銀本位となすべきかは、當時識者及實業家方面に於て大に論議せられたる所であつた。理想としては金本位に異論なしとするも、當面の問題として金兌換準備を如何にして調達すべきか、又新國家建設なる一大事業の完成に當面せる際、從來の幣制に根本的變革を加へて金本位制を實施せんとするは、曾に新貨幣の流通を困難ならしむるのみならず、徒に民心を動搖せしむる虞ありとし、先づ銀本位を以て從來の通貨を整理統一すると共に、金準備の充實を圖り、將來徐ろに金本位に轉向することに決定した。

新國家の貨幣竝に從來流通せる各種通貨の整理に關し、貨幣法及舊貨幣整理辦法の規定せる所によれば、概要次の如くである。

第一 新貨幣の發行

(一) 貨幣の單位及名稱

純銀の量目二三・九一瓦を以て價格の單位とし之を圓と稱する(貨幣法第一條)が、本位銀貨は鑄造せられぬから銀塊本位と稱すべきもの、如きも、別に兌換の規定を見出し得ざるを以て實質的には變則の制度と云はねばならぬ。貨幣の計算は十進法により一圓の十分の一を角と稱し、百分の一を分と稱し、千分の一を厘と稱する。(第二條)

(二) 貨幣の種類及鑄貨の品位量目

紙幣	百圓、十圓、五圓、一圓、五角
白銅貨	一角 總量 三瓦 ニッケル 二五、銅 七五
	五分 同 二瓦 同 上
青銅貨	一分 同 三・五瓦 銅 九五、錫 四、亞鉛 一
	五厘 同 二・五瓦 同 上

右の内紙幣は無制限に法貨として通用せしめ、鑄貨は其の額面の百倍迄を限り法貨として通用せしめる。(第四條乃至第六條)

(三) 貨幣の製造及發行

貨幣の製造及發行の權は政府に屬し、滿洲中央銀行をして之を行はしめ、政府は監理官をして之を監督せしめる。(第一條、第十三條)

(四) 發行準備

發行制度は所謂比例準備制度にして、正貨準備としては紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預ケ金(第十條)を、又保證準備としては前項準備額を控除せる殘餘の發行高に對し、公債證書、政府の發行又は保證せる手形其他確實なる證券若くは商業手形(第十一條)を保有すべきものと規定してゐる。而して正貨準備に於ける金銀の割合に就ては何等の制限を設けず、且滿洲中央銀行法第三十六條第二項には「滿洲中央銀行は前記積立の外純益の百分の二十以上を積立て金塊、外國金通貨又は金勘定の預ケ金として保有すべし」と規定し、漸次に金準備の増加を圖れるは將來金本位に轉向する用意と解せられる。

(五) 兌換

貨幣法を見るに兌換に關する規定なく、且本位銀貨は鑄造せられざるを以て中央銀行券は純然たる不換紙幣である。傳へらるゝ所に依れば、新紙幣の對内及對外購買力の維持に關しては預金獎勵等に依り極力インフレーションを防止し、又上海向爲替の賣却によりて大體七〇兩見當を維持せんとするものゝ如く、萬一新紙幣の對外購買力の下落する如き場合あらば、爲替操縦資金を日本又は上海等に置き其の運用によりて相場を維持せんとするものゝ如くである。

七月一日中央銀行の開業以來、憂慮せられたりし現銀の引換もなく、頗る平靜順調の業績を示してゐる。今、最近の紙幣發行額並に兌換準備の内容を示せば左の通りである。

	昭和七年 自七月一日 至七月七日	自七月八日 至七月十四日	自七月十五日 至七月二十日
紙幣發行額	一四三、八八一、九七一 ^円	一四三、一一〇、一六八 ^円	一四二、〇三七、三九八 ^円
正貨準備額	八一、四五二、三三五	八二、七二二、四四六	八三、四二五、九六九
保證準備額	六二、四二九、六三五	六〇、三八七、七二一	五八、六一一、四二九
正貨準備率	五六・六%	五七・八%	五八・七%
保證準備率	四三・四	四二・二	四一・三

第二 舊貨幣の整理

(一) 東三省官銀號、邊業銀行及遼寧四行號聯合發行準備庫發行現大洋票は舊貨幣整理辦法施行後(七月一日より實施)滿二年間、一圓對一圓の換算率にて新紙幣と同一の效力を有する。(舊貨幣整理辦法第二條、第三條、財政部令第三五號)

(二) 左記十二種の舊紙幣は辦法施行後滿二年間、次の如き換算率を以て新紙幣と同一の效力を有する。(同法第二條、第三條、同令第三五號)

一 東三省官銀號發行滙兌券(奉大洋票)	五〇圓に付新貨幣一圓
二 公濟平市錢號發行銅元票(奉小洋票)	六〇圓 〃 一圓
三 東三省官銀號發行哈爾濱大洋票	一・二五圓 〃 一圓
四 吉林永衡官銀錢號發行同上	一・二五圓 〃 一圓
五 黑龍江省官銀號發行 同上	一・二五圓 〃 一圓
六 邊業銀行發行 同上	一・二五圓 〃 一圓
七 吉林永衡官銀錢號發行官帖(吉林官帖)	五〇〇吊 〃 一圓
八 同 上 小洋票(吉小洋)	五〇元 〃 一圓

- 九 吉林永衡官銀錢號發行大洋票（吉大洋） 一・三〇元に付新貨幣一圓
 - 十 黑龍江省官銀號發行官帖（江省官帖） 一・六八〇吊 〃 一圓
 - 十一 同 上 四釐債券 一四圓 〃 一圓
 - 十二 同 上 大洋票（江省大洋） 一・四〇元 〃 一圓
- (三) 從來流通したる奉天省の十進銅元は辦法施行後滿五年間、新貨幣一分青銅貨と同一の效力を有する。(第四條)

(四) 以上各種の舊貨幣は滿洲中央銀行總分支行に於て夫々の換算率により新貨幣と引換へらるゝが、辦法施行後一年間は新貨幣に代へ東三省官銀號及邊業銀行發行の現大洋票を以て引換ふることを得とされてゐる。(第五條)右一箇年は新貨幣製造の準備期間と認められる。

以上に依りて從來の發券銀行たる東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及邊業銀行の發行せる各種紙幣の整理を遂行し、以て漸次に幣制の統一を期せんとしてゐる。

(五) 中國、交通兩銀行の發行せる哈大洋は相當多額に上り、兩行の滿洲國內各支店の資金を以てしては直に整理すること困難なるが故に、「中國、交通兩銀行は其の現在發行額を限度として哈爾濱大洋票を發行することを得るも辦法施行後五年以内に政府の命ずる所により之を回收すべし」と定めて暫く其の整理に時日を借した。(第六條)

(六) 遼寧四行號聯合發行準備庫發行の現大洋票中、中國、交通兩行の發行券に對しては、夫々兩行より發行總額に對する供託金及回收金を提供せしめ、整理を完了するものゝ如くである。

(七) 熱河省内に流通する鑄貨及紙幣に關しては別に之を定むと規定し、(第七條)同省内流通貨幣の整理は之を將來に留保して居る。

(八) 而して從來流通したる鑄貨及紙幣にして以上の如く暫定的に效力を有するものゝ外は、舊貨幣整理辦法施行の日より一切其の流通を禁止することゝされて居る。(第一條)從て小洋錢、大洋錢、鎮平銀、制錢等の硬貨及中國、交通兩行の天津票、過爐銀、銅元票、私帖の類は以後其の流通を禁ぜられ、硬貨は地金として漸次中央銀行に買上げられ、過爐銀、私帖の類は貸借關係に依り整理せらるることゝなるであらう。法規の上より見れば日本側の通貨も其の流通を許されざるものゝ如くであるが、經濟上の事實としては依然通貨たるの性質を失はないであらう。

滿洲國內に現在流通せる舊紙幣の流通高を推算することは甚だ困難であるが、最も信憑すべき數字に基き綜合すれば次表の如く、昭和七年四月の現勢により現大洋に換算して約一億五千五百萬元となる。

種 別	流通見積額	現大洋換算額
現 大 洋 票	四〇、九〇二千元	四〇、九〇二千元

奉天票 滙兌券	一、〇一四、三四一千元	二〇、二八七千元
同 銅元票	七二、八〇九	一、二一三
雜 券	七九六	一三
吉林 官帖	一〇、一六五、〇〇〇千吊	二二、五八八
吉林 大洋票	一一、三〇〇千元	八、三七〇
吉林 小洋票	一三、〇〇〇	二八八
哈 大 洋 票	五一、九一四	三八、四五四
黑龍江 官帖	一〇、七二七、八七〇千吊	五、九五九
黑龍江 債券	三九、九五五千元	二、六六三
黑龍江 大洋票	一九、四七〇	一四、四二二
合 計		一五五、一五九

而して之に對する正貨準備額として信賴すべき筋の調査に據れば、滿洲中央銀行に合併したる舊行號の所有せる金地金、銀貨並に米弗、金圓、鈔票の他行預金及手許現金合計現大洋換算額約四千萬あり、之に本春朝鮮銀行を通じて三井、三菱兩家より融通したる金二千萬圓を加ふるときは、正貨準備總額現大洋に換算して約七千萬元となり、紙幣流通高一億五千五百萬元に對する準備率は約四割五分となり、法定の三割準備を越ゆること約一割五分である。次に參考のため、一、貨幣法、二、舊貨幣整理辦法、三、財政部令第三五號新貨幣交換率の全文を掲げて置きたい。

貨幣法

第一條 貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬シ滿洲中央銀行ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條 純銀ノ量目二三・九一瓦ヲ以テ價格ノ單位トシ之ヲ圓ト稱ス

第三條 貨幣ノ計算ハ十進トシ一圓ノ十分ノ一ヲ角ト稱シ百分ノ一ヲ分ト稱シ千分ノ一ヲ厘ト稱ス

第四條 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

紙 幣 百圓、十圓、五圓、一圓、五角

白銅貨幣 一角、五分

青銅貨幣 一分、五厘

第五條 紙幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス鑄貨ハ其ノ額面ノ百倍迄法貨トシテ通用ス

第六條 鑄貨ノ品位量目ハ左ノ如シ

一 一角白銅貨幣 總量 三瓦（ニッケル二五參和銅七五ノ割合）

二 五分白銅貨幣 總量 二瓦（ニッケル二五參和銅七五ノ割合）

三 一分青銅貨幣 總量 三・五瓦（銅九五、錫四、亞鉛一ノ割合）

四 五厘青銅貨幣 總量 二・五瓦（銅九五、錫四、亞鉛一ノ割合）

第七條 貨幣ノ樣式並製造、發行、損幣引換及銷却ニ關シテハ教令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 著シク汚染磨損又ハ毀損セル貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ滿洲中央銀行ニ於テ之ヲ引換フ

第九條 鑄貨ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其ノ他故意ニ毀損セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效力ナキモノトス

第十條 滿洲中央銀行ハ紙幣發行高ニ對シ三割以上ニ相當スル銀塊、金塊確實ナル外國通貨又ハ外國銀行ニ對スル金銀預ケ金ヲ保有スルコトヲ要ス

第十一條 前條ニ掲ケタル準備額ヲ控除セル殘餘ノ發行高ニ對シテハ公債證書、政府ノ發行又ハ保證セル手形其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

第十二條 滿洲中央銀行ハ紙幣及鑄貨ノ發行高並準備ノ増減ニ關スル出納日表及每週平均高表ヲ作製シテ政府ニ進達シ且每週平均高ハ之ヲ公告スヘシ

第十三條 政府ハ滿洲中央銀行ノ監理官ヲシテ特ニ貨幣ノ製造及發行ヲ監督セシム
監理官ハ何時ニテモ貨幣ノ發行高、未發行高及帳簿ヲ検査スルコトヲ得

第十四條 從來流通シタル鑄貨及紙貨ニ關シテハ舊貨幣整理辦法ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

舊貨幣整理辦法

第一條 從來流通シタル鑄貨及紙幣ハ本辦法ニ依ルノ外本辦法施行ノ日ヨリ一切其ノ流通ヲ禁ス

第二條 從來流通シタル左ノ紙幣ハ本辦法施行後滿二年間一定ノ換算率ヲ以テ貨幣法ノ定ムル貨幣（以下單ニ新貨幣ト稱ス）ト同一ノ效力ヲ有ス期間滿了後ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

一 東三省官銀號發行兌換券（天津券ヲ含マス）

二 邊業銀行發行兌換券 （天津券ヲ含マス）

三 遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券

四 東三省官銀號發行滙兌券

五 公濟平市錢號發行銅元票

六 東三省官銀號發行哈爾濱大洋票

七 吉林永衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票

- 八 黑龍江省官銀號發行哈爾濱大洋票
- 九 邊業銀行發行哈爾濱大洋票
- 十 吉林永衡官銀錢號發行官帖
- 十一 吉林永衡官銀錢號發行小洋票
- 十二 吉林永衡官銀錢號發行大洋票
- 十三 黑龍江省官銀號發行官帖
- 十四 黑龍江省官銀號發行四厘債券
- 十五 黑龍江省官銀號發行大洋票
- 第三條 前條ノ換算率ハ財政部令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 從來流通シタル奉天省ノ十進銅元ハ本辦法施行後滿五年間新貨幣一分青銅貨ト同一ノ效力ヲ有ス期間滿了後ハ其ノ效力ヲ失フモノトス
- 第五條 第二條及第四條ニ掲クル紙幣又ハ鑄貨ハ滿洲中央銀行總分支行ニ於テ第三條又ハ第四條ニ依リ新貨幣ト之ヲ引換フ但シ本辦法施行後滿一年間ハ新貨幣ニ代ヘ第二條第一號及第二號ノ紙幣ヲ以テ引換フルコトヲ得
- 第六條 中國銀行及交通銀行ハ其ノ現在發行額ヲ限度トシ哈爾濱大洋票ヲ發行スルコトヲ得但シ本辦

法施行後五年以内ニ政府ノ命スル所ニ依リ之ヲ回收スヘシ

第七條 熱河省內ニ流通スル鑄貨及紙幣ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ日ハ教令ヲ以テ定ム

財政部令第三五號

舊貨幣整理辦法第三條ヲ以テ規定スル新貨幣ニ對スル舊貨幣ノ換算率左ノ通定ム

大同元年六月二十八日

財政部總長	熙	洽
代理部務次長	孫	昌

- 一 東三省官銀號發行兌換券(天津券ヲ含マス)
 - 二 邊業銀行發行兌換券 (天津券ヲ含マス)
 - 三 遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券
 - 四 東三省官銀號發行滙兌券
 - 五 公濟平市錢號發行銅元票
 - 六 東三省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)
- | |
|--------------|
| 新貨幣一圓ニ付一圓 |
| 新貨幣一圓ニ付一圓 |
| 新貨幣一圓ニ付一圓 |
| 新貨幣一圓ニ付五〇圓 |
| 新貨幣一圓ニ付六〇圓 |
| 新貨幣一圓ニ付一・二五圓 |

- 七 吉林永衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓ニ付一・二五圓
- 八 黑龍江省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓ニ付一・二五圓
- 九 邊業銀行發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓ニ付一・二五圓
- 十 吉林永衡官銀錢號發行官帖 新貨幣一圓ニ付五〇〇吊
- 十一 吉林永衡官銀錢號發行小洋票 新貨幣一圓ニ付五〇圓
- 十二 吉林永衡官銀錢號發行大洋票 新貨幣一圓ニ付一・三〇圓
- 十三 黑龍江省官銀號發行官帖 新貨幣一圓ニ付一六八〇吊
- 十四 黑龍江省官銀號發行四厘債券 新貨幣一圓ニ付一四圓
- 十五 黑龍江省官銀號發行大洋票 新貨幣一圓ニ付一・四〇圓

附 則

本令ハ大同元年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項 滿洲中央銀行

從來滿洲に於ては各省官銀號が各自異なる紙幣を發行して地方金融に任じたと、且此等の發券銀行は何れも地方軍閥の傀儡として無謀なる紙幣の濫發を敢行し、或は銀行業務以外の事業に力を傾注せ

る等のため、國內金融は全く統制を失ひ頗る圓滑を缺く實狀にあつた。之を以て新國家は從來の發券銀行たる各省官銀號及邊業銀行を打て一丸となし、新に滿洲中央銀行を創立し、之をして國內通貨の流通を調節し、金融の統制を圖らしめむことを期し、滿洲中央銀行法を制定して本年三月十四日新京に滿洲中央銀行創立委員會を設け、六月十四日を以て株金額二分の一の拂込を了し、翌十五日政府の認可を受け、茲に愈々滿洲中央銀行の創立を見て、七月一日より開業の運に至つた。今左に滿洲中央銀行法、同組織辦法、定款等に據り新設中央銀行の組織業務等の概要を説明したい。

第一 組 織

(一) 滿洲中央銀行 (英語にて The Central Bank of Manchou と稱す) は貨幣の製造及發行をなし、國內通貨の流通を調節し、其の安定を保持し金融を統制する。(滿洲中央銀行法第一條、第一四條)

(二) 資本金、政府持株、株主の制限 滿洲中央銀行の資本金は三千萬圓とし、之を三十萬株に分ち一株を百圓とする。株式は總て記名式とし、株主は政府の許可を得たる者に限られ、政府に於て五萬株以上の引受をなす官民合同の株式會社である。(第四條、第六條、第八條)

(三) 存 立 期 間 設立認可の日より滿三十年を存立期間とし、株主總會の決議に依り政府の

許可を得て延長することを得る。(第三條)

(四) 政府納付金制度及株主配當保證 株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し年一割を超過するときは、滿洲中央銀行は其の超過額の四分の三を政府に納付することを要する。(第三七條) 株主に對し配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し年六分に達せざるときは、政府持株に配當を爲すことを要せざるのみならず(第三八條)、政府は創立の日より五年を限り年六分に達する金額を補給する。(第三九條)

(五) 積立金 之に就ては次の如き種別を立て規定を設けてゐる。

(イ) 缺損補填準備積立金 純益の百分の八以上

(ロ) 配當平均積立金 純益の百分の二以上

(ハ) 其他積立金

前項積立の外純益の百分の二十以上を積立て、金塊、外國金通貨又は金勘定の預け金として保有することを要する。(第三六條)

(六) 地方委員會制度 重要行務の方針に關し理事會に意見を具申せしむるため、主要なる各分行(奉天、吉林、齊々哈爾及哈爾濱)に地方委員會を設けることを得る。(中央銀行法第三二條、同定款第五〇條) 地方委員會は地方委員三名(當該地方實業、商業及銀行界より二名、官吏より一名を選定

す) 及分駐理事並に分行經理の五名を以て組織し、委員長は分駐理事を以て之に充てる。(定款第五一條、第五二條) 前項以外の分行に地方委員會を設くる必要を認めたる時は、理事會の決議により之を設置することを得る。此場合分駐理事なき時は分行經理を以て委員長に充てる。(定款第五三條)

(七) 株主總會 株主總會は通常及臨時の二種とし、通常總會は毎年二月及八月の兩度に之を開き、臨時總會は次の如き場合に之を開く。(中央銀行法第三五條、定款第六〇條、第六一條)

(イ) 總裁に於て必要と認めたる時

(ロ) 監事の全員より會議の目的たる事項を示し其の招集を請求したる時

(ハ) 資本金の五分の一以上に當る株主より總會の目的たる事項及理由を示して其招集を請求したる時

(八) 舊行號の合併手續

(イ) 各舊行號に於ける資本及諸積立金は夫々合併直前其の全額を取崩し、之を舊行號整理基金として整理し、後日不良資産の缺損償却に充てる。(滿洲中央銀行組織辦法第一〇條)

(ロ) 貸借對照表 舊行號は滿洲中央銀行開業の前日營業締切現在を以て、公定率に依り換算したる新貨幣單位の貸借對照表を作成し、滿洲中央銀行は之に依り合併貸借對照表を作成する。(組織辦法第一二條)

(ハ) 舊行號の缺損補償 各舊行號より承繼したる資産負債を精査し缺損ある時は政府に於て之を補償する。(組織辦法第一一條)

(ニ) 舊行號の附屬事業出資 附屬事業に對する出資は貸金として整理する。(組織辦法第一三條)

第二 業 務

滿洲中央銀行は其名の示す如く同國の貨幣行政の機關として、又金融中心機關として貨幣の製造及發行を掌り、舊貨幣を整理し、國內金融の統制を圖り、國庫金の取扱等をなす外、一面金融機關として國內各地に支店、出張所を有し、一般銀行業務を營み同國地方金融の衝に當るものである。同行の業務は次の如く規定せられてゐる。

- (一) 貨幣の製造及發行(中央銀行法第一四條、定款第三〇條)
- (二) 國庫金の取扱及地方團體の公金取扱の事務代理(中央銀行法第一七條、定款第三三條)
- (三) 一般營業として次の如き諸業務(中央銀行法第一〇條、定款第二五條)
 - (イ) 政府發行の手形其他商業手形等の割引又は買入
 - (ロ) 金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付

- (ハ) 金銀塊、外國通貨の賣買
- (ニ) 諸預り金及當座貸越
- (ホ) 金銀塊、外國通貨、貴重品竝に諸證券類の保護預り
- (ヘ) 公債證書、政府發行の手形、其他政府の保證に依る各種の證券を擔保とする貸付
- (ト) 確實なる擔保ある貸付
- (チ) 平常取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲の手形取立
- (リ) 爲替及荷爲替
- (ヌ) 右の外營業の都合に依り國債證券、地方債證券、其他政府の指定する確實なる有價證券の買入

(四) 政府の許可を得て借入金をして或は他銀行に預け金を爲すこと(中央銀行法第一五、一六條、定款第三二、三三條)

滿洲中央銀行は本法に定められたる以外の業務を營むことを得ない。(中央銀行法第一八條)但し舊行號の從來營みたる業務は、此規定に拘らず合併の日より一年間之を行ふことを得るも、(中央銀行法第四四條)一年以内に之を分離し別に設くる會社をして經營せしむるものとされてゐる。(組織辦法第一四條)

(五) 業務上の禁止規定 中央銀行に對して次の如き事項は禁止せられてゐる、蓋し銀行本來の職分に背反し、或は其の固有の活動を阻碍せらるゝ虞れあるがためである。

(イ) 營業上必要な物件又は債務辨済の爲め引受けたる物件以外の動産不動産を買取ること

(中央銀行法第一一條、定款第二六條)

(ロ) 自行の株券を取得し又は擔保として受入るゝこと(中央銀行法第一二條、定款第二七條)

(ハ) 自行役員又は使用人に對し貸付をなすこと(中央銀行法第一三條、定款第二八條)

(六) 營業所 營業所は吉林永衡官銀錢號の長春分號を以て本店に充て、舊行號の本店及支店を以て其の支店及營業所に充當することとしたが、今後營業上の必要に基き適宜改廢せらるべきことは言を俟たないであらう。(中央銀行法第二條、定款第二條)

次に一、滿洲中央銀行法、二、滿洲中央銀行組織辦法、三、滿洲中央銀行定款の各正文を収録して、一層詳しく其の内容を明かにせんとする士の參考に供する。

滿洲中央銀行法

第一條 滿洲中央銀行ハ株式會社トシ國內通貨ノ流通ヲ調節シ其ノ安定ヲ保持シ金融ヲ統制ス

第二條 滿洲中央銀行ハ總行ヲ新京ニ分行ヲ奉天、吉林、齊々哈爾及哈爾濱ニ設置ス

滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ前項ノ分行ノ外重要地ニ分行又ハ支行ヲ設置シ若ハ他ノ銀行ト代理契約ヲ締結スルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ分行、支行又ハ代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三條 滿洲中央銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ滿三十年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得

第四條 滿洲中央銀行ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分チ一株ヲ百圓トス但シ株主總會ノ決議ニヨリ政府ノ許可ヲ得テ資本ノ増加ヲ爲スコトヲ得

第五條 滿洲中央銀行ノ株式ハ之ヲ數回ニ分割シテ募集スルコトヲ得

第六條 滿洲中央銀行ノ株券ハ總テ記名式トシ特ニ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ外株主タルコトヲ得ス

第七條 滿洲中央銀行ノ株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第一回拂込ノ金額株金ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第八條 政府ハ滿洲中央銀行ノ株式中五萬株以上ヲ引受クルモノトス

政府ハ前項ニ規定セル限度ノ株式ニ付テハ之ヲ讓渡又ハ處分スルコトヲ得ス

第九條 政府ハ滿洲中央銀行資本ノ半額迄引受クルコトヲ得

第十條 滿洲中央銀行ノ營業ハ左ノ如シ

- 一 政府發行ノ手形爲替手形其ノ他商業手形等ノ割引又ハ買入
 - 二 金銀塊外國通貨ヲ擔保トスル貸付
 - 三 金銀塊外國通貨ノ賣買
 - 四 諸預リ金及當座貸越
 - 五 金銀塊、外國通貨、貴重品並諸證券類ノ保護預リ
 - 六 公債證書、政府發行ノ手形其ノ他政府ノ保證ニ依ル各種ノ證券ヲ擔保トスル貸付
 - 七 確實ナル擔保アル貸付
 - 八 平常取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲ノ手形取立
 - 九 爲替及荷爲替
- 右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ルルコトヲ得
- 第十一條 滿洲中央銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ所有スルノ外動產不動產ヲ買取ルコトヲ得ス債務辨濟ノ爲引受ケタル動產ハ六月以内ニ不動產ハ一年以内ニ之ヲ賣却スヘシ但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ代償ヲ不適當ト認ムルトキハ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトヲ得

第十二條 滿洲中央銀行ハ自行株券ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ス

第十三條 滿洲中央銀行ハ如何ナル場合ト雖其ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 滿洲中央銀行ハ貨幣法ノ定ムル所ニ依リ貨幣ノ製造及發行ヲ爲ス

第十五條 滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ得テ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十六條 滿洲中央銀行ハ豫メ政府ノ許可ヲ得タル銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

第十七條 滿洲中央銀行ハ國庫金取扱ニ從事スルノ外地方團體ノ公金取扱ノ事務ヲ代理スルコトヲ得

第十八條 滿洲中央銀行ハ本法ニ定ムル以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十九條 滿洲中央銀行ニ總裁一人副總裁一人理事五人以上監事三人以上ヲ置ク

第二十條 總裁副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命スルモノトス

理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ三年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

第二十一條 理事又ハ監事ハ其ノ任期ヲ經過スルモ新理事又ハ新監事就任スル迄繼續シテ其ノ職務ヲ行フ

第二十二條 理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選舉ヲ行フヘシ其ノ補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス但シ理事又ハ監事ニ缺員アルモ理事ニ在リテハ三人監事ニ在リテハ一人在任シ役員總會ニ於テ其ノ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第二十三條 理事ハ其ノ所有ニ係ル滿洲中央銀行ノ株券百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス前項ノ株券ハ本人退職スト雖其ノ期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十四條 總裁、副總裁、理事及常務監事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス報償ヲ得テ他ノ職務ニ就キ又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

- 一 總裁ハ一切ノ業務ニ付滿洲中央銀行ヲ代表ス
- 二 總裁ハ法律命令及定款ノ規定並株主總會、理事會及役員總會ノ決議ニ從ヒ一切ノ行務ヲ執行ス
- 三 總裁ハ株主總會、理事會及役員總會ノ議長タルヘシ

第二十六條 副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ總裁副總裁共ニ事故アルトキハ政府ハ理事ノ一人ヲシテ總裁ノ職務ヲ代理セシム

第二十七條 副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ滿洲中央銀行ノ業務ヲ分掌ス

第二十八條 監事ハ滿洲中央銀行ノ業務ヲ監査ス

監事ハ互選ニ依リ一名ノ常務者ヲ定ムルコトヲ得

第二十九條 總裁、副總裁、理事及常務監事ノ報酬及手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條 奉天、吉林、齊々哈爾及哈爾濱ノ各分行ニハ理事ヲ分駐セシムルコトヲ得

第三十一條 總裁、副總裁及理事ハ理事會ヲ組織ス

理事會ハ總裁之ヲ招集シ重要ナル行務ヲ決議ス

第三十二條 重要行務ノ方針ニ關シ理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲重要各分行ニ地方委員會ヲ設クルコトヲ得

第三十三條 監事ハ監事會ヲ組織シ理事會ニ於テ決議サレタル事項ノ内特ニ定メタル事項ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ之ヲ承認ス

第三十四條 總裁、副總裁、理事及監事ハ役員總會ヲ組織ス

役員總會ハ總裁之ヲ招集シ特ニ重要ナル事項ヲ決議ス

第三十五條 滿洲中央銀行ハ毎年二回通常株主總會ヲ開ク

必要ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ開クコトヲ得

株主總會ニ於ケル株主ノ議決權及議決ノ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム

第三十六條 滿洲中央銀行ハ每營業期ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲純益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲純益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

滿洲中央銀行ハ前項ノ外純益ノ百分ノ二十以上ヲ積立テ金塊、外國金通貨又ハ金勘定ノ預ケ金トシテ保有スヘシ

第三十七條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過スルトキハ滿洲中央銀行ハ該超過額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スヘシ

第三十八條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項百分ノ六ヲ超過シタル利益金額ハ政府持株ニ之ヲ配當ス但シ政府持株以外ノ株式ニ對スル配當率ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十九條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立年度ヨリ五年ヲ限り之ニ達スル金額ヲ補給ス

第四十條 政府ハ滿洲中央銀行監理官ヲ置キ銀行一般ノ事務ヲ監理セシム

第四十一條 定款ヲ改正又ハ變更セムトスルトキハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第四十二條 政府ハ滿洲中央銀行業務ノ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第四十三條 滿洲中央銀行ハ營業上諸般ノ狀況ヲ毎月一回政府ニ報告スヘシ

附 則

第四十四條 滿洲中央銀行開業ノ際合併スル各銀行號ノ從來營ミタル業務ハ第十八條ノ規定ニ拘ラス

合併ノ日ヨリ一年間之ヲ行フコトヲ得

第四十五條 設立初度ノ理事及監事ハ特ニ政府之ヲ命ス

前項ノ理事及監事ハ第二十條第二項及第三項ニ規定スル持株數ヲ要セス

第四十六條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲中央銀行組織辦法

第一條 滿洲中央銀行創立ノ事務ヲ掌ラシムル爲政府ハ滿洲中央銀行創立委員若干名ヲ命ス

第二條 創立委員ハ滿洲中央銀行法ニ從ヒ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 滿洲中央銀行ノ第一回株式募集額ハ資本ノ半額トシ政府及創立委員ノ内特ニ政府ニ於テ指名シタル者之ヲ引受クルモノトス

前項ノ引受アリタルトキハ創立委員ハ遲滯ナク株金額ノ二分ノ一ヲ拂込マシムルコトヲ要ス

第四條 創立委員ハ前條ノ拂込アリタルトキハ其ノ旨ヲ政府ニ進達シ銀行設立ノ認可ヲ受ケ其ノ事務ヲ滿洲中央銀行總裁ニ引繼クヘシ

第五條 前條ノ手續ヲ終リタルトキヲ以テ滿洲中央銀行ハ成立シタルモノトス

第六條 東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號及黑龍江省官銀號（以下舊行號ト稱ス）ハ滿洲中央銀行開業ト同時ニ之ニ合併シタルモノトス

第七條 滿洲中央銀行ハ總行ヲ長春ニ置キ舊行號總分支行號ハ總テ滿洲中央銀行分支行トス但シ滿洲中央銀行ノ都合ニ依リ其ノ一部ヲ廢合スルコトアルヘシ

第八條 中華民國内ニ於ケル舊行號分支行號ハ之ヲ閉鎖シ其ノ債務ハ當分ノ間之カ支拂ヲ停止ス

第九條 舊行號ノ行員ニシテ滿洲中央銀行ニ於テ特命シタル者ハ其ノ行員トシ特命ナキ者ハ解職セラレタルモノトス

第十條 各舊行號ニ於ケル資本及諸積立ハ夫合併直前其ノ全額ヲ取崩シ之ヲ舊行號整理基金トシテ整理シ後日不良資産ノ缺損償却ニ充ツヘシ

第十一條 各舊行號ヨリ承繼シタル資産負債ヲ精査シ缺損アルトキハ政府之ヲ補償ス

前項資産ノ評價其ノ他ニ因ル缺損ノ査定ハ滿洲中央銀行ノ役員ト政府任命委員トヲ以テ組織スル査定委員會之ヲ行フ

第十二條 舊行號ハ滿洲中央銀行開業ノ前日營業締切現在ヲ以テ公定率ニ依リ換算シタル新貨幣單位（分位以下切捨）ノ貸借對照表ヲ作成シ滿洲中央銀行ニ送付スヘシ滿洲中央銀行ハ之ニ依リ合併貸借對照表ヲ作成シ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ公表スヘシ

第十三條 附屬事業ニ對スル出資ハ貸金トシテ整理スヘシ前條ノ合併貸借對照表ニ於テモ亦同シ

第十四條 滿洲中央銀行法第四十四條ニ該當スル業務ハ滿洲中央銀行設立ノ日ヨリ一年以内ニ之ヲ分離シ別ニ設ケル會社ヲシテ經營セシムルモノトス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲中央銀行定款

第一章 總 則

第一條 當銀行ハ滿洲中央銀行法ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ滿洲中央銀行ト稱シ英語ヲ用キルトキハ The Central Bank of Manchou ト稱ス

第二條 當銀行ハ滿洲中央銀行法ニ依リ銀行業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條 當銀行ハ總行ヲ長春ニ分行ヲ奉天、吉林、齊々哈爾及哈爾濱ニ設置ス

當銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ前項ノ分行ノ外重要地ニ分行又ハ支行ヲ設置シ若ハ他ノ銀行ト代理店契約ヲ締結スルコトヲ得

第四條 當銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ滿三十年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 當銀行ノ公告ハ公報及新聞紙ニ登載ス

第二章 資本及株式

第六條 當銀行ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分チ一株ヲ百圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ資本ヲ増加スルコトヲ得

第七條 當銀行ノ株式ハ之ヲ數回ニ分割シテ募集スルコトヲ得

第八條 當銀行ノ株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第一回拂込ノ金額ハ株金額ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第九條 當銀行ノ資本ノ半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之カ株主タルコトヲ得

第十條 株主第一回ノ拂込ヲ爲シタルトキハ領收書ヲ交付シ追テ株券ト引換フヘシ株金ノ拂込アリタルトキハ株券ニ其ノ金額ヲ記載シ總裁之ニ捺印ス

第十一條 第一回ノ株式募集額ハ資本ノ半額トス

前條ノ募集額ヲ控除シタル殘額ノ株式募集ニ付テハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

未拂込株金拂込ノ方法、金額及期日ハ總裁之ヲ定メ拂込期日ノ二月前迄ニ其ノ旨ヲ株主ニ通知シ同時ニ之ヲ公告ス

第十二條 株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ現拂込日迄滯納金ニ對シ百圓ニ付一日四分ノ割合ニ當ル賠償金ヲ追徴ス

第十三條 株券ハ總テ記名式トシ特ニ政府ノ許可ヲ受ケタルモノノ外株主ト爲ルコトヲ得ス

第十四條 當銀行ノ株券ハ一株券、十株券、百株券及千株券ノ四種トス

第十五條 株主及其ノ法定代理人ハ印鑑及住所ヲ當銀行ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ印鑑又ハ法定代理人ノ權限ニ就キ當銀行ニ於テ必要ト認ムルトキハ之カ證明ヲ爲スヘシ

第十六條 當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ株券裏面ニ當事者雙方記名捺印シ之ニ連署ノ名義書換請求書及政府ノ許可證ヲ添ヘ當銀行ニ届出ツヘシ

相續遺贈等ニ因リ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者ハ株券裏面ニ記名捺印シ證明書及政府ノ許可證ヲ添

ヘ當銀行ニ届出ツヘシ

前二項ノ届出アリタルトキハ當銀行ハ株主名簿ニ記入シ其ノ株券裏面ニ總裁記名捺印シタル上之ヲ

還付ス

第十七條 當銀行ノ株券滅失シタルトキハ株主ハ其ノ事由竝種類、金額及番號ヲ詳記シ當銀行ノ満足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ事實明カナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付シ其ノ事實明カナラサルトキハ紛失及盜難ノ例ニ依ル

第十八條 當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盜難セラレタルトキハ株主ハ其ノ種類、金額及番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ一月ヲ經タル後當銀行ノ満足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付ス

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ届出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其ノ旨ヲ公告ス

第十九條 前條第二項ノ期間内ニ滅失、紛失若ハ盜難ノ届出アリタル株券ニ關シ紛擾アルトキハ裁判所ノ確定判決ヲ受ケ其ノ權利者ヨリ當銀行ニ届出ツヘシ

當銀行ハ必要アルトキハ新株券ヲ其ノ權利者ニ交付ス

第二十條 第十八條及第十九條ノ規定ニ依リ新株券ヲ交付シタルトキハ舊株券ハ之ヲ無効トス此ノ場

合ニ於テハ舊株券ヲ當銀行ニ差出スヘシ

舊株券ヲ差出ササルトキハ當銀行ハ其ノ無効ナルコトヲ公告ス

第二十一條 株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添へ當銀行ニ差出シ

新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ正當ナルコトヲ認メタルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付ス

第二十二條 當銀行ハ株主ノ請求ニ因リ株券ノ種類變更ヲ爲スヘシ但シ新株券一通ニ付二角ノ手数料ヲ徵ス

第二十三條 當銀行ハ株券ノ名義書替ノ場合ニ於テハ一通ニ付一角ノ手数料ヲ滅失、紛失、盜難又ハ

汚染毀損等ニ因リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付二角ノ手数料ヲ徵ス

第二十四條 當銀行ハ通常株主總會前一月以内株券ノ名義書替ヲ停止ス但シ此ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

臨時株主總會ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第三章 營業

第二十五條 當銀行ノ營業ハ左ノ如シ

- 一 政府發行ノ手形爲替手形其ノ他商業手形等ノ割引又ハ買入
 - 二 金銀塊外國通貨ヲ擔保トスル貸付
 - 三 金銀塊外國通貨ノ賣買
 - 四 諸預リ金及當座貸越
 - 五 金銀塊、外國通貨、貴重品並諸證券類ノ保護預リ
 - 六 公債證書政府發行ノ手形其ノ他政府ノ保證ニ依ル各種ノ證券ヲ擔保トスル貸付
 - 七 確實ナル擔保アル貸付
 - 八 平常取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲ノ手形取立
 - 九 爲替及荷爲替
- 右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券、其ノ他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ルコトヲ得
- 第二十六條 當銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ所有スルノ外動産不動産ヲ買取ルコトヲ得ス債務辨濟ノ爲引受ケタル動産ハ六月以内ニ不動産ハ一年以内ニ之ヲ賣却ス、但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ代償ヲ不適當ト認ムルトキハ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトヲ得

- 第二十七條 當銀行ノ株式ハ當銀行之ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ス
- 第二十八條 當銀行ハ如何ナル場合ト雖其ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十九條 手形割引最低歩合及諸貸出金標準利率ハ理事會ニ於テ時々決定ス
- 第三十條 當銀行ハ貨幣法ノ定ムル所ニ依リ貨幣ノ製造及發行ヲ爲ス
- 第三十一條 當銀行ハ豫メ政府ノ許可ヲ得タル銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得
- 第三十二條 當銀行ハ政府ノ許可ヲ得テ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 第三十三條 當銀行ハ國庫金取扱ニ從事スル外地方團體ノ公金取扱ノ事務ヲ代理スルコトヲ得
- 第三十四條 當銀行ハ本定款ニ定ムル以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四章 行務管理

第一節 役員

- 第三十五條 當銀行ニ總裁一人副總裁一人理事五人以上監事三人以上ヲ置ク
- 第三十六條 總裁及副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命ス
- 理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ三年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス
第三十七條 理事又ハ監事ハ其ノ任期ヲ經過スルモ新理事又ハ新監事ノ就任スル迄繼續シテ其ノ職務ヲ行フ

第三十八條 理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選舉ヲ行フ其ノ補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス但シ理事又ハ監事ニ缺員アルモ理事ニ在リテハ三人監事ニ在リテハ一人任在シ役員總會ニ於テ其ノ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第三十九條 理事ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株券百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖其ノ期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第四十條 總裁、副總裁、理事及常務監事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス報償ヲ得テ他ノ職務ニ就キ又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

- 一 總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス
- 二 總裁ハ法律命令定款ノ規定並株主總會、理事會及役員總會ノ決議ニ從ヒ一切ノ業務ヲ執行ス
- 三 總裁ハ株主總會、理事會及役員總會ノ議長タルヘシ

第四十二條 副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

總裁副總裁共ニ事故アルトキハ政府ノ指定シタル理事其ノ職務ヲ行フ

第四十三條 副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ總裁ノ命ヲ承ケ當銀行ノ業務ヲ分掌ス

第四十四條 監事ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

監事ハ互選ニ依リ一名ノ常務者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 總裁、副總裁、理事及常務監事ノ報酬及手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クルモノトス

第四十六條 奉天、吉林、哈爾濱及齊齊哈爾ノ各分行ニハ理事ヲ分駐セシムルコトヲ得

第二節 理事會

第四十七條 總裁、副總裁及理事ハ理事會ヲ組織ス

理事會ハ總裁之ヲ招集シ左ニ掲クル事項其ノ他當銀行ノ重要ナル行務ヲ決議ス

- 一 一般業務方針
- 二 分行支行ノ設置又ハ廢止
- 三 資本ノ増加及未募集株ノ募集

- 四 未拂込株金ノ徵收
 - 五 各種業務規則ノ制定
 - 六 發行業務方針
 - 七 人事、給料及身元保證金等
 - 八 公定割引歩合及貸付利率
 - 九 政府發行ノ手形ヲ割引スル金額、支拂期限及割引歩合
 - 十 公債證書等ニ關シ貸付スル金額
 - 十一 公債證書買入ニ充ツル金額
 - 十二 分行支行ノ行員中證書類ニ銀行ノ名義ヲ以テ署名捺印スル者ノ選任及委任狀ノ附與
 - 十三 訴訟及重要ナル約定並和解等ノ條件
 - 十四 株主總會ニ提出スヘキ營業報告
 - 十五 利益金ノ處分
 - 十六 其ノ他總裁ヨリ決議ヲ求メタル事項
- 第二項第三號、第四號、第十四號及第十五號ノ各事項ハ役員總會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス

第二項第九號乃至第十一號ノ各事項ハ監事會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス但シ緊急ヲ要スル場合ハ事後承認ヲ求ムルコトヲ得

第二項第三號、第十四號及第十五號ノ各事項ハ之ヲ株主總會ニ附議スヘシ

第四十八條 理事會ハ會員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ定數ニ滿タサルモ急施ヲ要スル事項ハ之ヲ決議シ次會ノ理事會ニ之ヲ報告スヘシ
議事ハ多數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十九條 理事會ニ於テハ議事録ヲ作り其ノ決議ノ趣旨並事務ノ要領ヲ記載シ出席員之ニ署名捺印スヘシ

第三節 地方委員會

第五十條 重要業務ノ方針ニ關シ理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ノ各分行ニ地方委員會ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 地方委員會ハ地方委員三人及分駐理事並分行經理ノ五人ヲ以テ組織シ委員長ハ分駐理事ヲ以テ之ニ充ツ

第五十二條 地方委員ハ當該地方實業、商業及銀行界ヨリ二人官吏ヨリ一人選定ス

第五十三條 第五十條ニ定メタル以外ノ分行ニ地方委員會ヲ設クル必要ヲ認メタルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ設置スルコトヲ得

前條ノ場合分駐理事ナキトキハ分行經理ヲ以テ委員長ニ充ツ

第四節 監事會

第五十四條 監事ハ監事會ヲ組織シ互選ヲ以テ議長ヲ定ム

監事會ハ理事會ニ於テ決議サレタル第四十七條第二項第九號乃至第十一號ノ各事項並實際報告、損益勘定及經費豫算等ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ之ヲ承認スヘシ

第五十五條 監事會ハ毎月一回以上之ヲ開會スヘシ

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五節 役員總會

第五十六條 總裁、副總裁、理事及監事ハ役員總會ヲ組織ス

第五十七條 役員總會ハ必要ニ應ジ總裁之ヲ招集シ左ノ事項ヲ決議ス

- 一 資本ノ増加及未募集株ノ募集
- 二 未拂込株金ノ徴收

三 株主總會ニ提出スヘキ營業報告

四 利益金ノ處分

五 其ノ他理事會又ハ監事會ヨリ提出セラレタル事項

第五十八條 役員總會ハ理事會員ノ過半數及監事會員ノ過半數ノ出席アルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス但シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章 株主總會

第五十九條 株主總會ヲ分チテ通常及臨時ノ二種トス

第六十條 通常株主總會ハ毎年二月及八月ノ兩度ニ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ開會ノ日ヨリ二週間前ニ株主ニ通知ヲ發スヘシ

第六十一條 臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ開會ノ日ヨリ二週間前ニ株主ニ通知ヲ發スヘシ

一 總裁ニ於テ必要ト認メタルトキ

二 監事ノ全員ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

三 資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的タル事項及理由ヲ示シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第二號及第三號ノ請求ヲ受ケタルトキハ總裁ハ二週間以内ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十二條 株主ノ議決權ハ所有株數十株以内ハ一個十株ヲ超エタル場合ハ十株ヲ増ス毎ニ一個ヲ増スモノトス

第六十三條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但シ其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主ニ限ル

第六十四條 株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第六十五條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印スヘシ

第六十六條 株主總會出席名簿ハ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印シタル上決議録ニ附綴スヘシ

第六章 實際報告及利益處分

第六十七條 當銀行ハ其ノ營業期ヲ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ每營業期ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタル後總裁ハ財産目錄、貸借對照表、營業報告書及利益處分案ヲ通常株主總會ニ提出スヘシ

第六十八條 創業費營業費其ノ他ノ諸費用ハ每營業期決算ノ總益金ヨリ控除シ其ノ殘額ヲ以テ純益ト爲スヘシ

第六十九條 當銀行ノ純益金ハ左ノ割合ヲ以テ每營業期之ヲ處分スヘシ

- 一 缺損填補準備積立金 純益ノ百分ノ八以上
- 二 配當平均準備積立金 純益ノ百分ノ二以上
- 三 特別積立金 純益ノ百分ノ二十以上
- 四 役員賞與 純益ノ百分ノ七以內
- 五 株主配當金、納付金及繰越金 純益金總額ヨリ前記各號ヲ差引キタル金額

前項第三號ノ積立金ハ金塊、外國金通貨又ハ其ノ預ケ金ヲ以テ保有スヘシ

第七十條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過スルトキハ當銀行ハ該超過額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スルモノトス

第七十一條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ配當ヲ爲スコトヲ要セス

第七十二條 株主ニ對シ配當得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ創立年度ヨリ五年ヲ限り之ニ達スル金額ノ補給ヲ政府ヨリ受クルモノトス

附 則

本定款ノ改正及變更ハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五節 金融爲替事情

第一項 一般金融

滿洲國産業の現状は尙ほ農業を主位とするものなるを以て、農産物の出廻りと竝に輸出入貿易の繁閑とは、滿洲國の金融に至大の關係を有するものにして、最近（昭和四年）に於ける南滿三港及哈爾濱に於ける滿洲國主要農産物たる大豆、高粱、玉蜀黍、粟の輪移出高は二〇一、七八六、四七六海關兩に達し、之に豆粕、豆油を加ふる時は實に二八八、六三一、三七六海關兩に上り、滿洲の輪移出貿易總額の五割五分を占める。以て農産物の出廻りが滿洲國金融界に及す影響の重大なることを察知し得るであらう。従て農産物の出廻期に當りては、資金の需要旺盛にして金融は繁忙を呈し、殊に農産物の買付は各種の地方通貨及正金鈔票を以て行はるゝため、銀資金の需要を喚起する。而して農産物の出廻りは鐵道沿線はとにかく、河川を以て主要なる交通路となす奥地に在りては結氷期たる年末年初を以て最盛期となすを以て、銀資金の需要も毎年十月末頃より始り、翌年一、二月を以て最高として五、六月頃に及び、九月頃に至り緩漫を呈するを原則とする。更に此等特産物の南支方面に對する輸出並

に上海方面よりの輸入貿易の決済は、鈔票對上海兩の賣買に依り行はるゝを以て、對支爲替通貨として鈔票の需要を喚起する。金資金は日本人間の日常取引、官廳の收支、滿鐵運賃、輸入品取引に使用せらるゝものであるが、之に對する需給の季節的關係も銀資金の夫れと同じく、年末年初に多忙にして夏季に於て緩慢である。蓋し其の主なる原因は(一)特産物の出廻期には邦人特産物商による金資金需要の増加すること(二)特産物の出廻りにより滿鐵運賃受拂額の増加すること(三)奥地農家の綿絲布其の他日用品、雜貨類の購入期は農産物賣却期なる關係上、此等輸入商は農産物出廻り期に先立ち輸入するため、輸入資金たる金資金の増加すること等である。

滿洲國金融事情の概況に就ては、滿鐵經濟調查會編滿洲經濟統計に現れたる在滿洲國日本側銀行に關する次の如き數字によりて、其の一端を窺ひ得るであらう。(單位千圓)

		昭和五年末		昭和六年末	
銀行預金	金	一二三、六四七	一三〇、九一六		
	銀	一五、六三七	三九、〇七四		
銀行貸出	金	一七五、三二四	一七〇、九九七		
	銀	一三、五二九	一〇、四七八		

銀行特産其他商品貸出

金	一四、二三〇	一八、九二五
銀	七、六五二	五、三九〇
金	五、三八〇	五、八六五
銀	二、九九二	三、五六八

銀行爲替受拂高(一箇年)

		受		拂	
金	一、〇五四、五八四	八五六、九一一			
	一、〇一六、一〇五	八一七、二九九			
銀	二八五、三六九	三二七、四四六			
	二八八、一五〇	三三四、九六七			
大連	八〇四、〇九三	六九六、三三七			
	六三一、四七九	七九二、四三三			
奉天	二四、五九六	二〇、五七五			

手形交換高(一箇年)

(昭和六年末)

預金利率(金)

定期預金(一箇年)	最高	最低
五	五	四
當座預金	厘	厘

貸出利率(金)

不動産擔保	三錢	一錢九厘
證券擔保	二錢八厘	一錢五厘
商品擔保	二錢八厘	一銳九厘
信用	三錢	二錢二厘
當座貸越	三錢	一錢七厘
割引手形	二錢八厘	一錢六厘

第二項 内國爲替

滿洲の幣制は統一を缺き各種の通貨雜然として流通し、貨幣の種類に依り用途を異にせるのみならず、同一の通貨と雖も各地其の價格を異にし且日々相場の變動を見るが故に、各地間に於ける爲替は常に其の相場を按じ、銀行若くは錢莊に於て爲替相場の建てらるゝこと恰も外國爲替と何等選ぶ所はない。而して貨幣の種類、用途、價格を異にせるがために行はるゝ各地錢鈔取引所の貨幣賣買は、爲替市場の賣買に外ならざるを以て、錢鈔市場に於ける貨幣相場決定の標準は爲替相場の依て定る標準と略之を同ふする。

爲替取扱機關としては外國銀行、支那銀行、錢莊、郵便局等がある。就中郵便局の取扱は銀元爲替

に限られ、且手續煩瑣にして手数料に多額を要するため、殆ど個人送金に利用せらるゝに止まり、開港場間の大口取引は主として外國銀行及支那銀行之を取扱ひ、奥地向及小口取引には錢莊が多く利用せられる。然れども錢莊中有力なるものに至りては大連、上海、天津、青島向等の爲替をも取扱ひ盛んに爲替機關として活動してゐる。

爲替相場の建方には受取勘定あり支拂勘定あり、地方に依り區々にして一定しない。種類は送金爲替を主とし逆爲替及荷爲替は一部重要都市間に行はるゝに過ぎぬ。送金爲替には一覽拂(即天票)と定期拂(期票)とあり、又並爲替と電信爲替あるも奥地向電信爲替の取組は極めて稀である。

在滿日本側銀行の取扱に係る爲替受拂高(昭和六年中)を見るに左の如くなつてゐる。

受入	五〇八、三七一、〇八五 ^円	銀勘定	二八〇、一九九、七八一 ^円
拂出	四九一、九五五、〇八四	金勘定	二七九、二四七、四六六

第三項 外國爲替

滿洲の對外爲替受拂高を日本側銀行に就て見るに、昭和六年に於ては左表の如く、更に之を地方別にすれば次の如くである。

	金 勘 定	銀 勘 定
受 入	三四八、五三七、一〇七 ^円	四七、二四七、一九六 ^円
拂 出	三二五、三四四、一九六	五五、七二〇、〇六一
受 入		拂 出
北 支 那	三、二二三 ^{千円}	六、五四八 ^{千円}
南 支 那	九九、四八八	六三、八四一
日 本	二五八、七〇一	二二一、一〇六
朝 鮮	一六、九一一	六四、九五九
英 國	三、五五〇	二八、九七二
米 國	一一、一二一	四、七八九
其 他	二、七八七	八四六

即ち滿洲の對外受拂は日本を最重要の對手國とし、之に次ぐものは南北支那及英米にして、其の他對印、對獨、對蘭印に少額の受拂を有するものである。此等各國に對する國際受拂の決済は如何にして行はれつゝあるかを見るに滿洲國の幣制が屢述の如く頗る紊亂し、各種の通貨何れも國際爲替通貨たるの信用資格を有せざる爲、決済方法は多岐多様に行はれて居る。然れ共之を概念的に區分する時

は滿洲國は變則的乍ら銀本位國なるため、金本位國に對しては銀を以て金との爲替を立て、支那の如き銀貨國に對しては滿洲國に於て流通する銀貨を以て其の他の流通銀貨との爲替取引を行ふものである。滿洲國通貨は何れも地方的通貨にして信用も薄弱なる上に、外國爲替市場構成の關係にて、對外決済方法は普通左記の三種に大別せらるゝものである。

一 對日本 滿洲國にては朝鮮銀行が銀行券を發行し、日本金圓の流通を見るものなるを以て、日本との爲替受拂は金圓にて行はれ、受授されたる金圓は各地錢鈔取引所に於て銀と交換さるゝものである。

二 對支那各地 各地に流通する地方通貨により支那各地と直接に爲替取引の行はるゝことあるも此等は殆ど例外に屬し、大部分は大連鈔票を通じ上海兩を以て決済せられるを普通とする。

三 對日本以外の金本位國 英米其他金本位國に對する貸借決済は滿洲各地方通貨と直接に爲替の行はれること殆どなく、總て日本金圓を通ずるか或は上海兩に換算せられ決済に充當せられるものである。

斯の如く滿洲に於ける對外受拂決済は其の各地の通貨に依り直接に爲替の取組まれることなく、殆ど總て日本金圓、大連鈔票、上海兩を經由するを常となるものなれば、滿洲各地に於ける錢鈔取引所並に大連、上海に於ける爲替市場は對外決済機關として重要なるものである。

滿洲國の通貨が眞に銀本位にして鑄造兌換が自由であるならば、金本位國に對する爲替相場は世界銀相場に左右せられ、銀本位國に對しては純分比價を基準として決定せらるべきものである。然るに滿洲國の通貨は現大洋銀又は安東に於ける鎮平銀の如き特殊のものを除き殆ど銀紙幣にして、而かも此等は大部分不換紙幣なれば、滿洲國內に於ても各地方通貨間に著しく相場に變動がある。之が原因は勿論各地の商況、金融狀況、通貨需給の關係等により高低すべきものなりと雖、從來の各種地方通貨は滿洲軍閥の戦費其の他の財源捻出のため濫發を敢てし、通貨膨張、信用失墜、價値の激落を來したることは、奉天票、吉林官帖等の例に見るも明かにして、此等の事實は更に對外爲替相場に反映し其の變動を著しくしてゐた。

滿洲國通貨の對外爲替變動の程度は、各地方通貨の性質により劃一的ならざること叙説の如くなれども、其は兎に角銀に基礎を置くものなれば、世界銀相場が直ちに對金本位國爲替相場に反映するは當然である。即ち滿洲國各地の爲替相場は、世界最大の銀市場の一にして滿洲國金融界と密接の關係ある上海並に大連の銀相場により多大の影響を受け之に左右せられるものである。銀本位國に對する爲替相場も亦本來ならば通貨の純分比價により、現送費用を加除して決定せらるべきものなれ共、滿洲通貨が殆ど不換紙幣にして、且其の複雑性よりして、銀本位國に對する爲替は通貨の需要供給並に通貨其のもの、信用如何により相場を異にする。而して對銀本位國爲替と雖地方通貨を以て直接に爲

替の取組まるゝことは困難にして、其の大部分は大連に於ける正金銀行發行の鈔票を通じ、上海兩に對する爲替の取組まるゝものなれば、銀本位國に對する爲替は大連鈔票と滿洲の地方通貨との爲替と見ること概念的に差支はない。大連上海間の銀爲替は之を滙申と稱し、相場の變動は大連圓銀と上海兩との銀純分比價七二兩二〇〇六を基準とし、現送費の範圍内に於て高下すべきものなるも、鈔票が圓銀兌換券なるに拘らず圓銀の自由鑄造を許さざると、事實上正金銀行が圓銀兌換に應ぜざるため、相場は大連と上海との資金關係等に基く正金銀行の鈔票發行の増減により、季節的には最高七六兩より最低六九兩見當の變動を見るを常とし、鈔票は正金銀行の定むる相場に依り上海通貨に兌換せらるるものである。

第二章 滿洲國各地の流通貨幣と金融

第一節 大連

第一項 概説

大連は往時青泥窪と稱せられ渺たる一漁村に過ぎざりしが、明治三十一年（一八九八年）露清租借條約に依り露國は旅順に一大軍港を建設すると同時に、此地を以て一大商港たらしめんとし、市街の建設並に港灣の修築に施設經營する所があつた。次で明治三十八年（一九〇五年）日露媾和條約の成立により、我國は關東州の租借權並に長春以南の東清鐵道を露國より承繼するや、青泥窪なる港名を廢して大連と改稱し、之を以て滿洲貿易の中心たらしむる方針の下に、翌年九月一日各國に開放し同時に自由港となし、港灣の施設經營は南滿洲鐵道會社をして之に當らしめたのである。爾來同社は埠頭防波堤の改修増築、倉庫上屋の建設改良等に約七千萬圓（昭和五年九月に至る迄）の巨費を投じて港灣の設備を完全し、今や大連港は東洋屈指の良港として滿鐵の運賃政策に依る貨物の大連集中と相俟て、其の貿易は急速なる發展を遂げ、人口二八一、六四一を有し（昭和五年末此内邦人九七、六〇〇人、

支那人一八三、五〇〇人其の他外國人）、南滿最大の商業都市として、有數の貿易港たる地位を占むるに至れること世間周知の如くである。

元來滿洲の貿易は日露戰役後大連、安東並に北滿各地が外國貿易のために開放せられて以來顯著なる發展を告げ、殊に大豆、豆粕、豆油等の滿洲特産物が我國により歐洲諸國に紹介せられてより、輸出貿易は著増し年々一億に近き輸出超過を示すに至つたものである。而して大連は此等の豊富なる特産物を背後に有し、滿蒙需給物資の吞吐港として大連取引所に於ける輸出特産物の賣買高六億九千八百八十餘萬圓（昭和五年度）の巨額に達し、輸出入貿易額は年々四億數千萬海關兩に上り、左に示す如く滿洲總貿易額の六割、南滿貿易の六割八分を占めて居る。以て其の滿洲國貿易上に於ける地位を窺知するに足るであらう。（昭和五年度）

北 滿 貿 易	七九、一九三、二〇七海關兩
南 滿 貿 易	六二三、八七五、四六九
合 計（滿洲貿易總額）	七〇三、〇六八、六七六
大連港貿易額	四二二、八八五、四五六

註 北滿貿易とは哈爾濱を中心として東支鐵道及松花江、黑龍江等に依り滿洲里、綏芬河、琿春、愛琿、龍井村等の海關にて取扱はるゝものを云ひ、南滿貿易とは奉天を中心として京奉鐵道、滿鐵本線及安奉線による大連、安東、營口の南滿三港貿易を指すものである。

加之大連港の發展は日本の滿洲經營以來、關東州及滿鐵沿線附屬地を中心として漸次擡頭しつゝありし各種工業の發達を促進し、明治三十九年末一支那人により大連小崗子に油房の設立せられたるを嚆矢とし、爾來激増して昭和五年末には油房數五十九、一晝夜の生産能力豆粕二十一萬三千枚に上り、今や滿洲國に於ける油房工業の中心地たるに至つた。昭和五年中の大連管内主要工業生産額に就て見るも、總額六千五十萬圓に達して居る、即ち左の如くである。

油房工業（其他化學工業を含む）	四一、六六五、九六七圓
窯業	五、八八五、八七五圓
機械器具工業	三、二五五、〇四五圓
紡績工業	二、九四四、七四九圓
合計	六〇、五〇六、三九〇圓

之を以て年々四億乃至五億に達する輸出入貿易、竝に生産年額約六千萬圓に達する油房其他の各種工業は、實に大連經濟金融の基調をなすものにして、從て特産物の出廻り及輸出入貿易の狀況は大連金融の繁閑を左右する主なる原動力をなすものである。

第二項 大連の通貨

現在大連に流通せる主要通貨は金票（朝鮮銀行券）及鈔票（正金銀行券）なるが、支那人間には小洋錢

及銅錢が流通してゐる。金票、鈔票、小洋錢は大連鈔取引所に於て相互間に賣買取引はれ、日々相場が建てられて居る。大洋錢は清朝時代奉天銀元局にて多額に鑄造せられ、吉林省鑄造のものと共に流通せしが、歐洲大戰にて銀高當時此等の大洋錢は多量に鑄潰されて上海方面に輸出せられた。近年に至りては主として袁世凱弗其他墨銀、孫文弗が哈爾濱、奉天等の方面に年々多額の輸入を見つゝあり、山東苦力の持去金其他の流出額を控除するも尙ほ相當多量に殘存すべき推定なるも、大部分は金融機關の手許準備として保有せられ若くは富豪の貯藏用となり、一般通貨とするよりも貯藏さるゝもの多く市中には餘り其の流通を見ない。

第一 朝鮮銀行券

朝鮮銀行券は金票又は老頭見票ロウトウミョウとも呼ばれ、金貨又は日本銀行券を以て引換へらるゝ兌換券にして、關東州及滿鐵附屬地に於て公私一切の取引に無制限に通用する法貨である。現在にては金票は主として日本及歐米各國よりの輸入品取引、滿鐵運賃、諸官廳の收支並に日本人相互間の取引等に使用せられ、特産物取引には鈔票が使用されて居る。即ち特産物取引は大連及長春に於ては鈔票建、其の他奥地にては大洋票又は官帖建等にて行はれる。從て大連に於ける輸出特産物の買付のために、金票は鈔取引所に於て鈔票と交換の上、買入れたる特産物の代金支拂に充當される。即ち輸入品の決済

は金建なるがため金票にて決済せられ、輸出特産物代金の決済は銀建なるが故に銀系通貨の鈔票にて支拂はれ、更に滿洲の地方通貨に交換せらるゝのである。従て特産物取引に對しては朝鮮銀行券は一時の仲介作用をなすに過ぎざるものなるが、之が海外輸出代金の決済は圓爲替又は之を通じ對外爲替の取組となるものにして、滿洲に於ける日本經濟力の發展と共に其の流通高は漸次増加を來して居る。大連鈔取引所に於ける鈔票對金票相場(昭和六年中)は左の如くであつた。

鈔票百圓對金票 最高 七四、〇〇 最低 四一、〇五 平均 四六、八五

第二 横濱正金銀行券

俗に鈔票と呼ばれ、横濱正金銀行大連支店に於て舊日本一圓銀貨を基礎として發行せるものにして、支那人の習慣に適し信用厚く大連を始め滿鐵沿線に廣く流通する。殊に大連及長春に於ては取引所に於ける特産物の建値は依然鈔票建なるを以て、鈔票は滿洲特産物の取引通貨として使用せられ、又上海方面よりの輸入に對し輸入商は鈔票を以て上海向爲替を取組み代金の決済を了するものである。従て鈔票は輸出特産物資金及爲替通貨として必要缺くべからざるものとなつて居る。右の外鈔票は一部支那人間に使用せられ居るも、市中に於ては關稅の支拂に使用せらるゝことある外、現物の流通は極めて僅少である。

第三 日本銀行券及日本補助貨

大連に於ける日本銀行券は主として日本より渡來せる旅客により携帯されたものであるが、一度銀行の手に歸するや間もなく市場より引上げらるゝため市中に多く見受けられない。之に反し日本補助貨たる五十錢銀貨、五錢、十錢の穴明き白銅貨及一錢銅貨は一般日常取引に廣く使用せられ、流通に不便を感じざること日本内地と同様である。

第四 小洋錢及銅錢

小洋錢は元と滿洲に於て大洋錢の補助貨として、五角、二角、一角、五分が行はれたが、現在主として流通せるは廣東省鑄造に係る二角の小洋錢にして、其の他は殆ど市中に姿を見ることなく、且小洋錢は大洋錢と同様に品位劣等のもの多く、外國人には識別甚困難である。兩者は十進法にて交換せられず、補助貨たるの性質を失ひ、其の品位並に需給關係にて毎日兩者間に相場を建てられ之に據るものである。小洋錢は關東州内に於ける支那人間の日用通貨として最も多く流通し、滿鐵調査に依れば最近に於て州内流通高約四百萬元、此内大連に於ける流通高は百萬元乃至百五十萬元にして、最も需要多き時三百萬元にも達すと稱せられて居る。大連取引所に於ける小洋錢の鈔票、金票に對する相場(昭和六年中)は次の如くである。

	最高	最低	平均
鈔票百圓對小洋錢	一二一、七〇	一〇六、二〇	一一四、四一
金票百圓對小洋錢	二八七、四〇	一五三、四〇	二四六、七一

第五 銅 元

銅元は銅子兒と稱せられ、銅貨にして一分(當十文)二分(當二十文)の二種がある。滿洲にては清朝時代奉天及吉林に銅元局あり、二分(二十文)一分(十文)及二厘(二文)の銅貨を鑄造し、經濟發達の程度低き時代には制錢と同様盛に使用されたるものなるが、後次第に減少し現在にては支那鑄造のもの多く、二分及一分銅貨が支那人の日常品賣買の端錢として使用されて居る。其の純分重量及種別は區々であつて、外國人には眞偽を區別するに困難である。之が滿洲に於ける流通高は殆ど推算の方法がない。相場も常に變動して居るが、大體大洋錢一元に對し二三〇枚位である。

第三項 金融機關の現状

第一 日本側銀行

明治三十七年日露開戦となり、同年八月大連は日本軍の占領する所となるや、之と同時に横濱正金銀行出張所の設置を見るに至つた。之れ大連に於ける日本側銀行進出の始である。次で翌年同出張所

は支店に改められ、戦後に於ける我滿洲經營の中樞金融機關として一般銀行業務の外、銀券次で金券の發行、軍票の回收、國庫事務取扱及不動産を抵當とする長期資金供給等の任に當つた。其後滿洲經濟界の發展に伴ひ、我通貨の統一と特殊金融機關更新の必要に迫られ、大正六年末朝鮮銀行を以て滿洲に於ける日本側の中央銀行となし、正金銀行の金券發行及國庫事務取扱を朝鮮銀行に繼承せしめ、同時に朝鮮銀行の金券を以て關東州及滿鐵附屬地に於て強制通用力を有する法貨と定め、他面不動産金融に關しては東洋拓殖株式會社をして之に當らしめ、正金銀行は主として本來の使命たる貿易金融に任ずることとなり以て今日に及んで居る。

普通銀行は明治三十九年牛莊に設置せられたる日支合辦の正隆銀行が、明治四十四年増資して本店を大連に移したるを嚆矢として、其後歐洲戦後の好景氣に乗じて多數の銀行濫設せられしが、大正九年の大恐慌以來合併整理せられたるもの多く、其數激減し、現在に於ては正隆銀行滿洲銀行の兩行が地方商業銀行として重きを爲してゐる。貯蓄銀行に關しては大正十一年七月以降、新貯蓄銀行法に依據することとなりたる結果、從來貯蓄銀行を兼營せしものは皆之が兼營を廢し、現今にては僅に正隆銀行が安田貯蓄銀行の代理店を營むで居るに過ぎない。

斯くて大連に於ける日本側銀行は大連經濟界の發展に伴ひ逐年隆盛を致し、其の預金貸出の如き昭和六年末現在に於て金預金八四、三一一、五九三圓、銀預金二〇、五三七、五二四圓、貸出は金勘定に於

て一〇三、五八〇、九四〇圓、銀勘定に於て七、二四七、八九一圓に達し、大連金融界の中心をなすのみならず、關東州内は勿論滿鐵沿線に著しく發展し、吉林哈爾濱方面迄も活動の範圍を擴めて居る。左に大連に於ける日本側銀行一覽表を掲げて其の一斑を明かにする。

在大連日本側銀行

銀行名	設立年月	本店所在地	資本金	積立金	預金	貸出	在滿洲支店及出張所
朝鮮銀行支店	明治三二	京城	40,000,000 円	2,910,000 円	金 25,433,010 円 銀 4,996,050 円	金 23,677,790 円 銀 5,446,230 円	大連(大正二年) 奉天 長春開原營口旅順遼陽 安東鐵嶺哈爾濱傳家甸
橫濱正金銀行支店	明治二二	橫濱	100,000,000 円	17,212,100 円	金 10,338,010 円 銀 13,180,369 円	金 14,769,171 円 銀 5,344,330 円	大連(明治三十七年) 牛莊奉天長春哈爾濱 開原
正隆銀行	明治三六	大連	11,000,000 円	1,920,000 円	金 3,914,440 円 銀 1,344,150 円	金 3,900,345 円 銀 5,332,560 円	營口奉天旅順長春開原 四平街撫順哈爾濱安東 鞍山公主嶺
滿洲銀行	大正二二	大連	10,000,000 円	5,660,000 円	金 11,238,050 円 銀 1,333,980 円	金 16,305,697 円 銀 9,456,690 円	金州鏡子窩普蘭店鞍山 奉天小西關撫順本溪湖 安東安東興隆街公主嶺 范家屯長春吉林開原
大連商業銀行	大正七七	大連	11,000,000 円	1,770,000 円	金 1,384,500 円	金 2,610,220 円	
大連興信銀行	大正二〇	大連	300,000 円	—	金 784 円	金 3,332,570 円	

平和銀行支店 大正九一 吉林 拂込 500,000 円 五三六三三 大連

註 一、本表中資本金、積立金は昭和五年末、預金、貸出高は昭和六年末現在

- 二、正隆銀行 日支合辦銀行にして明治三十九年七月銀資本二十四萬圓を以て營口に設立せられ、明治四十四年銀資本三十萬圓金資本七十萬圓に増資して本店を大連に移した。大正五年金銀資本を改めて金資本となし、屢々増資して大正九年二千萬圓となり、大正十四年十二月龍口銀行救済のため之を合併し資本金二五、一三三、二五〇圓となりしが、翌十五年四月整理の目的を以て資本金を千二百萬圓に減じた。
- 三、滿洲銀行 大正十二年七月朝鮮銀行幹旋の下に大連銀行(本店大連)遼東銀行(本店大連)奉天銀行(本店奉天)及滿洲商業銀行(本店安東縣)の四銀行を合併して、資本金三千萬圓を以て設立せられたるものなるが、其後整理の必要を生じ一千萬圓に減資した。
- 四、大連興信銀行 初め東京に本店を有し教育貯蓄銀行と稱せしものなるが、大正五年大連に支店を設け、大正十年教育銀行と改め本店を大連に移し、更に大正十四年興信銀行と改名した。數度の破綻のため整理中にて何等の活動をしてゐない。
- 五、平和銀行 休業整理中にて殆ど有名無實の銀行である。

第二 外國銀行

滿洲に於ける日本側金融機關は逐年著しく發展し、殊に關東州及滿鐵沿線地方は殆ど日本側銀行の勢力下にあるを以て、勢ひ外國銀行は哈爾濱を中心として特產資金の供給及歐米品並に上海雜貨輸入等の爲替業務を行つてゐる。大連には滙豐、花旗、麥加利の三銀行支店あるも主として自國人に對する一般銀行業務並に外國爲替の取扱をなすに止まり、預金貸出の如きも次に示す如く其の額の見るべ

さものなく、大連金融界に於ける勢力は誠に微々たるものである。

本店所在地	在滿支店所在地	預金	貸出
滙豐銀行 香港 Hongkong and Shanghai Banking Corporation	大連奉天哈爾濱	金銀 五一四、六三一 不明	一、〇三一、六九五
麥加利銀行 倫敦 Chartered Bank of India, Australia and China	大連哈爾濱	同	三五、〇九二
花旗銀行 紐約 National City Bank of New York	大連奉天哈爾濱 開原		一八、九〇八

第三 新式支那銀行

大連の新式支那銀行は最初中國銀行が大正二年九月に支店を開設し、次で交通銀行、金城銀行、東萊銀行の各支店の設置を見るに至りしものなるが、凡べて支那に本店を有するもの、支店のみにして、本店銀行は無い。何れも一般銀行業務を營むも、實際は主として支那人に對する預金、貸出及爲替を取扱ふに止り、外國銀行と同様大連金融界に於ける勢力は大なるものでない。左に在大連支那銀行一覽表を掲げる。

在大連支那銀行 (昭和六年末現在 單位圓元)

銀行名	設立年	本店所在地	資本金	預金		貸出		在滿支店及出張所
				同業者支那人合計	同業者支那人合計			
中國銀行支店	光緒三四	上海	三,500,000元	金 五,831,110.63 洋 一,578.0	同業者支那人合計 四,919,533.19	九七	奉天 哈爾濱 長春 營口 安東 公主嶺 開原 齊齊哈爾 吉林 黑河 臨江 通化 綏化 呼蘭	
交通銀行支店	光緒三七	上海	10,000,000元	金銀 三,838.81 不明	同業者支那人合計 六,095.13	七三,三三四	大連(昭和二年六月) 奉天 哈爾濱 長春 黑河 吉林 齊齊哈爾 開原 四平街	
金城銀行支店	民國 六	天津	7,000,000元	同上 二,146.63	同業者支那人合計 二,146.63	一〇,九六三.三三	大連(昭和二年十一月) 哈爾濱	
東萊銀行支店	民國 七	天津	3,000,000元	金 六四〇.93	同業者支那人合計 六四〇.93	三三,103	大連(大正十年三月)	
交通銀行大連支店	初め大正七年六月開設せられしが、業務不振のため大正九年一月閉鎖し、更に昭和二年六月再開したものである。		3,000,000元	銀 一,105,057.10	同業者支那人合計 一,105,057.10	九〇,九三三		

第四 錢莊

大連に於ける錢莊は大小を合せて七十一店を算し、滿洲各地の夫れと等しく爲替及貨幣賣買を以て主要業務となし、上海及奥地との間に盛に取引を行ふ。資力豊富なるものは上海向爲替の取引をなす

外、貿易方面へも貸出をなし、大連錢鈔取引所の取引人として貨幣の賣買に従事し、上海大連間銀價の値開きを生じたる場合盛に鞘取り取引に活動し居るも、其他は多く取引額も大ならず専ら貨幣賣買を主として居る。今大連に於ける重なる錢莊を列記すれば左の如きものである。

儲蓄公司	双盛泰	福順厚	福知盛	永衡通達
益發合	義成信	裕豐仁	裕昌祥	東順盛
福順義銀號	天興福銀號	義生東	東昌祥	裕記
双聚福	山左銀號	協源昶	福成銀號	義聚合

第四項 金融爲替事情

第一 一般金融

(一) 概説

大連は既に述べたる如く滿洲國に於ける特産物其他百貨の一大吞吐港として、其貿易額は年々四億乃至五億に上り、且油房其他各種の工業亦著しく發達せるを以て、此地に於ける金融は特産物の出廻り及輸出入貿易に至大の關係を有し、毎年十月頃より特産物出廻りを開始し、翌年一、二月を最盛期とし、五、六月に及ぶ。其間之が買付並に輸移出、其他油房等に對する資金の需要頗る旺盛にして、

金融繁忙を呈し、綿絲布、麻袋、麥粉其他の輸入も亦盛に行はれ、夏季は概して取引閑散を呈するを例とする。

輸出品の大宗たる大豆、豆粕、豆油等は奥地産地にて直接買付けるものもあるも、概ね大連取引所に於て買付け輸出せらるゝものにして、現在同取引所に上場せらるゝ物件は、大豆、豆粕、豆油及高粱である。大連取引所は大正二年三月の設立に係り、官營組織なるがため先物取引の履行を擔保するに困難なる事情あり、之がため別に大連取引所信託株式會社を之を隸屬せしめ、之に取引の擔保及清算事務を擔當せしむることになつて居る。取引所に於ける取引の種類、物件、建値等に就ては左の如く規定せられてゐる。

(イ) 取引の種類、方法及取引物件

現物取引	取引方法—相對賣買
先物取引	取引方法—競賣買及相對賣買
	取引物件—大豆、豆粕、高粱、小麥、雜穀及錢鈔
	取引物件—大豆、豆粕、高粱、小麥及鈔票、俄帖(競賣買)
	豆油(相對賣買)

(ロ) 契約期限

大連

現物取引

重要物産 十日以内但し賣買當事者の合意に依り所長の認可を経て契約成立の日より三十日を越へざる期間内に延長することを得

錢 鈔 従来の慣習に依る

先物取引

重要物産 四箇月以内但し所長に於て必要と認むるときは六箇月以内に延長することを得

錢 鈔 四箇月以内

(ハ) 建 値

重要物産取引の建値は設立當時金建を以て原則と定められたるも、遽かに金建實行に困難なる事情ありしため暫く從來の慣行に従ひ銀圓建となし、其後大正十年に至り、同年十月十五日以後の受渡に係る取引より金建に依ることとして原則に復歸せしが、大正十二年十一月一日以降の取引より再び變更され當分の間金銀兩建となすこととなり、今日實際行はるゝものは銀建取引のみである。

大正十年四月、大連取引所重要物産取引に對し金建實行の發令せらるゝや、此の如きは特産物取引に甚しき悪影響を及ぼすものとなし世論囂然、何等かの解決を見ざれば歇まざるの狀態を呈するに至つた。金建論の要旨は、現在の圓銀建は圓銀券相場の變動測り難きため特産物取引の確實性を失はしめ、日本人は特産取引に付き商品の騰落と銀價騰落との二重の危険を負擔せざるべからずとなすにあ

つた。銀建論者は金建の實行は、特産物の相場が需給關係以外金銀比價により決定せらるゝことゝなるの結果、相場の高低を擴大せしめ、市場を投機化せしむる虞あるのみならず、銀を通貨とし銀を以て生活を營む支那人取引者は金建の不便に堪へずとして、關東州及滿鐵附屬地より撤退するに至るべしと云ふにあつた。斯くて實際に於て金建は實行困難の狀態を呈したので、遂に再び變更せられ現在の金銀兩建となつたのである。

斯くして大連港の貿易は、近年の銀價暴落と農産物の世界的増産並に價格暴落等の影響を受け、年々の著しき進境に一頓挫を來せし觀あるも、大連取引所に於ける大豆取引の如き、銀價騰落の思惑による投機取引盛に行はれ、出來高の増加を來たせしものがある。最近三箇年の特産取引出來高及輸出入貿易を示せば次の如くである。

大連取引所特産物取引出來高 (銀建)

先物	數量	昭和六年	昭和五年	昭和四年
大豆		一一七、七八六 <small>車</small>	一二〇、二五一 <small>車</small>	七九、九四五 <small>車</small>
豆粕		三八、五〇二 <small>千枚</small>	二六、七〇三 <small>千枚</small>	二七、〇四一 <small>千枚</small>
豆油		五〇、九八五 <small>百兩</small>	二八、二四五 <small>百兩</small>	三七、八四〇 <small>百兩</small>

大連

一五〇

高梁 一七、五一三 四二、九四三 六三、二〇九

大豆 三四四、〇一六 四〇六、四九二 二五六、一四八

豆粕 七五、六六二 五八、九〇六 五八、〇〇一

豆油 四六、〇八三 三二、〇九二 三八、二一八

高粱 三〇、〇三六 九三、八二一 一二七、九三七

合計 四九五、七九八 五九一、三三三 四八〇、三八三

現物

合計 一六八、三八二 一〇七、五四〇 九七、〇五八

大連港貿易額

昭和六年 昭和五年 昭和四年

總輸入高 一四六、四四三 一八二、八四三 二〇六、〇八三

總輸出高 二八八、二二二 二四〇、〇四〇 三〇二、四四四

合計 四三四、六六五 四二二、八八五 五〇八、五二七

由來滿洲は其の生産に係る農産物を輸出し、之に依り消費の大部分を輸入に仰ぐの状態にあるを以

て、輸出の不振は必然的に輸入品に對する購買力の減退を伴ひ、工業方面、一般商業界亦共に之に隨伴して不振に陥る。大連金融の繁閑も亦其の軌を一にし、主として輸出農産物の出廻り及貿易の状況に伴ふものなるが、大連金融界の状況に就ては下記の統計を掲げて其の一端を窺知するに止め、次に輸出入取引金融事情に付概略を説明するであらう。

昭和六年末 昭和五年末

大連日本側銀行預金 八四、三一 八、三七五

同上貸出 一〇三、五八〇 九八、七一九

同上現金在高 七、二四七 八、二三八

金 受 九六、二五〇 一〇七、三〇五

銀 受 三六、三三五 三二、五二二

在滿日本側銀行 爲替受拂高

銀 受 三五、五八七 三二、六二九

大連

一五一

大連手形交換所手形交換高

金	八四、一六〇 <small>千円</small>	六九、二三四 <small>千円</small>
銀	九二、六三五	七〇、一四七

金利 (大連) 昭和六年十二月現在

朝鮮銀行	正金銀行	正隆銀行	滿洲銀行
金	銀	金	銀
定期預金 (二箇年)	四分五厘	三分八厘	四分
預金利率	三分八厘	四分	三分五厘
當座預金	三厘	三厘	五厘
不動產	三厘	二厘	四分
證券	二六	二九	四分
商 品	二四	二七	五分
信 用	二〇	二六	四分
當座貸越	二八	二七	四分
割引手形	二五	二八	四分

當座預金	三厘	三厘	三厘	二厘	四厘	三厘	四厘	三厘
不動產	二六	二九	三〇	三〇	三三	三三	三三	三三
證券	二四	二七	二七	二七	三〇	三〇	三〇	三〇
商 品	二〇	二〇	二六	二五	三〇	三〇	三〇	三〇
信 用	二八	二五	二二	二七	二八	三〇	三〇	三〇
當座貸越	二五	二二	二二	二七	二八	三〇	三〇	三〇
割引手形	二二	二二	二二	二七	二八	三〇	三〇	三〇

(二) 輸出入取引金融

屢述の如く輸出入貿易は大連經濟金融の根幹をなすものにして、之を國別に(對支那諸港を含む)就て見るに、對日本貿易は一七八、九二六千海關兩にして總貿易額四二二、八八五千海關兩の四割二分餘に當り、更に支那諸港を除きたる大連對各國貿易に就て云へば、日本は輸入に於て五六・八%、輸出に於て五五・二%、輸出入合計に於て五六%を占める。英、米、和蘭之に次ぎ、對支那港貿易は上海を主とし、青島、天津、廣東等之に次ぎ、銀安と仕向地の豐作關係により一兩年は激減せるも、尙ほ九三、六七二千海關兩に達して居る。(昭和五年度) 主要輸出品は大豆を大宗とし、豆粕、豆油、石炭等にして、其他山東省及南支向を主とする高粱、玉蜀黍及豆類之に次ぎ、主要輸入品は綿絲布、麻袋、麥粉、鐵及鋼、機械器具等である。

(イ) 日本向特産輸出金融

日本向特産輸出は原則として信用狀による取引にして、其の金融は殆ど日本側銀行に於て之を獨占してゐる。信用狀は内地問屋筋(買方)より銀行經由にて送付せられ、表示金額は金圓である。契約品の調達は哈爾濱又は奥地原産地市場にて買付けらるゝ場合あるも、普通大連取引所にて買付手配せられる。取引所にて買付をなしたる大連特産商は取引所の買建値が銀圓なる爲め、特産買付と同時に錢

鈔取引所に於て鈔票の買付をなすか、或は、銀勘定の當座を開き、日本向爲替の豫約(金賣鈔票買)をなすか、又は特産物を擔保として銀行より鈔票を借入れるのが普通である。取引所を利用する場合特産には銀、錢鈔には金の證據金を必要とし、(大連にて銀と云へば圓銀即ち鈔票を意味し、金と云へば金圓即ち金票を意味する)銀は殆ど小切手を使用せられる。受渡は特産の賣方は現物(滿鐵引換證券)を、買方は現銀(多くは支拂保證ある圓銀小切手)を信託會社に提出し、夫々證券代金の受授を結了するのである。從て受渡日には巨額の銀資を要し銀價は強含み勝である。又錢鈔市場にて銀の買付をなしたる者は、受渡日に相當額の金圓を要すること勿論にして、此場合金圓は特産物買入資金たる圓銀買入資金として需要せられる。奥地大洋票建にて買付けたる場合には、金圓は大洋票買入資金として需要せられ、官帖建にて買付けたる場合には官帖買入資金として需要せられる。尙ほ銀行が特産商其他に融通のため銀資金を必要とする場合、錢鈔市場に於て現物又は近物を買ひ同時に先物を賣り、爲替乗替の方法に依て資金の調達をなし、又之と反對に銀行に手許遊資を生じたる場合、現物又は近物賣同時に先物買を行ひ遊資運用の途を市場に求め、其他銀行が銀に依る輸出爲替の買入及特産商との鈔票賣買等をなしたる時之が Cover を錢鈔市場に求むることは最も普通に行はるゝ所にして、特産出廻期に於ては相當大口の出勤を見るは此等の原因によるものである。大連取引所に於ける特産物及錢鈔取引出來高(昭和六年)の概數は左の如くである。

特産物取引出來高	
先物 (銀建)	四九五、七九〇、〇〇〇圓
現物 (銀建)	一六八、三八二、〇〇〇圓
先物 (銀對金)	二、〇八五、二五五、〇〇〇圓
現物鈔票(金建)	七七、八七七、〇〇〇圓
錢鈔取引出來高	一二、一四五、〇〇〇圓
鈔票(小洋錢建)	

取引所にて買付けたる現物は信用狀の條件に従ひ船積保險等夫々手續の上、必要書類を金手形に添附して銀行に提出し、銀の支拂を希望する者は其の時の相場にて支拂を受け、又豫約あるものは其の豫約を實行する。錢鈔市場にて銀を買付けたる者は此等輸出手形の買取を求め金圓の支拂を受け、錢鈔取引所に於ける決濟資金に充當するものである。

(ロ) 歐米向特産輸出金融

歐米向特産輸出金融機關は大體次の如くなるが

- | | | | | | |
|-------|---------------------|-------|------|------|------|
| 日本側銀行 | 橫濱正金銀行 | 朝鮮銀行 | 三井銀行 | 三菱銀行 | 臺灣銀行 |
| | (三井、三菱、臺灣銀行は何れも出張員) | | | | |
| 外國銀行 | 滙豐銀行 | 麥加利銀行 | 花旗銀行 | | |

支那側銀行 中國銀行

此内歐洲向は主として正金、鮮銀、三井、三菱、滙豐等の各銀行により、米國向は花旗銀行、正金銀行、朝鮮銀行等により取扱はれる。中國銀行は最近倫敦に支店を設け此方面への進出を企圖しつつあるも、未だ成績の見るべきものなき模様である。

特産輸出金融の場合、先づ特産物買付資金の金融に就ては（イ）信用又は擔保貸の場合（ロ）信用状による輸出前貸及（ハ）輸入地に於ける前貸による場合と三つの場合が考へられる。此内（イ）（ロ）に就ては別に説明を要せざるも、（ハ）は従來外商筋により盛に行はれた所である。蓋し當時は外商の信用状態分明ならず、且擔保の關係もあり當地に於て外商に對する貸出困難なりしと、一面日本金利に比し倫敦金利は頗る低率なりし關係上、倫敦にて貸出を受け之を大連に送金し買付資金に當てたものである。然るに近年に至りては外商筋の信用状態も大體判明し、日本側銀行と雖貸出を躊躇せざること、日本と倫敦との金利關係は従前の如くならざること、及外國銀行の進出等に依り現今に於ては此方法による買付資金の金融は大に減少せる模様である。

輸出金融は輸出手形の買付に依り行はれ、手形は荷付爲替手形を普通とし稀にクリーン・ビルもある。更に此等の手形は單純に信用により又は頭金を取て買取らるゝものと、L/Cに依て取組まれるものとある。L/Cは歐洲にありては輸入地の如何に拘らず殆ど總て倫敦銀行の發行に係り、米國向は紐

育、桑港、シアトル等の銀行信用状である。此等輸出手形の額面は歐洲向は特産輸入地が主として獨逸、和蘭、丁抹、白耳義等なるに拘らず、手形は歐洲金融界の中心たる倫敦向英貨手形にして、馬克、法又は圓貨手形は全然行はれない。尙又米國向手形が米弗貨手形であることは云ふ迄もない。手形期間は普通四十五日、六十日、九十日或は四箇月拂である。

（ハ）輸入取引金融

大連の輸入は輸出の増進と共に逐年増加し、昭和五年度は前述せる如く一億八千二百萬海關兩に上り、此内日本よりの輸入は七千七百萬兩にして約四割二分を占め、綿絲布、麻袋、麥粉、砂糖等は其主要なるものである。綿絲布の輸入に當り内地へ對し信用状を發行するものは少い。滿洲に於ける綿絲布輸入卸商は概ね内地に本據を有するを以て、支店出張所よりの買注文に對し荷爲替にて來るを普通とする。輸入商が華商の間屋に卸すも、間屋が中間屋に卸し又は小賣するも、總て金圓建なるが、奥地にては實際は洋票、官帖等其地の通貨を其日の金相場にて換算して受入れるのである。従て相場變動の危険を避くるため、直ちに金票に交換して一時預金とし期日に至り原手形の決済に充當するか、又は大口のものは直に手形を決済し内地へ送金して決済をつけるのである。

歐米より輸入する商品は洋錢銀建のことなきにあらざるも、大部分は金圓貨建である。又支那各港

より大連へ年額四千萬兩の輸入あれども、大部分は上海より輸入せらるゝものにて、輸入品代金は滙申を買ひて(鈔票對上海兩)決済するを普通とし、一般取引は大洋錢銀建である。

第二 外國 爲 替

(一) 概 説

大連對各國間の爲替關係は主として特産物の輸出及各種輸入品の代金決済關係より生ずるものにして、日本を最重要とし、對英、米、獨等之に次ぐ。大連對日本の爲替受拂は金圓にて行はれ、受授されたる金圓は錢鈔取引所に於て銀と交換されるものである。日本以外の英米其他金本位國に對する貸借決済は日本金圓を通すか、又は上海兩に換算されて決済せられ、支那各地に對するものは大部分大連鈔票を通じ上海兩を以て決済せらるゝを普通とする。此等の爲替取引は横濱正金銀行を中心とし主として日本側及外國側銀行の手に依り行はれる。今正金銀行大連支店の發表せる大連各地向爲替相場を示せば、昭和六年中に於て次の如きものである。

	最高	最低	平均
日本向(電信) 金圓一〇〇圓に對し鈔票	五七七五	四一〇〇	四六〇九
上海向(シ) 鈔票一〇〇圓に對し上海兩	七三五〇	七一二五	七二〇九

香港向(シ) H\$一〇〇弗に對し鈔票	一一四・三五	一〇三・三五	一〇九・五〇
天津向(シ) 鈔票一〇〇圓に對し天津兩	六九・〇〇	六七・四〇	六七・九四
倫敦向(シ) 金圓一圓に對し英貨	三〇・三六	二〇・五六	二二・三六
米國向(シ) 金圓一〇〇圓に對し米貨	四九・三六	四九・三六	四九・三六
佛國向(シ) 金圓一圓に對し佛貨	一一・五〇	一一・〇〇	一一・四三
獨逸向(シ) 金圓一圓に對し獨貨	二〇・九三	一九・九三	二〇・五三
印度向(シ) 金圓一〇〇圓に對し留比	一九・三三	一三・五三	一四・五三
新嘉坡向(シ) G\$一〇〇圓に對し金圓	二四・三六	八一・三六	一〇八・三六
マニラ向(シ) 一〇〇ペソに對し金圓	一〇五・三六	一〇〇・三六	一〇一・三六
瓜哇向(シ) 金圓一〇〇圓に對しフロリン	一〇三・一	二四・三六	一三二・七八

金爲替に對しては別に説明を要せざるも、對上海爲替に就て以下其の概要を説明するであらう。

(二) 滙 申 取 引

對支爲替關係中、大連上海間爲替は貿易並に金融關係上最も重要なものにして、上海以外支那各地と大連との間に直接爲替取引の行はるゝことは殆ど稀にて、大部分は鈔票對上海兩を以て決済せら

るゝを普通とする。

大連に於ける滙申取引とは大連鈔票を以て上海兩を賣買する取引を云ひ、大連爲替銀行の上海向賣とは上海兩賣鈔票買、又上海向買とは上海兩買鈔票賣を意味する。蓋し上海に對する輸出商は代金として受取りたる上海兩を鈔票に換ゆる必要あり、又上海よりの輸入商は上海宛送金のため兩を求めねばならぬ。茲に大連に於て上海兩に對する實需賣買行がはれる、之れ即ち滙申市場である。滙申の賣買は爲替銀行及錢莊間に行はるゝ外、大連取引所錢鈔部の一隅に於て支那人取引人に依て賣買されて居る。勿論錢鈔取引所の上場物件にあらざるを以て滙申の賣買は取引所とは全然關係なく、從て一定の組織ある取引所の存するにあらず、且此滙申市場にて賣買さるゝ上海兩は現物賣買に限らるゝが故に、若し先物取引をなさんとすれば銀行又は錢莊と爲替豫約を取極むる外なく、銀行は普通一週間乃至二週間の先物豫約を行ふのである。

(イ) 滙申相場

滙申相場は鈔票百圓に對し上海兩幾許と建てられ、主として兩地間の貿易關係並に金融事情に依て決せられる。元來鈔票兌換の基礎たる圓銀は重量四一六グレイン、品位九〇〇にして、上海兩一兩は重量五六五・六九七グレイン、品位九一六・六六七なるを以て、圓銀百圓は上海兩の七二兩二〇六に相

當する。從て鈔票が圓銀に兌換され得る限り、此平價に運賃、諸掛を加算すれば、大連上海間の正貨輸送點をなし、滙申相場は之を限界として騰落すべきである。然るに現在に於ては

(一) 圓銀は明治三十年貨幣法廢止と共に廢貨となり、新規鑄造を許さざるを以て、假令上海兩を輸入するも正金大連支店は之を買入れざることを

(二) 大連より圓銀を輸出するには關東廳の許可を要し事實上輸出禁止と同様なることを

此二の事情に依り、滙申の正貨現送點なるものは全く無意義となり、滙申相場は賣買仕手關係により此限界點を超へて騰落する。

(ロ) 仕手關係

大連滙申市場に於ける主要なる仕手關係は大體次の如く區別せられ、滙申の賣手とは上海兩賣鈔票買を、滙申の買手とは上海兩買鈔票賣を意味し、滙申相場は此等實需筋の取引並に投機筋の鞘取り賣買に依て定まるものである。



(一) 南支筋とは上海及南支方面に對する大豆、豆粕、高粱等の特産輸出に従事する支那商にして、輸出特産代金として受取るべき上海兩を滙申市場に賣りて鈔票を買ひ、鈔票を以て特産買入資金に充つるものである。從て特産出廻期となり南支向輸出旺盛となれば、南支筋の滙申賣も之に伴ふて多額に上り、毎年十月頃より翌年五、六月頃迄は滙申市場は南支筋の賣物多く、從て鈔票高上海兩安の氣配を呈するのである。

(二) 油房筋とは其の製造に係る豆油、豆粕の南支向輸出支那商を指すものにして、輸出商談成立すれば、滙申市場にて上海兩を賣り鈔票を買ふのであつて、南支筋と共に滙申の賣手である。

(三) 上海筋とは上海市場の大連商人、大連錢鈔取引所の上海筋と同一系のものにて、大連上海兩地間銀相場の鞘取りを目的とする商人の一團である。彼等は大連の銀相場が普通上海に比し割高なるを利用し、主として上海に於て大連向爲替を賣り、大連に於て鈔票を以て金圓を買ひ、鞘取りを行ふものにして、大連向を賣る場合多き結果大連に於て滙申の賣手となるのである。即ち上海に於ける大連商人は上海に於て大連向金圓爲替を賣ると同時に大連に於て滙申を賣り、得たる鈔票を錢鈔市場にて賣り、其代金として受取りたる金圓を上海に於て大連向金圓爲替を買入れたる銀行の大連支店又は代理店に拂込み、上海の銀行にては金圓受入の電報に依り兩銀を大連商人に交付し、大連商人は此兩銀を上海に於ける滙申の買手に支拂ひ、總ての取引を完了するのである。

大連が上海に比し銀價割高なる傾向を有するは次の如き原因による。蓋し上海は支那に於ける爲替金融の中心地にて銀の輸出入全く自由にして、銀は上海を中心として集散し、上海は各地に對し銀の供給地たる地位に立つ關係上、支那に於て銀の最も割安なる市場である。之に反し大連は銀の輸出入極めて不自由にして、銀の輸出は事實上禁止同様となれる上、毎年特産物の出廻季節中には之が買付のため銀資金の需要旺盛となる。更に大連が滿洲國の一大輸出港なるに反し、上海は支那最大の輸入港にして、殊に此の傾向は日本向貿易に於て甚しく、尙大連は上海方面より支那雜貨の輸入多く、此等の決済と相俟ちて上海の對日決済は大連を経由するを最も便宜とするものにて、此間大連銀相場は上海に比し著しく割高の傾向を呈するのである。依て大連商人は上海に於ける日本向 $F. H.$ 相場何程の時、大連に於ける錢鈔相場何程なるべきやを算出し

滙申市場

＝大連錢鈔採算相場

上海日本向 $F. H.$ 相場

之を實際に於ける當日の大連錢鈔相場に比較し、上述せる Operation に依り其間鞘取りを行ふのである。

上海筋は大連銀割安のとき反對に滙申の買手たる場合もある。尙銀行筋も大連商人と同様鞘取の目的を以て滙申の賣手となつて現はれ來る場合も尠くない。

(四) 奥地筋とは奉天、長春、哈爾濱等に根據を有し、上海方面より綿絲布、麥粉、各種雜貨類を輸入する支那輸入問屋筋を指す。滿洲に於て上海兩の賣買は滙申の外、營口に於て過爐銀對上海兩、安東にて鎮平銀對上海兩の賣買行はれ居り、其の最も有利な土地にて兩を買入れて支拂はる、譯なるが、奥地輸入商は其所持する大洋票又は官帖等を奥地錢莊に賣却して上海兩を買ひ、上海よりの輸入品代金を支拂ひ、一方奥地錢莊は奥地にて買取りたる大洋票、官帖等を以て金票を買ひ、更に大連錢鈔取引所にて金票賣、鈔票買、滙申市場にて鈔票賣、上海兩買の Operation を行ふのである。故に結果に於て奥地筋は滙申の買手として現はれる。

(五) 官銀號筋とは東三省官銀號系に屬する福聚商、公濟棧、永衡通達等を指し、(滿洲中央銀行開設後は中央銀行に統一せられた)此等の御用商が省當局の命を受けて軍需品等を買入る、場合、上海兩の必要を生じ滙申を買ふのである。從て官銀號筋の出動は突發的にして且一時的のものである。其の經路を示せば奉天又は開原等の取引所に於て奉天票又は現大洋票賣金票買、大連錢鈔取引所に於て金票賣鈔票買、又は奉天票、現大洋票を以て直接鈔票買、滙申市場に於て鈔票賣上海兩買となつて現はれるのである。

(六) 地場輸入商とは大連に於ける支那輸入商にして、奥地筋と同様輸入雜貨等の代金支拂のため鈔票を賣り上海兩を買ふのであるが、其の買入額は奥地筋と比較すれば殆ど問題とするに足らぬ。

第三 大連上海日本三地間爲替關係

大連港の貿易は毎年輸出超過を示せるが其の主なる輸出先は日本内地にして、左の如く輸出超過を示して居る。故に此出超過は大連の受取勘定となり日本より大連に流入すべき筈である。

大連對日本貿易額

(單位千海關兩)

昭和元年	輸出	輸入	差引出超過
昭和元年	九八、〇五六	六一、七七五	三六、二八一
二年	八九、〇三七	六一、二九〇	二七、七四六
三年	一〇八、四六四	六六、〇七〇	四二、三九四
四年	一一五、八八五	八三、三六一	三二、五二三
五年	一〇〇、四六九	七五、九三〇	二四、五三九

次に大連對上海貿易關係を見るに、大連は殆ど毎年輸入超過の状態を續け、昭和四年度の如きは一千萬關海兩の入超を示して居る。

大連對上海貿易額

(單位千海關兩)

昭和元年	輸出	輸入	差引入超過
昭和元年	二二、一七五	二九、二三八	八、〇六二

昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
二五、六四六	二六、一九八	二五、九〇六	二〇、三六七
二八、四六二	三五、二九七	三六、二五六	三二、九八五
二、八一五	九、〇九八	一〇、三四九	一二、六一八

而して大連の對上海輸入爲替は、大連に於て滙申相場により鈔票を以て上海兩を買ふか、又は上海にて大連向賣爲替により決済されるのであるが、先にも述べたる如く上海は支那に於ける銀の最も割安なる市場なるに反し、大連は殊に特産出廻期中の如き銀資金たる鈔票の需要を増加し、大連の支那商が爲替銀行に就き圓賣銀買の豫約を行ふ場合の如き、爲替銀行としては圓を安く買ひ銀を高く賣るため、大連の銀相場は上海に比し著しく割高となる場合を生ずる。即ち大連は上海に比し銀高金安の傾向を有するのである。

最後に上海對日本の貿易状態如何と云ふに、左の如く上海は日本に對し著しく輸入超過なるが故に、圓に對する需要上海に起り、上海の日本側爲替銀行は銀を安く買ひ圓を高賣りするため、上海市場に於ては圓の割高を招致する。即ち上海は大連と反對に銀安金高の傾向を有するのである。

上海對日本貿易額

(單位千海關兩)

昭和元年	輸出	輸入	差引入超額
四六、九六六	一二五、八六一	七八、八九五	

二年	三年	四年	五年
四八、三四八	四五、二〇三	五〇、九四四	四〇、三〇六
一〇一、八八一	一〇七、七二六	一二三、一六二	一二七、一一七
五三、五三三	六二、五二三	七二、二一八	八六、八一

右に述べたる如く大連は日本に對し輸出超過であり、日本は上海に對し又上海は大連に對し夫々輸出超過である。故に單なる貿易尻より見れば、大連は日本に對し貿易差額の受取勘定なるに反して上海に對し支拂勘定となり、上海は更に日本へ支拂勘定となるを以て、資金は大連より上海へ、上海より日本へ、日本より大連へ循環流動すべき理である。然るに大連は上海に比し銀價割高の傾向あるため、茲に上海に於ける大連商人は兩地間銀價の値開きに乘じ鞘取りを目的として、割安なる上海にて日本向け圓を賣り、割高なる大連市場にて鈔票を賣り圓を買ふ場合が多かつたのである。即ち上海に於ける爲替銀行の立場よりすれば、大連向爲替を買ふことは日本向賣爲替に對し絶好の Cover となり、貿易商側より云へば日本に對する輸入代金の送金も、一旦大連を経由して内地へ送金する方有利となる。従て上海の各銀行は勢ひ相當巨額の大連向爲替を買入ることとなり、斯くして大連に於て入手したる圓は、之を以て日本向又は歐米向輸出手形の買入れ又は貸付金に振向け、尙ほ餘剰を生じたる場合之を朝鮮銀行の手を経て日本に回金することとなるのである。

此の如き大連上海間爲替取引の結果として、貿易關係とは反對に巨額の圓資金が上海より大連へ送られ、次で朝鮮銀行を通じて内地に回金せらるゝの現象を生じ、朝鮮銀行の立場よりすれば、大連よりの日本向回金は大連に於て朝鮮銀行券を受入るゝ代りに、日本に於て日本銀行券を支拂ふことゝなり、日本向回金の増大は勢ひ同行の兌換準備を脅かし、金繰上多大の支障を來たすことゝなる。而して此の傾向は大正十二、三年頃に於て特に著しかりため、遂に同行は此等投機的爲替取引に制限を加ふる目的を以て、滿洲資金流出防止の理由の下に大正十三年八月以來、一時は内地送金に對し十萬圓以上百圓に付七十錢と云ふ高率の送金手数料を徴したることあり、尙ほ其結果激増したる振替貯金による内地送金に制限を加ふるため、振替送金は一日一口一萬圓と制限せらるゝに至つた。尤も近年に至りては當時と事情に大なる變化を來し、朝鮮銀行の送金手数料の如きも、本支店間は十萬圓以上百圓に付普通送金十四錢、電信送金二十六錢に引下げられ、内地向投機送金も現在に於ては殆ど其跡を絶つて居る。

第二節 哈爾濱

第一項 概説

哈爾濱は北滿洲の中心市場にして、東支鐵道本線(自滿洲里至ボクラーニチナヤ驛)と南部支線(自哈爾濱驛至寬城子驛)との丁字形交叉點に當り、呼海鐵道の接續地にして、松花江岸第一の商埠地である。特産取引の大市場たると共に各種工業發達し、日、英、米、佛、露、支等各國人居住し國際都市の色彩濃厚である。人口は昭和四年末の現在に於て支那人二十三萬人、露國人十一萬人、日本人三千八百人、其他四千人、合計三十四萬七千八百人と稱せられる。

北滿洲は初め露國人に依りて開拓の扉開かれ、日本人に依りて經濟的基礎の築かれたる土地にして、由來滿洲特産物の寶庫と稱せられ、就中大豆、小麥、高粱は最大の生産高を示し、此等の輸移出竝に之を原料とする油坊、製粉、醸造等の諸工業發達し、北滿經濟界の基礎をなして居る。北滿物資の生産高は東支鐵道調査局の發表に依れば次の如くである。(一九二八年度)

農産	數量	金額
	六八二・〇〇〇 <small>百萬對度</small>	五四四・九六 <small>百萬圓</small>

哈爾濱		計	
林産	二〇四・六〇	九三六・二〇	七〇五・一二
礦産	三四・一〇		
畜産	一五・五〇		
工業			
計			

更に哈爾濱税關管内輸移出入額を見るに左の如くにして

	昭和三年	昭和四年	昭和五年
輸移入額	二八、六五八	一六、一四六	一六、九八八
輸移出額	七八、二〇九	四〇、四五九	五二、七九三
再輸移出額	二、一一〇	一、四〇八	九七九
合計	一〇八、九七八	五八、〇一四	七〇、七六二

(單位千海關兩)

其経路は鐵道、水路、陸路三方面に涉れるも、東支鐵道に依る西境滿洲里、東境綏芬河、南方長春を主となし、就中南滿を經由するもの輸入に於て約六割五分、輸出に於て約四割を占むるを毎年の例とする。其主要品は輸出に於て大豆、豆粕、豆油、麻子等にして、輸入に於ては綿織物、砂糖、石油、

石炭、コークス、麻袋等である。對露貿易も北滿の主要幹線たる東支鐵道が露支共同管理に屬する關係上、哈爾濱には幾多のソヴェート商業代表機關設置せられ、露國品の北滿輸入に努力せるため、昭和五年度に於ては其の輸入額邦貨換算約八百八十萬圓に達し注目し値するものがある。

以上述べたる如く、北滿は農産物を特産とし其の輸出により著しく發展したる地方なるを以て、之が中心市場たる哈爾濱の金融も、主として農産物出廻り並に輸出入貿易の繁閑により支配せらるゝ状態にある。即ち滿洲の特産は毎年十一月頃の結氷期を期して一齊に出廻り、翌年二月頃迄を最繁忙期となし、此期間輸出入貿易亦最も繁盛を呈し、夏季は特産出廻り貿易共に激減して市場閑散を呈する。故に之を基調として動く經濟金融界の事象は、皆此季節的周期に従ひ繁閑を呈するを原則とする。

第二項 哈爾濱の通貨

第一 哈爾濱通貨の沿革

(イ) 露貨時代 一八九五年露國が露清銀行を設立し、續て東清鐵道敷設權を獲得し、北滿進出の中心地として哈爾濱の建設に著手せし頃より、哈爾濱は言ふ迄もなく鐵道沿線各地に露貨の流通を見るに至つた。殊に此の地に於ては露貨の勢力頗る強大にして、諸物價の建値より鐵道運賃、納税、貨銀等に至る迄總べて露貨本位にして、ロマノフ紙幣、金貨留並に補助貨等は哈市は固より北滿

一帯に流通を續けた。然るに露國の歐洲大戰參加以來、露國紙幣は急激なる下落を演じ、金貨留は頓に市場より姿を没し、一九一七年（大正六年）三月革命の勃發するや、更に暴落に暴落を重ねて遂に廢紙に歸するに至つた。

(ロ) 日貨時代 露貨の暴落を演ぜし頃より日本通貨は哈爾濱市場に多少流入しつゝありしが、大正六年七月朝鮮銀行哈爾濱支店の開設せらるゝや、同行券は漸次露貨の流通區域を蠶食し、殊に大正八年八月日本の西伯利亞出兵と共に、露貨は久しからずして北滿市場より全く其影を潜め、朝鮮銀行券は之に代りて澎湃として東支鐵道沿線より東部西伯利亞一帯に侵入し、哈爾濱に於ける主要通貨たる地位を占むるに至つた。

(ハ) 哈大洋票の出現 此間支那側に於ても露國の勢力の失墜せる機會に乘じ、東支鐵道其他の利權を回收し、同時に自國通貨の流通を圖らむとし、民國八年十一月中國、交通兩銀行をして哈爾濱大洋票（當時國幣券と稱した）を發行せしめ、翌年一月より海關に於て哈大洋の收受を開始し、次で三月當局は大洋票の兌換保證を聲明し、更に五月東支鐵道運賃は露國金留建となすも、大洋錢又は哈大洋票を以て換算收受すべきことを露國側と協定するに至つた。それと同時に大洋票相場維持の爲め朝鮮銀行券に對し種々なる壓迫を加へ、金圓の賣買並に金圓に依る商取引を禁止する等、排日貨に狂奔し、爾來哈大洋の流通は次第に其勢力を増し、特産物の建値は勿論哈爾濱支那街たる傳家甸に於ける

取引は總て哈大洋建となつた。

第二 現在通貨の種類及流通状態

斯くして現在哈爾濱に流通せる通貨は哈爾濱大洋票を中心として、吉黒官帖、現大洋票、永衡大洋票等各種の紙幣あり、硬貨に大洋錢、銅元あり、更に外國貨幣たる朝鮮銀行券及露貨がある。然れども其中主要なるものは哈大洋票、官帖及朝鮮銀行券にして、其他に至りては何れも流通額大ならず、殊に硬貨は補助貨として銅元約二〇、〇〇〇元位あると言はれて居る外、殆ど市中に其姿を見ることはない。露貨チエルヴォネツ留に至りては、入露者又は露國との取引用具として北滿に於ける在高二、三十萬留と稱せらるゝも市中には殆ど流通を見ない。朝鮮銀行券は日本人側取引、特産買付並に貿易資金として流通せるものにて、時期に依り増減あるも約三百萬圓内外の流通額を示して居る。而して各種の支那側通貨は何れも不換紙幣にして額面價格の外各種各様の市中取引價格あり、日々變動すること他の滿洲各地に於けると異なることはない。

哈爾濱に於ける通貨流通高に就ては固より明確なる數字は得難きも、其推算額を示せば左の如くである。（昭和六年七月調）

種別	發行銀行	發行推算額	哈爾濱に於ける推算流通額	推算流通額を哈大洋に引直したる額
哈大洋票	中國、交通、邊業、東三省、永衡、廣信公司	五〇,五〇〇,〇〇〇元	四五,〇〇〇,〇〇〇元	四五,〇〇〇,〇〇〇元
現大洋票	中國、交通、邊業、東三省	一四,〇〇〇,〇〇〇元	五〇〇,〇〇〇元	六一五,〇〇〇元
永衡大洋票	永衡官銀錢號	一〇,〇〇〇,〇〇〇元	一,〇〇〇,〇〇〇元	九五二,三八〇元
奉天票	中國、交通、邊業、東三省	五,二〇〇,〇〇〇,〇〇〇元	二,〇〇〇,〇〇〇元	三七七,〇〇〇元
吉林官帖		九,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇元	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇元	一,〇〇〇,〇〇〇元
江省官帖	黑龍江省廣信公司	一一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇元	一,五〇〇,〇〇〇,〇〇〇元	一二五,〇〇〇,〇〇〇元
江省大洋	同上	九,〇〇〇,〇〇〇元	一,〇〇〇,〇〇〇元	一,〇〇〇,〇〇〇元
金票			一,五〇〇,〇〇〇元	三,九四七,三六〇元
計				五三,八〇三,四四〇元

註 民國十八年、哈大洋回收整理の目的を以て哈爾濱に於ける各銀行號發行の紙幣に對し、一律に監理官の印を押捺して制限することとなり、捺印は東三省、邊業、廣信、中國、交通の五行號に限りたるを以て、現在に於ては永衡官銀錢號は哈大洋の發行權がない。

哈大洋票は元と兌換券なりしも、十二年頃には既に兌換停止となり、現在にては不換紙幣である。但し下記の如き特殊なる兌換方法がある。

(イ) 旅行者に對し少額を限り現大洋と額面にて兌換する。

(ロ) 公定相場により南方向現大洋の爲替を買う、但し其金額には制限あり且其爲替相場は時々變更される。

哈大洋の發行準備は發行銀行の貸出金等一切の債權、所有不動産を之に充當せる建前なるも、準備金として公表されたものは未だ曾てない。

第三項 金融機關の現状

哈爾濱は既述の如く北滿の中心市場として特産取引並輸出入貿易殷盛を極め、油坊、製粉、釀造等の諸工業亦頗る發達せるを以て、支那側新舊金融機關の外、日、英、米、露、佛の各國銀行亦此地に割據し混戰状態を續けて居る。

第一 日本側金融機關

日本側金融機關としては、横濱正金銀行、朝鮮銀行、正隆銀行、哈爾濱銀行、東洋拓殖株式會社、國際運輸株式會社金融部等がある。

其營業としては内外爲替の外、主として金圓勘定の取引をなし、預金、貸出、送金、代金取立等を取扱ひ、貸出にありては大正十二年頃迄は不動産擔保の取扱あり、殊に東拓は其本來の使命上廣汎な